

七尾城跡・三宅御土居跡

— 益田氏関連遺跡群発掘調査報告書 —

1998

教育委員会

ページ	行	誤	正
序 例言	14行目 31行目	生かして 文化課 文化財課	活かして 文化課→文化財課
"	43行目	高野 正	高野昭一
P 1	25行目	遺跡の位置と歴史的環 境	遺跡の位置と歴史的環境
P 2	30行目	益田川	高津川
P 6	4行目	開発が進められた	開発が進められた
P 7	15行目	この部分の多く	この部分に多く
P 8	10行目	大改修したとわれれるが	大改修したといわれるが
"	26行目	土器・瓦質土器	土器、瓦質土器
P 14	11行目	土器・瓦質土器	土器、瓦質土器
P 18	24行目	土質土器	土師質土器
P 46	5行目	土壘が残るが	土壘が残るが
"	19行目	市道有明東町	市道有明東町線
"	26行目	19. 600m ²	19. 600m ²
P 49	11行目	木村祐光	鬼村祐光
"	18~19行目	歴史を生かした	歴史を活かした
P 89	1行目	上中・下市	上・中・下市
P 94	8行目	長野大事	長野退治



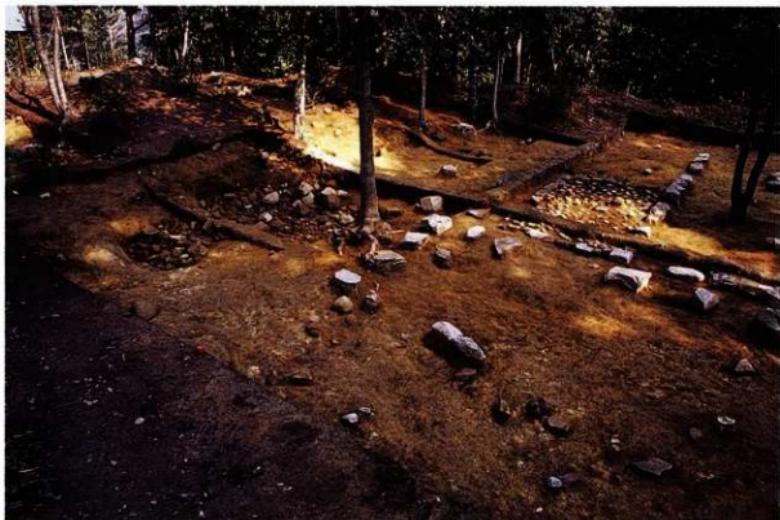
益田地区を上空から望む（平成5年撮影）

※第2図参照

巻頭図版2 (七尾城跡)



本丸跡北端で発見された礎石建物跡



二の段北端で発見された礎石・砂利の化粧敷区画・土壙



本丸跡北側の腰曲輪で発見された礎石列・集石



二の段西側の帯曲輪で発見された礎石建物跡

巻頭図版4（三宅御土居跡）



三宅御土居跡空中写真（平成8年撮影）



益田市所蔵 美濃郡上本郷村道水路図（部分）

（明治10年頃）



益田市所蔵 美濃郡上本郷村地図第四号（三宅御土居跡部分）

(明治10年頃)



七尾城想像図

イラスト 香川元太郎



三宅御土居想像図

イラスト 香川元太郎

序

益田氏は平安時代末期から関ヶ原の役までの約400年間にわたって益田を本拠地として中世の動乱期に勢力を誇った山陰の名族で、市内には支配拠点の七尾城跡や三宅御土居跡が県指定史跡として保存され、旧城下の益田地区にはこれを取り巻くように染羽天石勝神社や雪舟庭園のある万福寺や医光寺など中世の歴史遺産が数多く残されています。さらに多量の中世文書を含む益田家文書は東京大学史料編纂所に所蔵されています。このように益田は中世史研究の貴重な資料を豊富に持ちあわせた稀有な地域といえます。

さて益田市では昭和58年の山陰豪雨災害の後に防災道路の機能を備えた街路事業のひとつが益田氏の居館三宅御土居跡に計画されたため、遺跡保存か道路建設かで市民の意見は大きく揺れました。このような中で、歴史学と都市工学の専門家、文化庁、建設省、県の参加を得て歴史的地区における今後のまちづくりと、これを支える道路整備について検討を重ね、市民の合意を得て平成6年6月に両者を賢明に両立させる解決策として「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」を市の方針として決定しました。益田市は将来のまちづくりにはかけがえのない歴史遺産を十分に生かしていくことが重要と考え、この計画に基づいて関連遺跡の発掘調査や遺跡整備構想の策定、歴史的地区環境整備街路事業の導入などに取り組んでまいりました。

本書は平成2年度以来実施してきました七尾城跡と三宅御土居跡の発掘調査の成果の概要をまとめたものです。この資料が文化財に対する認識と理解を深めるために活用されるとともに、歴史を活かした個性的なまちづくりの実現への一助ともなれば幸いに思います。

調査にあたってご指導とご助言をいただいた文化庁、鳥根県教育委員会、永原慶二先生をはじめとする調査指導の各先生方、さらに調査に協力していただいた土地所有者の方々、地域住民の皆様に深く感謝申し上げて、刊行のごあいさつといたします。

平成10年3月

益田市教育委員会

教育長 田 中 稔

例　　言

1. 本書は益田市教育委員会が平成2・3年度に実施した国庫補助事業三宅御土居跡発掘調査及び平成4年度から着手した国庫補助事業益田氏関連遺跡群発掘調査の平成9年度までの成果の概要をまとめた報告書である。なお平成7年度に市単独事業として実施した歴史を活かしたまちづくり事業三宅土居跡範囲確認発掘調査の成果も含まれている。

2. 調査組織は次のとおりである。

調査主体 益田市教育委員会 教育長 水上孫市（～平成4年9月）

田中 稔（平成4年10月～）

〔平成2・3年度 国庫補助事業三宅御土居跡発掘調査〕

事務局 社会教育課

田村尚弥（課長）、岡崎松男（課長補佐）、大庭清弘（体育文化係長）

調査員 木原 光（体育文化係主事）

調査指導 文化庁文化財保護部記念物課 服部英雄

島根県教育委員会文化課 川原和人 内田律雄

島根大学名誉教授 山本 清

一橋大学名誉教授 永原慶二

島根大学法文学部教授 井上寛司

広島県立美術館主任学芸員 村上 勇

山口市文化財センター所長 藤村伴一

” 主事 古賀信幸

〔平成4～9年度 国庫補助事業益田氏関連遺跡群発掘調査〕

事務局 社会教育課→生涯学習課（平成5年度～）

田村尚弥（課長～平成5年度）、岡崎松男（課長 平成6年度～）矢富剛志（文化係長～平成5年7月）、下瀬俊明（課長補佐兼文化係長 平成5年8月～）

調査員 木原 光（文化係主任主事）

調査補助員 井藤裕之（臨時職員 平成5年度）

大畠哲也（主事 平成6年度～）

長澤和幸（主事 平成7年度～）

宇津栄一（主事補 平成8年度～）

調査指導 文化庁文化財保護部記念物課 服部英雄 柳雄太郎 伊藤正義 坂井秀弥

島根県教育委員会文化課 文化財課（平成7年～）勝部 昭 川原和人

西尾克巳 西山 彰 熱田貴保 広江耕史 今岡一三 柳浦俊一 萩 雅人

一橋大学名誉教授 永原慶二

大阪工業大学教授 井上寛司（～平成8年度 島根大学教授）

戦文化財建造物保存技術協会参与 五味盛重（平成7年度～）

広島県立美術館主任学芸員 村上 勇

国立歴史民俗博物館考古研究部助手 千田嘉博

3. 発掘調査、ボーリング調査、地形測量、関連資料調査では次の方々からご協力をいただいた。

磯田庶農、伊藤武昭、岩井和江、大谷久喜、大谷康治、大谷行男、大谷義喜、大谷嘉徳、大場仁夫、折戸徳夫、神崎早苗、合資会社岡木材、河野 章、河野通子、河野 稔、斎藤克己、斎藤幸子、佐々木一三、佐々木宣章、澤江礼次、渋谷益一、島根県益田土木建築事務所、須藤哲次、澄川 房、住吉神社（安達寿人宮司）、泉光寺（木村静信住職）、染羽天石勝神社（小川治宮司）、峰田開次、高野 正、瀧 保丸、竹本義正、橋 博弼、田原初美、中国電力株式会社益田電力所、中野未穂、中村秀男、中村ミサヨ、西田周造、長谷川順一、波田地勘一、藤永孝

上、船木富蔵、船木泰子、滝川幹夫、増野文枝、益田興産株式会社、益田 都、三浦 裕、三宅自治会、宮藤和了、明誠高等学校、妙義寺（永見勝徳住職）、矢富新一

4. 現地調査及び資料整理には次の方々に参加していただいた。

石川和江、石田竹野、岩井信江、岩本桜枝、岩本末子、岩本哲夫、大草秀登、大久保真紀、大島 操、大谷ひとみ、大畑和子、大山和子、岡本敬了、釜野ユミ、岸田 陽、小林明子、坂本文江（大手前女子大学）、佐々木勝子、新松晴美、水津喜十郎、杉内恵美子、高橋輝吉（広島大学）、高橋好市、田中 登、田庭道枝、田原 清、田原澄江、豊田香子、中尾貞了、中村藤子、中村康惠、中村 了、永安ユキエ、野崎純子、野村昭都、野村英雄、廣瀬 覚（立命館大学）、深井一雄、藤井典子、藤原悟志、藤原百合子、滝川菊江、升木スミエ、柳井友吉、山地 喜三男、横田貞代、横山秀美、和峰幸子

5. 調査期間中に次の方々からご指導とご助言をいただいた。（所属は当時）

秋山伸隆（広島女子大学）、足立克己（島根県教育委員会）、池 享（一橋大学）、石井 進（国立歴史民俗博物館）、井上和人（文化庁）、市村高男（中央学院大学）、稲垣榮三（明治大学）、岩本正二（広島県立歴史博物館）、榎原雅治（東京大学史料編纂所）、及川 司（東京大学史料編纂所）、大西郁夫（島根大学）、大橋康二（九州陶磁文化館）、大山喬平（京都大学）、岡崎三郎、尾崎光伸（広島県教育委員会）、小都 隆（広島県教育委員会）、小野一由（山口市教育委員会）、香川元太郎、勝部眞人（広島大学）、株式会社文化財保存計画協会（代表矢野和之）、苅谷勇雅（文化庁）、北垣聰一郎（兵庫工業高等学校）、木村信幸（広島県教育委員会）、久留島典子（東京大学史料編纂所）、桑原韶一、古賀信幸（山口市教育委員会）、小島道裕（国立歴史民俗博物館）、小林健太郎（滋賀大学）、五味文彦（東京大学）、佐々木直彦（千代田町教育委員会）、新川 隆（吉田町地域振興事業団）、須田 勉（文化庁）、佐伯徳哉（島根県教育委員会）、徳岡隆夫（島根大学）、田中哲雄（文化庁）、田中義昭（島根大学）、玉井哲雄（千葉大学）、寺井 肇（中世城郭研究会）、中島圭一（東京大学史料編纂所）、仲野 浩（山形大学）、中村唯史（株式会社日新技術コンサルタント）、繩田弘志（山口県城郭研究協議会）、新谷洋二（日本大学）、西垣晴次（群馬大学）、西別府元日（広島大学）、橋口定志（豊島区教育委員会）、長谷川博史（広島大学）、八巻孝夫（中世城郭研究会）、林 正久（島根大学）、原秀三郎（静岡大学）、広田八穂、福出榮次郎（明治大学）、前川 要（富山大学）、増野晋次（山口市教育委員会）、益田兼房（文化庁）、益田市文化財専門委員会、水野章二（滋賀県立短期大学）、峰岸純夫（中央大学）、村井章介（東京大学）、森岡弘典（瑞穂町教育委員会）、守岡正司（島根県教育委員会）、森口正和（川本町教育委員会）、山本信夫（太宰府市教育委員会）、賴 粢一（広島大学）、渡辺定夫（東京大学）、渡邊貞幸（島根大学）、渡辺友千代（匹見町教育委員会）

6. 本書に掲載した七尾城跡及び三宅御土居跡の地形測量図の作成及びボーリング調査は株式会社大建コンサルタントに委託した。

7. 地中レーダー探査は石川県中島町役場ふるさと活性化センターに委託し、奈良国立文化財研究所西村康亮掘技術研究室長の指導を得てマイアミ大学地球物理学応用考古学探査研究所中島研究室ディーン・グッドマン準教授が実施した。なおその成果については三宅御土居跡での探査とともにその後の発掘調査の結果と比較対照して別の機会に報告したい。

8. 卷頭図版の益田地区空中写真は西日本企画株式会社から提供していただいた。さらに七尾城及び三宅御土居のカラーイラストは益田市単独事業で千田嘉博氏の監修を得て香川元太郎氏に委託して作成したものである。

5. 押図中の方位は磁北を示している。

6. 本書の編集及び執筆は木原が行った。さらに調査指導の四氏から玉稿を寄せいただきました。

目 次

I. 調査に至る経過.....	1
II. 遺跡の位置と歴史的な環境.....	1
III. 益田氏の系譜.....	5
IV. 七尾城跡の調査.....	7
1. 遺跡の立地・規模・特徴.....	7
2. 歴史的な沿革.....	7
3. 調査の経過.....	8
4. 発掘調査の結果.....	12
(1)本丸跡南端の建物跡.....	12
(2)本丸跡北端の門跡.....	18
(3)二の段南端の敷石、溝跡.....	24
(4)二の段北端の建物跡.....	25
(5)二の段食い違い虎口の門跡.....	30
(6)本丸跡北側の腰曲輪の礎石列と集石.....	31
(7)二の段西側の帯曲輪の建物跡.....	33
(8)廻の段.....	37
(9)大手の谷の北端.....	39
(10)表面採取の遺物.....	41
V. 七尾城跡発掘調査の成果.....	44
VI. 三宅御土居跡の調査.....	46
1. 遺跡の立地・規模・特徴.....	46
2. 歴史的な沿革.....	46
3. 調査の経過.....	49
4. 発掘調査の結果.....	50
(1)範囲確認の調査.....	50
①北東側の範囲.....	50
②北西側の範囲.....	53
③西側の範囲.....	56
④南側の範囲.....	58
⑤東側の範囲.....	62
(2)範囲確認調査で山上した遺物.....	63
(3)居館内側の調査.....	66
①冲田七尾線東側.....	66
②虎口推定地付近.....	67
③本堂西側.....	67
(4)居館内側の調査で出土した遺物.....	69
VII. 三宅御土居跡発掘調査の成果.....	72
文献資料.....	74・75
参考文献.....	76
(寄稿)	
井上寛司「文献から見た中世益田氏と益田氏関係遺跡」.....	77
永原慶二「室町戦国期の益田氏」.....	84
千田嘉博「七尾城・三宅御土居の構造」.....	90
村上 勇「益田七尾城跡出土遺物の組成－陶磁器を中心にして－」.....	97

I. 調査に至る経過

益田市では昭和58年（1983）の山陰豪雨災害により益田川が決壊するなど大きな被害を受けたが、同年12月に策定された島根県・益田市・三隅町防災都市構想に基づいて昭和59年（1984）6月に沖田七尾線街路事業が都市計画決定された。

この事業は国道191号線と七尾町とを結ぶ狭隘な市道を防災道路として整備しようとするものであったが、災害直後の混乱により事前協議が十分行われないままに決定され、しかも県指定史跡三宅御土居跡を通る部分での拡幅工事も計画されたため平成元年（1989）2月から報道が始まると、遺跡保存を訴える団体と街路整備を切望する地域住民がそれぞれの立場で運動を繰り広げ、市民の間で意見が大きく揺れた。以後長期にわたって事業はほとんど中断し、発掘調査と直接遺跡に関係しない区間での工事が進められた。一方、三宅御土居跡についてはこれまで未調査で、その実態が明らかにされていなかったため益田市教育委員会では保存状態と範囲の確認を目的として平成2・3年度に国庫補助事業三宅御土居跡発掘調査を実施した。その結果、周囲で堀跡あるいは川跡が確認されて遺跡の範囲がほぼ明らかとなり、また居館の内側でも中世の柱穴跡、土壙が検出され、遺跡全体の保存状態は良いと判断された。

この調査結果に基づいて平成5年度に歴史学及び都市工学の専門家、文化庁、建設省、島根県、益田市で組織された研究会が発足し、ここで検討された解決策「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」は市民の合意を得て平成6年6月に市の方針として決定となった。その内容は当面は全面調査の後に遺構を保護するT法で2車線道路を整備し、さらに三宅御土居跡と七尾城本丸跡、医光寺を結ぶトライアングル（1辺8町、約873m）構造を骨格として都市計画側は歴史の道筋の整備を進め、文化財側は七尾城跡と三宅御土居跡の国指定と整備を目指すという、双方の主張を両立しながら益田地区の歴史のまちづくりを推進しようとするものである。

このような状況の中で、三宅御土居の歴史的な変遷や機能は、地域支配のもう一方の拠点である七尾城跡の性格も解明しながら総合的に考察することが必要となり、平成4年度から七尾城跡を主な調査対象として国庫補助事業益田氏関連遺跡群発掘調査に着手した。

II. 遺跡の位置と歴史的環

1. 遺跡の位置

益田市は山口県と県境を接する島根県の西端に位置する。旧国は石見（いわみ）国に属し、北は日本海に面し、残る三方は中国山地から派生する低丘陵の山地に囲まれる。益田川と高津川によって形成された石見地方最大の沖積平原を中心に市街が広がり、人口は約5万2千人である。

七尾城跡は益田川平野の南東の丘陵上に位置し、平野部から日本海を広く眺望できる良地を占める。一方の三宅御土居跡は益田川の対岸に位置し、右岸沿いの段丘上にある松龍山泉光寺境内地を中心広がる。

2. 益田市の歴史的な背景

恵まれた地理的環境により多数の遺跡が分布しているが、縄文時代では後期から晩期にかけての安富王子台遺跡があり、三宅御土居跡及び土井後遺跡でも同時期の土器が出土している。

弥生時代では安富王子台遺跡、羽場遺跡、井元遺跡、安福寺跡で前期の土器が発見され、高津川左岸の砂丘に立地した松ヶ丘遺跡は弥生時代から古墳時代前期にかけての埋葬遺跡と考えられ、羽場遺跡からは中期の環濠跡が発見された。また後期の堅穴住居跡が発見されたサガリ遺跡はその立地から高地性集落の可能性がある。

古墳時代は益田川右岸から遠田、久城地域に有力な古墳が集中する。横穴式石室の秋葉山古墳、全長52mの前方後円墳小丸山古墳、三角縁神獸鏡が出土した四塚山古墳、石見地方最大の全長87mの前方後円墳大元1号墳、造出し付円墳と方形基壇が一体化して全長約100mを測るスクモ塚古墳などがある。後期になると海岸部の台地上に横穴式石室を持つ小円墳を主体とした群集墳鶴ノ鼻古墳群が、益田平野の東南部の丘陵斜面には片山、多田、南長迫、北長迫など横穴群が築造された。そして芝・中塚や本片子など須恵器窯跡が北東部に点在する。

律令制下では美濃郡に属し、『延喜式』神名帳に染羽天石勝命神社や柳代賀姫命神社など五社がみえる。屯倉が三宅御土居跡の地に推定され、益田川右岸の水田地帯には最近まで条甲遺構が残っていた。万葉の歌人柿本人麿の出生及び終焉の地として戸田と高津には柿本人麿神社がある。

奈良時代から平安時代には、灰釉陶器が出土した根ノ木田遺跡、掘立柱建物跡に伴い焼塙塩も発見された大溢遺跡がある。またサガリ遺跡、三宅御土居跡、曉音寺境内地でも須恵器や土師器が出土している。益田川下流域には安福寺、妙福寺、福王寺、藏福寺、専福寺の五寺があったが、万寿3年（1026）に大津波によって流失したといわれる。

平安時代末期には益田莊、長野莊の莊園が成立し、益田氏4代兼高が石見国府（現浜田市下府地区）地域から益田に移り、以来関ヶ原の役までの領域支配の本拠地として関連遺跡も数多く残る。拠城七尾城跡、居館三宅御土居跡の他に益田氏の家臣の居館跡と考えられる上久々茂上居跡、三宅御土居以前の居館として大谷土居跡があり、平成5年度から実施された島根県中近世城館跡分布調査の報告書『石見の城館跡』によると益田市内では52箇所の城館跡が存在する。また12世紀代の多量の貿易陶磁器が出土した羽場遺跡、中国製褐釉四耳壺など五口の優品が出土した石塔寺権現の經塚もあり、七尾城下の医光寺境内、増野甲斐守屋敷跡の曉音寺境内からも12世紀に遡る白磁が出土している。

さらに益田氏は戦国時代末期には博多湾の一部や萩沖の見島も領有して交易を行っていたが、その拠点の港は益田川下流の中須地域に推定され、支流の今市川沿いには12世紀末以降の貿易陶磁器が出土する専福寺跡、荷揚場として今市船着場跡があり、一帯には市場が想定されている。

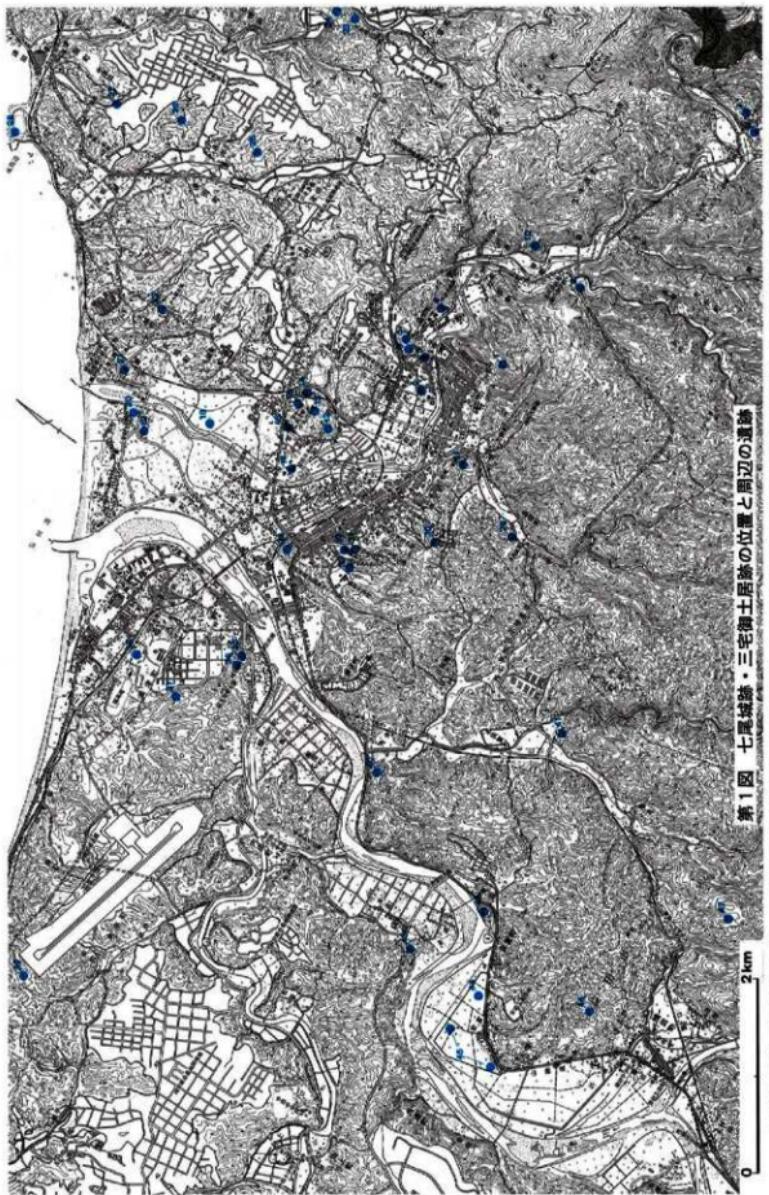
益田氏の転封後、現市域は津和野藩坂崎氏領と幕府領とに分かれ、元和3年（1617）に津和野藩に亀井氏が入り、同5年に浜田藩が成立すると益田川を境に津和野藩と浜田藩に分割された。

3. 益田氏と関係の深い遺跡・社寺・文化財

かつての益田本郷の中心地で、七尾城下であった現在の益田地区には七尾城跡と三宅御土居跡をはじめとして数多くの中世の益田氏に関わる遺跡、史跡、社寺などがまとまって残されている。

式内社染羽天石勝神社は神龜2年（725）に創建され、紀州熊野権現を勧進して瀧藏山瀧藏権現と称した。天正9年（1581）に火災により焼失したため藤兼・元祥父子によって天正11年に再建され、14年には神楽殿の再建もなった。本殿は重要文化財に指定されている。

勝達寺は承平元年（931）に天石勝神社の別当寺として創建された真言宗寺院で、中世初期には十六坊を構え、中世末期には権現社も掌握して支配的な立場を占めたが、明治の排仏毀釈によ



第1図 七尾城跡・三宅御土居跡の位置と周辺の遺跡

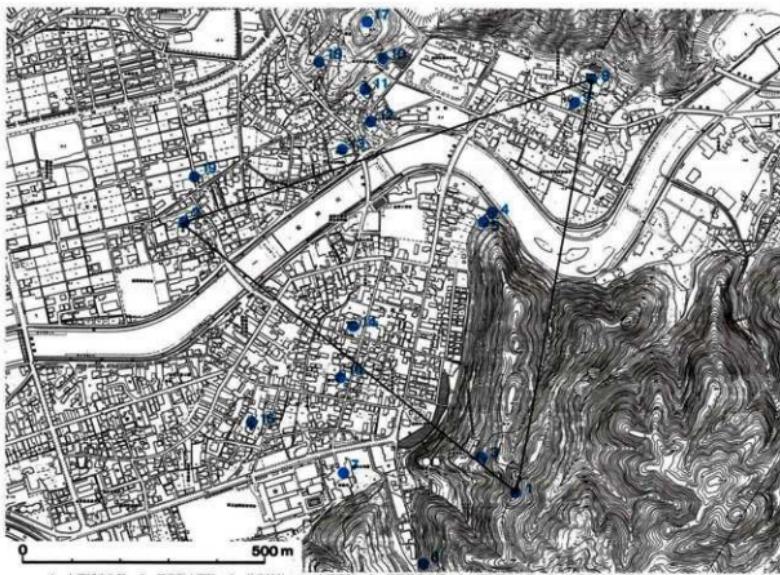
り廃寺となつた。本尊不動明王坐像は現在鎌倉市極楽寺に重要文化財として残り、同寺にあった釈迦十六善神像が県指定文化財として泉光寺に伝わつてゐる。平成4・5年度に発掘調査が行われたが旧境内地は確認されなかつた。

医光寺はもと天台宗崇観寺の塔頭として貞治2年(1363)に創建された臨済宗東福寺派の寺院で、両寺は益田氏の庇護により寺領1,500石の禪宗道場であったが、南北朝の争乱や火事により衰えたので17代宗兼が再建した。さらに雪舟作と伝えられる庭園が史跡及び名勝に指定され、宗兼墓碑や雪舟灰塚も残る。門前には七尾城の大手門と伝えられる県指定医光寺総門がある。

時宗清瀧山万福寺は、益田川下流の中須にあって万寿3年(1026)の大津波によって流失した天台宗安福寺を11代兼見が応安7年(1374)に万福寺として移転再建した寺院で、本堂は重要文化財に指定され、兼見寺領寄進状など古文書や鎌倉時代の重要文化財二河白道図がある。

萬歳山妙義寺の創建は文永年間(1264~1274)といわれ、当初は臨済宗で妙義庵と称したが、応永年間(1394~1427)の始めに13代兼家が再興して寺領370石を寄進して菩提寺とした。門前には七尾城の堀からの川跡が残り、境内地は七尾城跡の附指定である。平成6年度に試掘調査が行われたが旧境内地は確認されなかつた。

住吉神社は兼高が益田移住の際に上府の住吉社を城の鎮護神として奉祭したことにして始まり、17代宗兼が京都船岡山の戦いに功あって摂津住吉大社に参詣し、永正10年(1513)に神功皇后を祭神に加え、20代元祥が文禄・慶長の役から無事帰還した報恩として社殿を改築したといわれるが、



第2図 益田地区の遺跡・史跡・寺社

境内地の変遷は不明である。現在の社殿は寛文4年(1664)に浜田藩主松平氏によって造営された。

歴代益田氏の墓と伝えられるものとして万福寺境内の椎山に11代兼見の墓（五輪塔）、尾崎丸山麓の大雄庵跡の近くに15代兼売の墓（五輪塔と宝篋印塔の残欠）、七尾城跡の南の桜谷に19代藤兼の墓（五輪塔）があり、市史跡に指定されている。

かつての城下益田地区には上・中・下市の地名や堀川、犬ノ馬場などの字名が残り、天文12年(1543)に創建され、益田氏の重臣増野甲斐守の屋敷跡に移された曉音寺、天正5年(1577)創建の順念寺、天正9年頃創建の妙法寺がある。

4. 益田家文書

総数1万点あまりに上る武家文書群で、慶長5年(1600)の須佐転居までの文書約1,000点と近世文書を含む約6,500点は現在東京大学史料編纂所に所蔵されている。鎌倉時代の石見国の田地の領有を示す石見国惣田数注文に代表される所領関係史料や譲状、置文、契約状など主人と一族臣家との関係を示すものに特徴があり、大内氏や毛利氏関係の文書も多く含まれる。全貌は『益田家歴史資料目録』から知ることができるが、益田市立図書館からも史料集が刊行され、また2000年から『大日本古文書家わけ文書』として全6巻での刊行が予定されている。



第3図 明治10年頃の益田地区の字名分布

III. 益田氏の系譜

益田氏は藤原鎌足を始祖として本来藤原氏を名乗り、初代国兼が承久年間（1113～1117）に石見の国司として下向し、石見国衙の在庁官人としてそのまま土着し、4代兼高が建久年間（1190～1198）に本拠を益田莊に移して以来益田氏を称し、その後関ヶ原の役までの約400年間にわたって山陰の有力武士団として成長し、勢力を保持し続けた氏族である。

源平の騒乱時、兼高は石見押領使として平家討伐に功績があり、所領を分与された三隅氏、福屋氏、周布氏など一族諸氏と石見各地で個別に開発と支配を進めた。鎌倉初期における益田氏の領域は、国衙領や益田荘（現益田市東半部から那賀郡三隅町、美濃郡美都町、浜田市西部に及ぶ）攝関家九条家の荘園）、長野荘（現益田市の高津川西岸一帯と東岸の一部に及ぶ地域に所在した崇徳院御影堂領）を中心にして石見全域にわたっていた。6代兼時は京都閑院殿の再建に役を負担した後家人の一人として『吾妻鏡』にその名がみえ、蒙古襲来に備え石見十八砦を築いたといわれる。

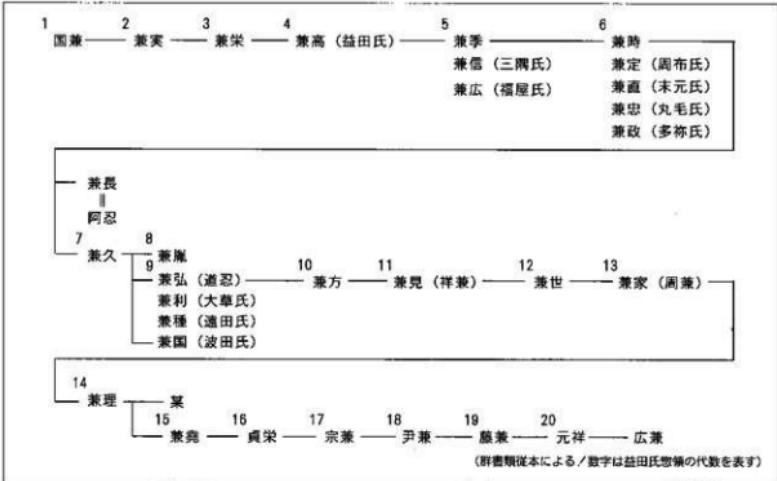
れる。この頃、吉見頼行が能登国から津和野に移住し、以来益田氏と対抗する勢力となる。

南北朝時代、庶子家は独立して南朝方に属し、北朝方の惣領家と対立が続いたが、庶子家から出た11代兼見が惣領家を継承すると、強力な家臣団編成と支配機構の整備が確立し、益田本郷を中心に本格的な開発を進められた。さらに貞治3年（1364）に大内弘世が周防長門石見の守護になると以後大内氏と結び、室町時代を通じて領域支配を確立した。

室町時代末期から戦国時代前半にかけての益田氏は、有力守護大名となった大内氏との関係を強めて西日本各地で戦い、応仁の乱が勃発すると16代貞兼は大内氏に従い山名方として摂津国に転戦した。文明2年（1470）に細川方として蜂起した大内教幸（道頼）の乱を陶弘護と鎮圧し、大内政弘が山名氏に握られていた石見守護職を回復すると、益田氏に対して長門国、周防国的一部が与えられた。15代兼堯は応仁・文明の乱の後に敵対関係の庶子家や吉見氏を押さえて石見国内における国人一揆の盟主となり、また雪舟を当地に招いた。さらに幕府の実権を握った大内氏とともに入京した17代宗兼は大外様衆に列された。

戦国時代末期の天文20年（1551）に陶晴賢の挙兵によって大内義隆が自刃すると、19代藤兼は姻戚関係のある陶氏と呼応して吉見正頼を攻めたが、毛利元就が陶氏を蔽島合戦で滅ぼすと終始陶氏についていた益田氏は石見に孤立した。しかし吉川元春の仲介により益田氏は結局毛利氏に服属することとなり、その後は毛利輝元に従い中国各地で戦い、文禄・慶長の役にも参戦した。この時代、藤兼と20代元祥は益田氏の生き残りをかけて巧みに対応し、戦国大名へ服属するなかで石見、出雲、周防、長門、筑前の五カ国に及ぶ領地を獲得するに至った。

慶長5年（1600）の関ヶ原の役の後、毛利輝元が防長二州に減封されると、石見銀山奉行大久保長安を介した徳川家康からの所領交換の内意を断り、20代元祥は毛利氏への忠誠により長門国須佐に移り、以後益田氏は知行高12,000石を与えられ、長州萩藩の永代家老に待遇された。



第4図 益田氏略系図

IV. 七尾城跡の発掘調査

1. 遺跡の立地・規模・特徴

益田氏の拠城七尾城跡は益田平野の南東、七尾町の住吉神社背後の北向きに伸びる細長い丘陵上に立地する山城跡である。最高部の本丸跡は標高約118m、城下の平野部と日本海を一望できる格好の場所である。居館三宅御土居は益田川の対岸に位置し、山麓から約700mの距離がある。城域は広大で、最南端の遺構の土橋から北端の艮の出丸あるいは尾崎丸までは600m以上の距離がある。昭和58年の山陰豪雨災害で部分的に崩壊したが、全体的な保存状態は良い。

本丸跡の南側の尾根と本丸跡から大手の谷を挟んでY字状に伸びる細い急峻な尾根上に大小30あまりの曲輪があり、本丸跡と二の段の上郭部分を中心として堀切りによって区切られた6群の曲輪群によって構成される。本丸跡や二の段など主要な曲輪は堀切りに面して土塁を築いている。造構の中で最も大きな特徴は本丸跡南側の曲輪の東側斜面に16本の、艮の出丸には放射状に7本の歓空掘群を備えている点で、東側からの毛利氏の攻撃に備えた防御施設と考えられる。西尾根上の曲輪群が七尾城の初期の遺構と考えられ、南北朝期にはすでにその先端に尾崎丸があった。そして住吉神社の境内地部分にもかつて曲輪が存在していた可能性がある。

大手は尾根に挟まれた北向きの谷部と考えられ、この部分の多くの段があることから家臣の屋敷跡も推定されている。大手を登りきった底の段近くには直徑1.2mの石積みの井戸跡馬釣井が残る。水場は住吉神社境内にも2箇所あったといわれるが現存しない。大手口は西尾根先端の尾崎丸の山麓、益田川沿いの一帯に想定されるが、その位置は特定されていない。医光寺総門はかつての七尾城の大手門を廃城後に移築したものと伝えられる。搦手は住吉神社から水源地に降りる道あるいは本丸跡の西側から桜谷に下る道（災害により消滅）と推定されている。

石西の雄益田氏の拠城で、かつ戦国前期の山城跡として稀にみる整った構えをもつ城跡として益田氏の菩提寺妙義寺とともに昭和47年3月31日付島根県教育委員会告示第6号で七尾城跡附妙義寺境内として県史跡に指定された。指定地番は七尾城跡46筆、妙義寺境内5筆で、台帳上の面積はそれぞれ277,151m²、5,684m²である。城域内に3筆の未指定地番があり、また艮の出丸は大谷町側のため指定地に含まれていない。なお最南端の土橋から東側に広がる原山と呼ばれる丘陵地も指定地だが、今のところ遺構は確認されていない。七尾山一帯の字は七ツ尾である。

南側の桜谷には19代藤兼の墓、人手口の推定地付近には15代兼堯が隠居した大雄庵跡と兼堯の墓がある。西側山麓の花菖蒲園の池は益田川の旧河道を利用した掘跡の名残りといわれ、現在は宅地化している住吉神社参道登り口の北側も戦前は小溝が流れ、幅20mにわたって苔や水草の茂る湿地であったという。旧河道の名残を残す地名として、旧益田川が桜谷に当たり逆流して渦を起こしていた「さかうず」（桜谷はさかうず谷の転訛とする説がある）、「丸池」など（花菖蒲園の池の南端付近に推定）があり、妙義寺前には丸池からの流れの跡が池状に残っている。そしてこの丸池付近には土井という地名も残る。

2. 歴史的な沿革

築城の時期は、4代兼高が本拠を益田に移した建久年間（1190～1198）、あるいは文永・弘安の役を経て海岸防備のために築かれた石見十八砦のひとつとして6代兼時によって築城されたとする説などがあるが明確でない。

元来益田川は七尾城の西側山裾を南流し、桜谷の入口で向きを変え古川を経て西に流れていたが、鎌倉時代に兼時の命を受けた多祢兼政が万福寺東側の椎山の岩盤を開削して現在の流れに改修し、七尾城山麓の旧河道を城の防備の堀とし、さらにこれによって益田川右岸の平野部の灌漑用水が確保され開発が進められたという伝承があるが、史料的には裏付けられていない。

南北朝時代の延元元年（1336）に南朝方三隅兼連が北尾崎の木戸を急襲したことが益田家文書に残るが、以来七尾城が戦場となることはなかった。

戦国時代末期の大文20年（1551）に益田氏と姻戚関係のあった陶晴賢が挙兵して大内義隆を討ったが、弘治元年（1555）の戦島合戦で毛利氏によって陶氏は敗死した。このような情勢の中で益田氏は窮地に立ち、山陰に進出してきた毛利氏と吉見氏の攻撃に備えて19代藤兼が弘治年間（1555～1557）に七尾城を現存する形態に大改修したとわれれるが、大文23年5月に藤兼が新城衆中宛に出した文書が存在することから陶氏滅亡以前から改修に着手していたと考えられる。

七尾城に関する文献資料は少なく、曲輪の呼称を伝えた史料や絵図は今のところ確認されていない。中世の段階では「益田城」あるいは「七尾城」と呼ばれ、近世初頭の史料によると「七ツ尾御城」、「御城山」と呼ばれるとともに11名の家臣が常駐し、「滝尾」の南の「大手之曲輪」に藤兼が1年間居住し、大正7年（1918）に下城して三宅御上居に移ったことが記述されている。さらに藤兼以前に「石州七尾之城に数代居住候」と記した記録もある。幕末には「千疊敷」、「天主台」、「馬筒井」の呼称があった。

関ヶ原の役の後、20代元祥が長門国須佐に移ると廃城になったが、元祥は幕府に引き渡すまでの間家臣を七尾城留守居役として残し、その管理は古田重治が浜田藩主になる元和5年（1619）年まで及んだという。浜田藩は七尾城跡をお立山として一般の立入を禁じた。宝暦3年（1753）には千疊敷の南側で太鼓の胴が発見されて妙義寺に保管されていた記録があり、これにより太鼓の段の通称が生まれた。明治23年の町村制により七尾山は益田町有林となり、市政施行で市有林へと変わったが、昭和27年に七尾山の大部分は民間に払い下げられた。

3. 調査の経過

七尾城跡については広田八穂氏らによって調査研究が進められ、昭和51年以来本丸跡北端の東側斜面と千疊敷北の堀切り部分などから瓦、土師質土器、土器・瓦質土器、備前焼、鉄滓などが表面採取（現在益田市歴史民俗資料館で所蔵）され、昭和58年には本丸跡の北端と二の段の北端で礎石が存在することが確認されていた。

平成4年度から国庫補助事業益田氏関連遺跡群発掘調査による調査が始まり、発掘は本丸跡から厩の段にかけての城の中心部の範囲と大手の谷北端で実施し、さらに遺構が存在する尾根上と大手の谷部の詳細な地形測量（縮尺200分の1、25cm等高線）も5年継続して実施した。

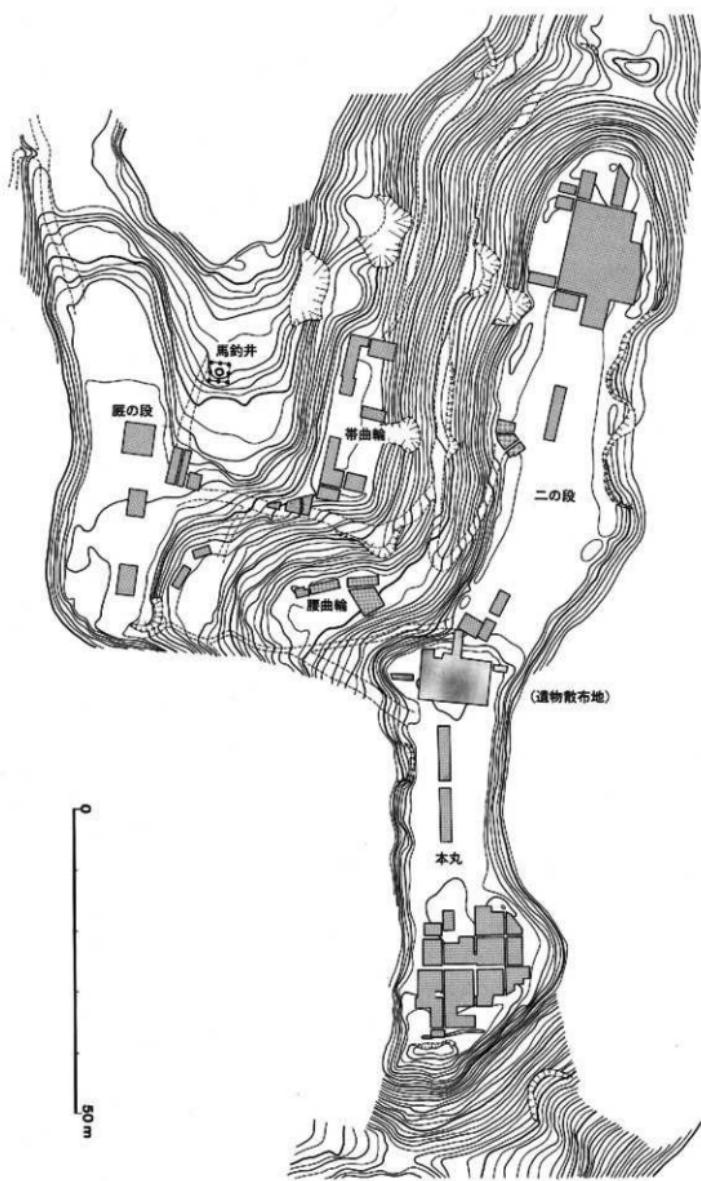
平成4年度の調査では本丸跡の北端で2間×5間の礎石建物跡が確認された。曲輪の端部に横向きに発見され、多量の瓦も出土したことから瓦葺の門跡と考えられた。

平成5年度は本丸跡と二の段の全域を対象に遺構の分布状況を確認した結果、曲輪の中央部には遺構はなく、端部に建物跡や敷石面などの遺構が存在することが判明した。

平成6年度は二の段北端で2棟の建物の存在が確認され、二の段入口では門と築地塀の存在が予想された。さらに本丸跡北側の腰曲輪では礎石列と集石が、二の段西側帶曲輪では2間半×11間の長大な礎石建物跡が発見された。また厩の段では地中レーダー探査を試みた。



第5図 七尾城跡平面図



第6図 七尾城跡中心部調査区配置図

平成7年度は本丸跡南端で礎石が確認され、多量の遺物が出土して居住建物が存在したことが明らかになった。二の段南端部では敷石面が発見された。二の段西側帶曲輪の追加調査で山側でも礎石の隅石と列が確認され、底の段では曲輪の南側に遺構が存在することが確かめられた。

平成8年度は本丸跡南端部を拡張し、二の段西側帶曲輪では進入路が確認された。人手の谷北端の調査では門や道などの遺構は発見できなかった。

平成9年度は本丸跡南端の建物跡の補足的な発掘と精査、実測作業を行い、遺構部分の詳細地形測量図を既存の大縮尺の地形図と合成させて七尾城跡の基本図を作成した。さらに北西の山麓でボーリング調査を実施し、山裾に沿って細長い沼状の湿地があったことを確認した。

4. 発掘調査の結果

(1) 本丸跡南端の建物跡

七尾城跡のなかで最高部の本丸跡は幅10mから15m、全長約70mの細長い曲輪で、南端には土塁が築かれ、平場が東側に張り出している。南端の土塁は北側が大きく削平されて、現状では高さ約1.5mまで部分的に残る。やや北に東西方向に段差があり、檜台状となっている。

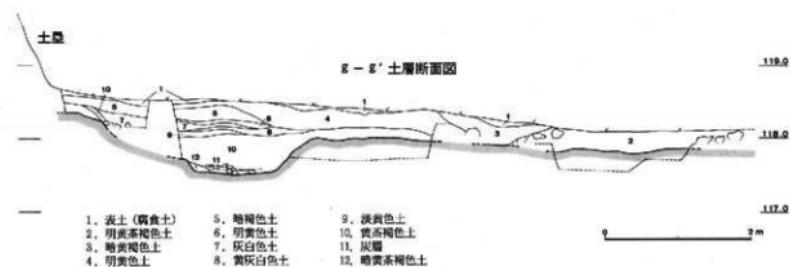
遺構

平成5年度のトレンチ調査で貿易陶磁器、土師質土器などが多数出土して建物が存在する可能性が高いと判断されたため、平成7年度から発掘を再開し、最終的には平成9年度までに200㎡の範囲を発掘した。全体的に散乱する多量の石は南端の土塁の削平に伴うものと推定されてきたが、土塁の封土の堆積がないことから遺構の破却に伴う可能性も考えられる。

土塁の北で現状で檜台状の平坦な高まり部分の発掘では地山上に厚さ50cmほどの盛土が残り、その下層からは東西方向に幅約3mの溝跡が発見された。一段階前の遺構と考えられ、最終的にはこの溝を埋めて土塁あるいは檜台が形成されたと考えられる。そして土塁基底と思われる段差部分には河原石と割石による裾固め状の石列が、さらに幅約50cm離れた北側にも石列があり、曲輪を横切る東西方向に溝跡が発見された。

建物跡はこの溝の北側から確認され、中央部では風化繊の混じる地山までの深さは約30cmであった。礎石が部分的に残り、河原石と比較的角のない平らな割石が半数ずつ使われていた。調査区の東側には河原石と割石による礎石列が約6m(3間)にわたって6個南北方向に列状に並ぶ(礎石1~6)が、これらは盛土が緩んだため直線上からやや東側にずれて沈んだ状態であった。礎石6から西の直行方向には礎石9~11が2m間隔でほぼ対応し、調査区西端の礎石13にも一致しており、その距離は約16m(8間)である。西側ではこの礎石13から6mにわたって14、15、16が線上に並ぶ。礎石16から東への直交方向には18、19、さらに21、20、1がほぼ直線上に並び、その全長は16m(8間)である。礎石14から東へは2mの間隔で17、さらに東端近くの26、27、3が対応している。また礎石11の北に25、礎石9の北に23が方向的には一致しており、礎石10の南方向には26あるいは27が対応すると思われる。礎石22は本来21に並ぶものかもしれない。さらに調査区の北東では細かい割石で構成された幅約40cmの浅い溝状のくぼみが西側から直角に折れて南に続くことが確認され、雨落溝跡と推定された。

建物推定範囲の南側及び西側には多量の石が散在しているが、その中には明らかに人為的な石のまとまりも認められ、集石a、b、fは方形を、集石cは円形を意図したものと考えられる。集石dとeも周辺と比較してかなり密集した状態である。これらの性格については明らかでない



第7図 本丸跡南部遺構平面図／土層断面図

が、建築史の立場からはかまどや暖房施設の下部構造の可能性が示されている。集石造構についてはやや状態は異なるが本丸跡北側斜面の腰曲輪でも発見されている。

さらに十埠間際には造構は確認されていないものの櫓が存在する可能性も指摘されている。

このように建物の平面形を把握しにくい状態であったが、20あまりの礎石あるいは礎石列を構成する石材を結ぶラインや雨落溝の向きは、南側の据固めの列石及び溝跡の方向と平行あるいは直交する規則性がある。棟数や構造についてはさらに検討を必要とするが、建物のおおよその規模は東西8間、南北は3間ないし4間で、礎石は見当たらなかったものの雨落溝跡の存在から北東の一角はさらに北側に建物が拡張されていたと推定される。

遺物

白磁、青磁、染付、翡翠釉、李朝陶磁などの貿易陶磁器、古瀬戸や備前、土師質上器、鉢類を中心とした土器・瓦質土器、瓦や錢貨、土鍤、釘状の鉄製品などが約4,500点出土した。

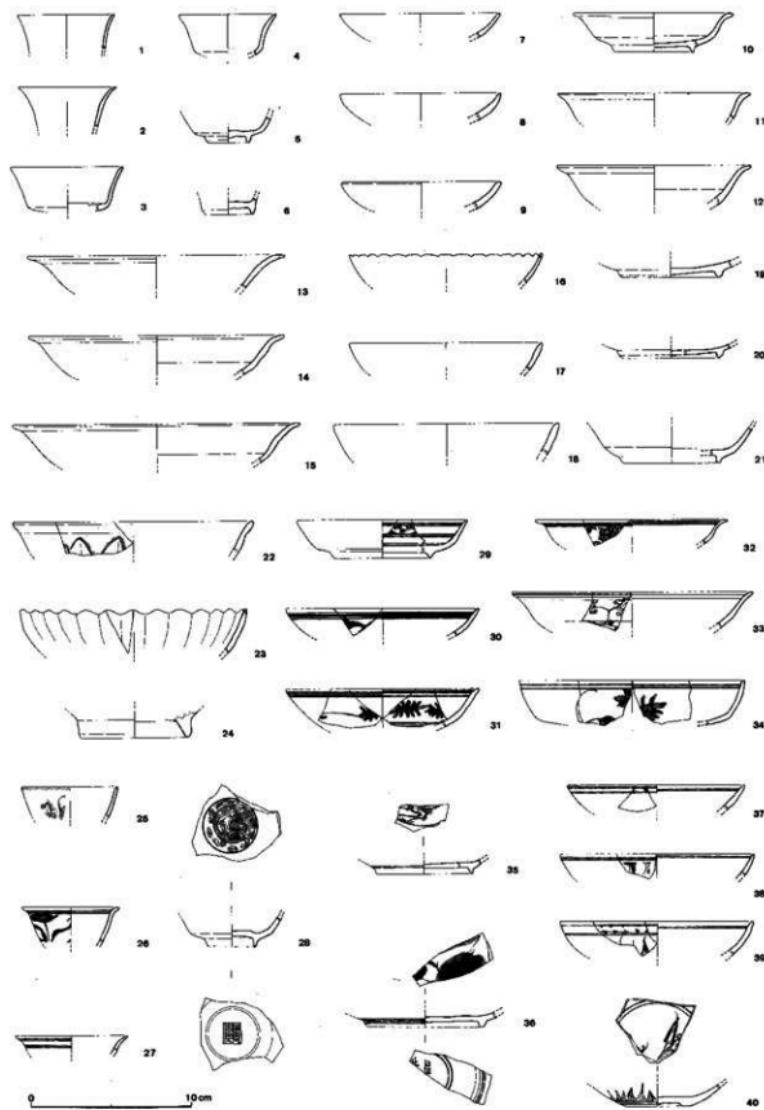
白磁（第8図1～214のみ表採遺物）は壺と皿、碗がある。1～4は口径6cmの壺で、1、2は体部がやや深く、体部から口縁部にかけて非常に薄い。3と4はやや浅い壺で、底部は5のように先端が尖る低い高台が付く。6は体部が上方に伸びる壺である。7～9は体部が内湾する口径10cmの皿である。11～15は端反りの皿で、底部には19～21のような疊付の尖る低い高台が付く。口径は10cmから20cm近い大型のものもある。16～18は口径12cmから14cmの碗で、16は端部の薄い波状口縁、17は端部が尖り気味で、やや厚手の18は端部が丸い。

青磁（第8図22～24）の22は口径15cmの鏡蓮弁文の碗で淡緑色、23は口径14cmの淡緑色の碗の波状口縁、24は高台径7cmの碗底部で釉は黄緑色を呈す。

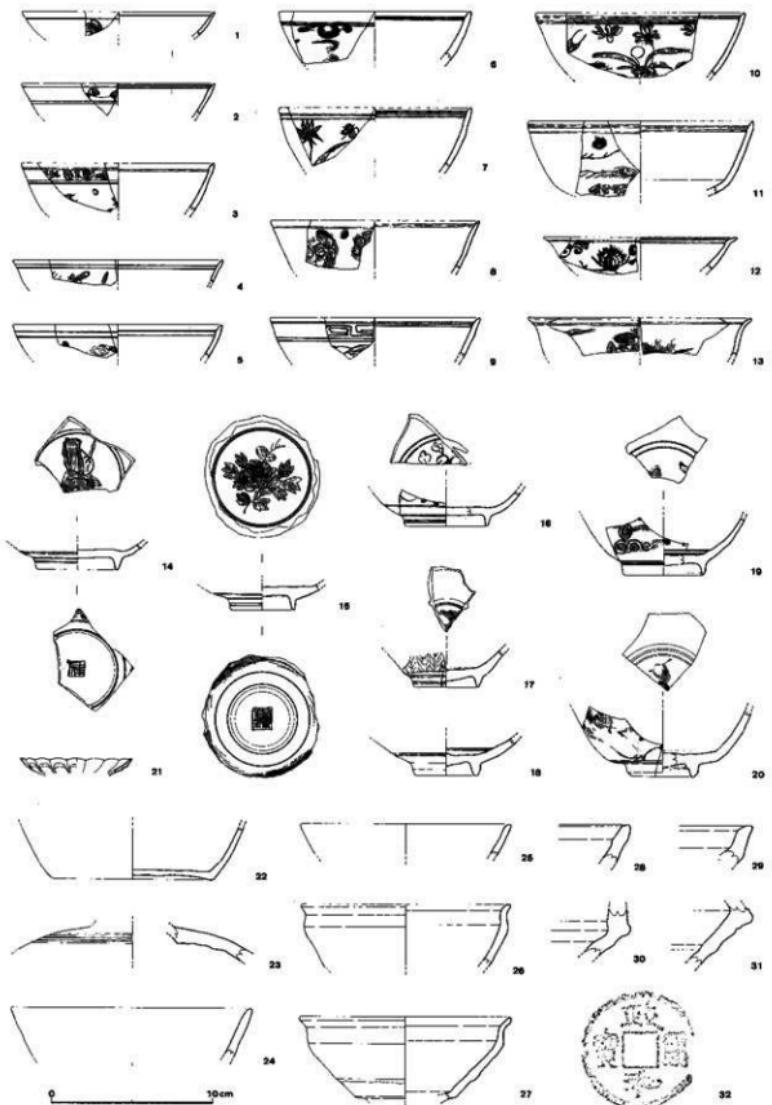
染付（第8図25～40・第9図1～2035のみ表採遺物）の器種には壺、皿、碗がある。第8図25～27は口径6cmから7cmの小型の壺で、口縁端部には条線が巡り、25と26の外側には草花文様が描かれる。28は高台径3cmの壺底部で、見込には獅子が描かれ、高台内には銘がある。29～36は皿で、29～31のように体部が内湾するもの、端反りの32と33、底部から強く上方に屈曲して立ち上がる34がある。すべての口縁に条線が巡り、29以外は外側ないし内外側に草花文が描かれている。35と36は高台径6cmから7cmの低い皿の底部で、高台付け根に条線が回る。35の見込にはウサギ、36の高台内には銘がある。37～40は体部が内湾して立ち上がる口径11cmから12cmの基筒底の皿である。内外側の端部に条線を巡らせ、37と39の外側には点文、39と40の体部下半には芭蕉葉文があり、40の見込には草花文様が描かれる。第9図1～20は、口径12cmから14cmの碗で、体部が内湾気味に立ち上がるものと上外方に伸びるもののが大半だが、12と13のように端反りの口縁もある。口縁の内外側に条線が巡り、6以外の外側には草花文が描かれるが、9は口縁近くに雷文もある。内側に文様があるものは少なく、13のみに花文が描かれる。14～20は碗底部で、高台が細く疊付が尖り気味のものが多いが、18と20のように太く、接地面のやや広いものもある。高台付け根に条線が巡り、見込には14は人物、15と16には花文が描かれ、14と15の高台内には銘がある。外側には17が綾杉文、19には雲文、20には草花文がある。なお18は他と比較して胎上、釉の色調、施釉が異なり景德鎮以南の製品と推定される。

翡翠釉（第9図21）は口径7cmの浅い輪花の小皿で、内外側には明るい青色の施釉がある。

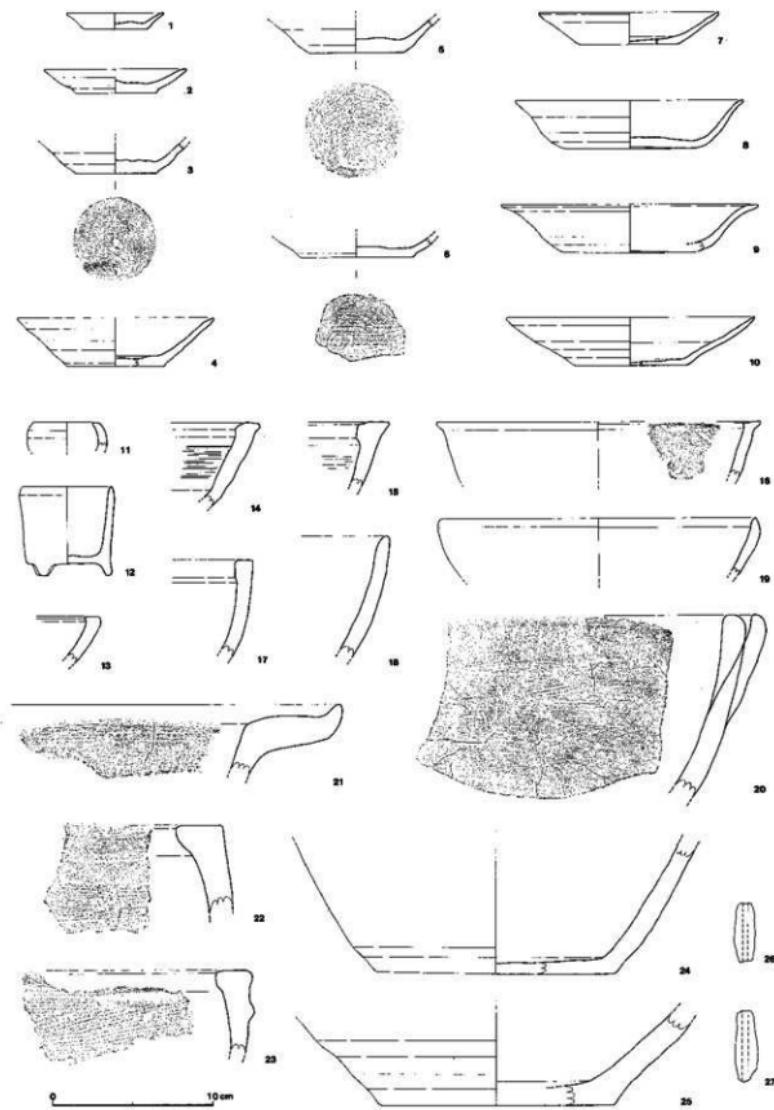
李朝陶磁（第9図22）は器壁が薄く、上げ底になる底部の破片で、底径は10cm。胎土は緻密な暗茶褐色、暗黄褐色の胎色の釉が内外側全体にかかる。



第8図 本丸跡南端出土遺物実測図(1)



第9図 本丸跡南端出土遺物実測図(2)



第10図 本丸跡南端出土遺物実測図(3)

施釉陶器（第9図23～27）の23は外面に黄緑褐色の釉がかかる古瀬戸の瓶子の肩部で、外面上に4条の沈線が巡る。24は明褐色、25は白色の施釉陶器である。26と27は口径13cmの美濃の天目茶碗で、黒褐色の鉄釉が内面と外面上半部にかかる。

備前焼（第9図28～31）の28は端部が丸く、29は端部近くで上方へ屈曲する壺の口縁部と思われる。30と31は口縁部が上に拡張して凹線が入る擂鉢の口縁の屈曲部分である。

銭貨（第9図32）は北宋錢の政和通寶で、初鑄年は1111年。その他不明銭が3点出土した。

土師質土器（第10図1～10）の1は口径6cm、2は口径9cmの深い小皿で、2の底部は回転糸切りである。3～9は中皿で、3と4は底部内面に渦巻状の指圧痕があり、底部を回転糸切りで切り離す。このような調整が最も多い。5と6は厚く、内面は回転ナデ、底部は回転糸切りである。6は底部に回転糸切り痕と細かく平行する圧痕も付く。7も回転糸切りだが、ナデ調整の底内面は中心ほど薄くなる。8と9は口径14cmから16cmのやや大型の皿で、底部は若干上げ底で緩く立ち上がり、口縁部は外反する。底部は内外面ともナデ調整で、この器種は内外面が黒く変色するものが多い。10は全体的に器壁が薄く、色調も灰白色を呈して大内氏館跡で一般的な器形である。このタイプは七尾城跡では唯一で、益田市内でも初めての出土例である。

土器・瓦質土器（第10図11～25）の11は口径4cmの無頸の小壺、12は口径6cm、器高5.5cmの一足の香炉である。13～20は鉢の口縁部で、13～16は口縁部の内側が突起し、瓦質土器の16は外側にもつまみ出して端部上に凹凸面を持つ。14～16の内面にはハケメが付く。17は端部の内側がわずかに肥厚している。18～20は口縁端部が丸く、19は口径20cm、20は口径約40cmの人型の鉢で、内面には部分的にハケメがある。21は口径40cm以上の大型の壺の口縁部で、頸部から外側に大きく屈曲して、端部は上方につまみ上げる。22と23は体部が張る大型の壺の口縁と考えられる。24と25は器壁の厚い底部である。

その他土鍾（第10図26・27）や釘状の鉄製品、青銅製品、かんざしもあり、瓦も出土したが、瓦は数個体分とさわめて少なかった。

このように他の調査区と比較して多種多様の遺物がしかも多量に出土した。土質土器が多くを占めるが、貿易陶磁器も豊富で、食生活に必要な鉢や壺類も多数あり、さらに天目茶碗や翡翠釉の小皿、土器製の香炉など非日常的ともいえる遺物も含まれた。領主クラスが一定期間定住していたことを示唆するものと考えられる。

貿易陶磁器の大半は16世紀後半（第3四半期）にほぼ限定されるが、美濃天目碗は15世紀から16世紀にかけて、鎌舟青磁碗（第8図22）は13世紀、古瀬戸瓶子（第9図23）も13世紀代に遡るものであり、さらに15世紀から16世紀前半の内湾する小型の白磁皿や、16世紀前半を指標とする幕笥底の染付皿も出土している。

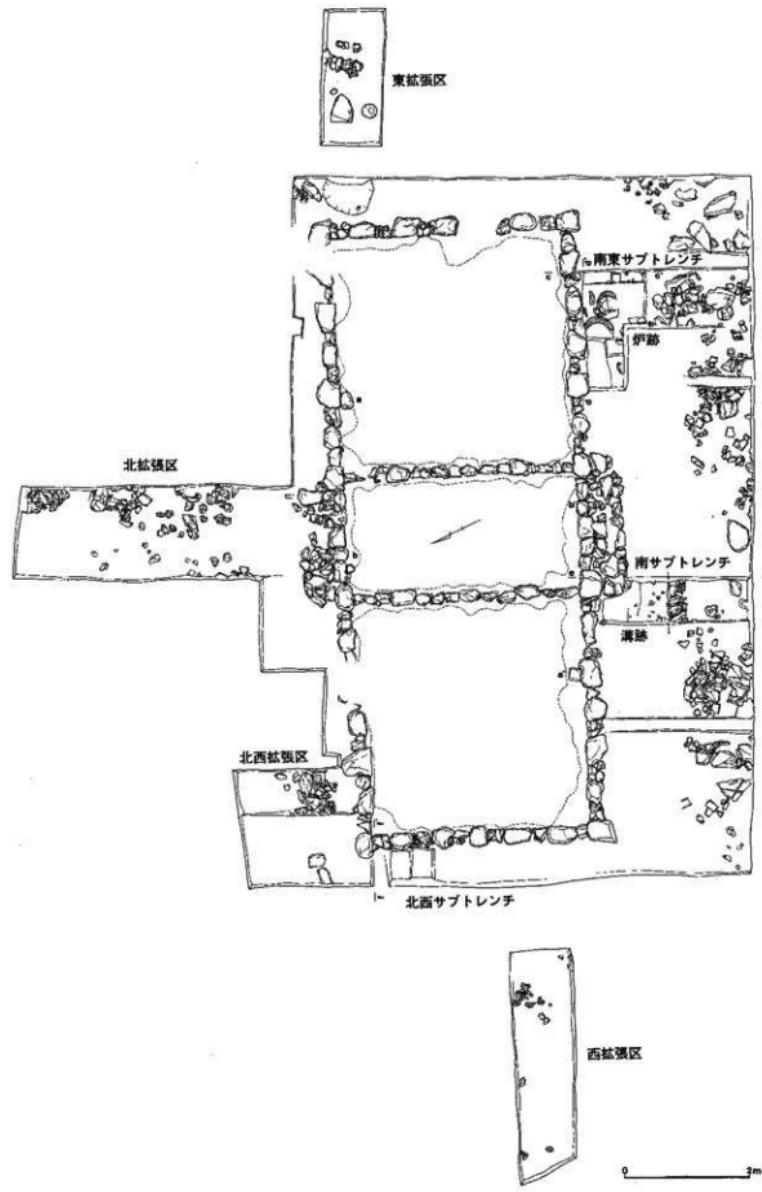
（2）本丸跡北端の門跡

本丸跡の北端部は二の段から約1m高い平坦部で、平場の西側が張り出している。

遺構

ほぼ完全な状態で発見された礎石建物跡は長辺10m、短辺約4mの長方形で、曲輪の縁辺ぎりぎりの位置に、しかも横向きに検出された。そして特に建物跡の南側から多量の瓦が出土した。

礎石はすべて30cmから50cm程度の偏平な河原石で、東側は現在の地表から数cmの浅い位置から確認されたが、西側の礎石列は盛土の沈下の影響により沈んだ状態で発見され、最も深い礎石は



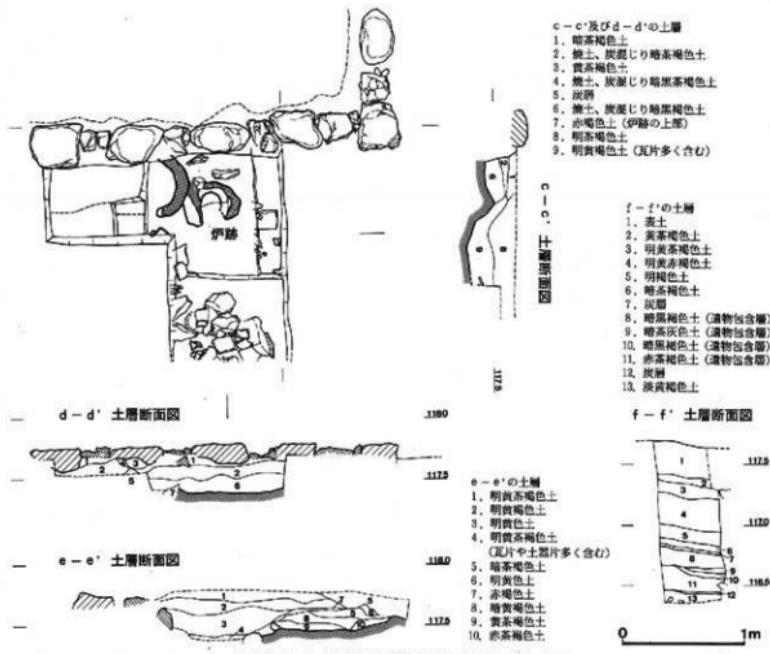
第11図 本丸跡北端造橋平面図

地表から約50cmの深さであった。礎石は1個ないし2個の割石を挟んで約60cmの間隔で並び、つらは内側に揃う。さらに中央部には礎石と同一面上に南北に約1m突出する幅2mの石列があった。約2mの間隔で偏平な河原石が両側にあり、それ以外はやや小さい割石である。石列のつらは内向きに揃えられ、外周りの礎石から突出した部分は角部にやや丸みを持たせて平坦面が上向きになるように割石が並べられていた。礎石の内側には8cm以下の細礫が全面に敷き詰められていたが、一見通路状の中央の石列内もそれ以外の部分も特に堅く締まった状態ではなかった。

遺構の中には石材の使用が部分的に異質な部分があった。礎石列の長辺の中央の礎石にやや小振りの河原石が連続して据えられているが、北側の礎石列ではそれは西側のbの位置に、南側の礎石列では東側のb'の位置にある。さらに礎石列の長辺の内側に小さめの河原石aとa'があるが、それぞれ反対側に対応する石が存在せず、建物の中心からの点対称の位置にあった。

二の段との連絡に関わる遺構を確認するため北側の斜面と東側も拡張して発掘したが階段や道の痕跡は発見されず、北西部分では部分的に残る土壘状高まりの下に10cmから40cmの多くの割石が曲輪の縁辺に沿って確認された。

さらに礎石の周囲3箇所を掘り下げた結果、南サブトレンチでは礎石列から1.4mの位置につらを北側に揃えた石列があり、その北側は溝状のくぼみになっていた。南東サブトレンチでは建



第12図 本丸跡北端炉跡平面図／土層断面図

物の下層からは直径50cm及び60cmの円形に赤褐色に焼けた遺構が発見された。土師質土器を含む焼上や多量の炭があり、鉄滓や銅滓も出土したことから鍛冶のための炉跡と考えられた。さらに礎石建物の盛土層にも多数の瓦片が混入していることが確かめられた。北西サブトレーンチでは遺構面から約1mの深さまで盛土が確認された。盛土はさらに厚く堆積していると考えられるが、炭と土師質土器を多量に含む土や鉄滓の混じる焼上の層もあった。

発見された礎石建物跡はその位置と向きから門としての性格が考えられる。礎石が1間を三等分した位置に据えられ、しかも多量の瓦が出土したことから瓦葺きの重厚な建物であったと推定され、楼門か櫓門あるいは両者の折衷的なものと考えられる。なお通路が確認されず、二の段からの進入方法も建物の構造とあわせて解明する必要がある。また北西サブトレーンチで確認された炭や焼土混じりの層は建物を建てる際の整地に伴い鍛冶遺構が整理されたことを示しており、さらに南東サブトレーンチでは建物跡の下層に瓦が混在していたことから、さほどの時期差はないものの、この礎石建物が建てられる以前に別の瓦葺きの建物が存在した可能性がある。

遺物

染付、土師質土器、土器、瓦、錢貨、鐵製品、鉄滓、銅滓が出土し、古瀬戸も表面採取された。瓦片は総数約500点にのぼり、他の調査区で発見された瓦の数量と比較して圧倒的に多い。

染付（第13図1）は口径12cmの端反りの皿口縁で、端部の内外面に条線を巡らせている。

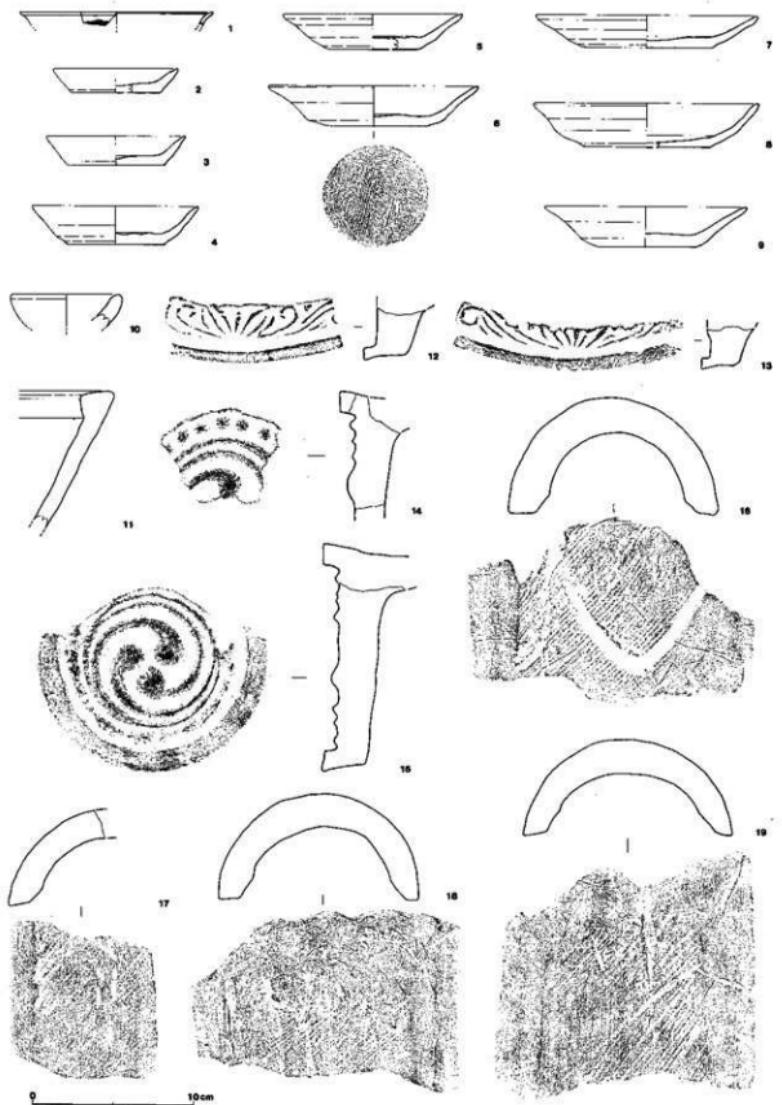
土師質土器（第13図2～9）の2は口径7cm、3は8.5cmの小皿で、4と5は底部は回転糸切り、底内面には渦巻状指圧痕がある中皿である。やや厚い底部の6は回転糸切り、底内面は回転ナデで調整している。7と8も回転糸切りだが中心ほど底部は薄くなり、7は底面に細かく平行する圧痕も残る。9は体部が緩く立ち上がり、口縁部がやや外反するもので、厚い底部の外面は黒く変色する。このうち7と8は北西サブトレーンチの土師質土器を多量に含む焼土及び炭混りの盛土から出土したものである。

土器（第13図10～11）の10は炉跡付近から出土した口径7cmの器壁の厚い小壺で、内面が溶融しており、坩堝と考えられる。11は口縁部の内側が突起する鉢の口縁である。

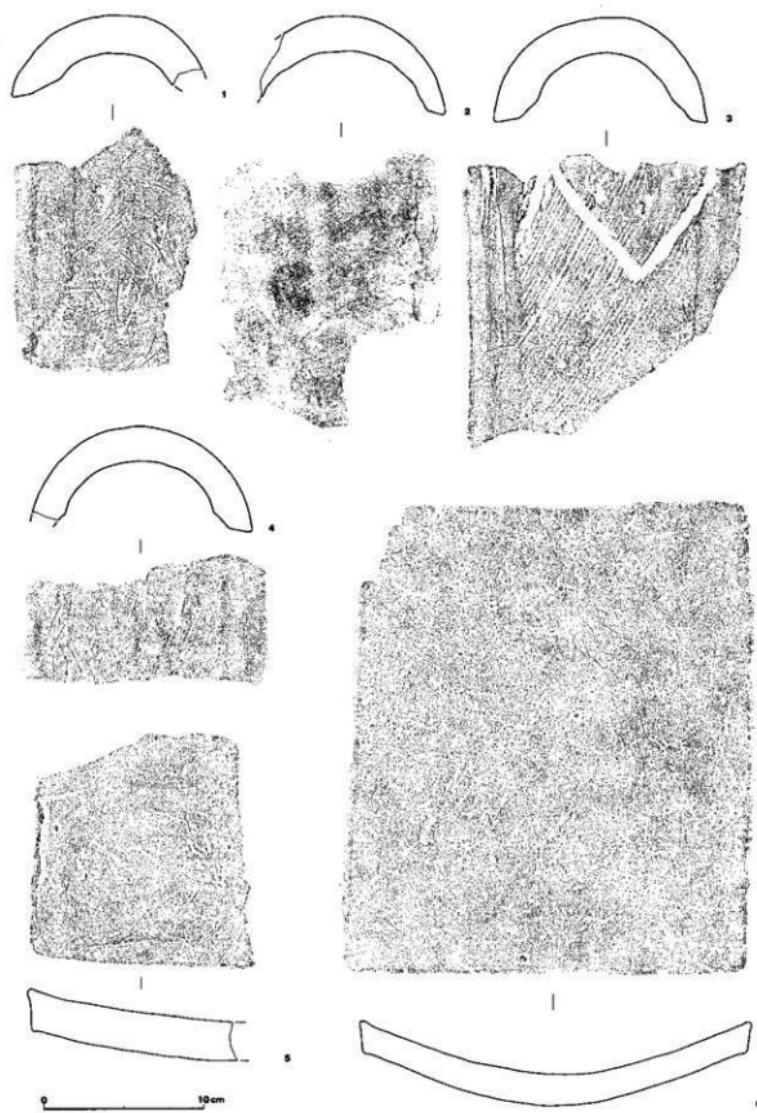
瓦（第13図12～19 第14図1～6）のうち、第13図12と13は軒平瓦を中心飾りの花文から均整唐草文が派生している。13は南サブトレーンチで確認された礎石建物以前の溝内部から出土した。14と15は瓦当てをもつ軒丸瓦である。14は内区に長く尾を引く右回りの巴文があり、外区には珠文が巡る。15は瓦当の直径は14cm、集縁は素文で、内区に肉厚の三巴文を、外区に珠文を配す。右回りの巴は長く尾を引いてほぼ半周し、珠文は約1.5cmの間隔で連続するがつぶれています。これら軒丸瓦は南サブトレーンチの溝から出土した。丸瓦（第13図16～19、第14図1～4）は玉縁式で、すべての凹面に斜め方向に紐状原体による切り離しのコピキ痕跡が残り、第14図1と4以外の瓦には布目痕が観察される。また16と3には吊り紐痕が残る。第14図3のみ南東サブトレーンチから、他は礎石建物跡の遺構面から出土した。平瓦（第14図5・6）には厚み2.5cmの5、厚み2cmの6がある。6は幅24.5cm、長さ29.5cm、厚み2.0cmで、重量は約2.5kgである。

その他、錢貨として北宋錢の祥符元寶（または祥符通寶、初鑄年1009年で同じ）と元符通寶（初鑄年1098年）の2点が出土した。南東の炉跡周辺からは鉄滓、銅滓も出土している。

瓦は建物の南側から多量に出土し、建物の内側には少なかった。東側斜面に散布するものも含め、これらの瓦は礎石建物に伴うものと考えられ、總瓦葺きであったと推定される。特に丸瓦の



第13図 本丸跡北端出土遺物実測図(1)



第14図 本丸跡北端出土遺物実測図(2)

凹面に残る切り離し痕が紐状原体によるコピキAとよばれる痕跡で、図示しなかった多量の丸瓦についても大半が同様の特徴をもっていた。

(3)二の段南端の敷石、溝跡

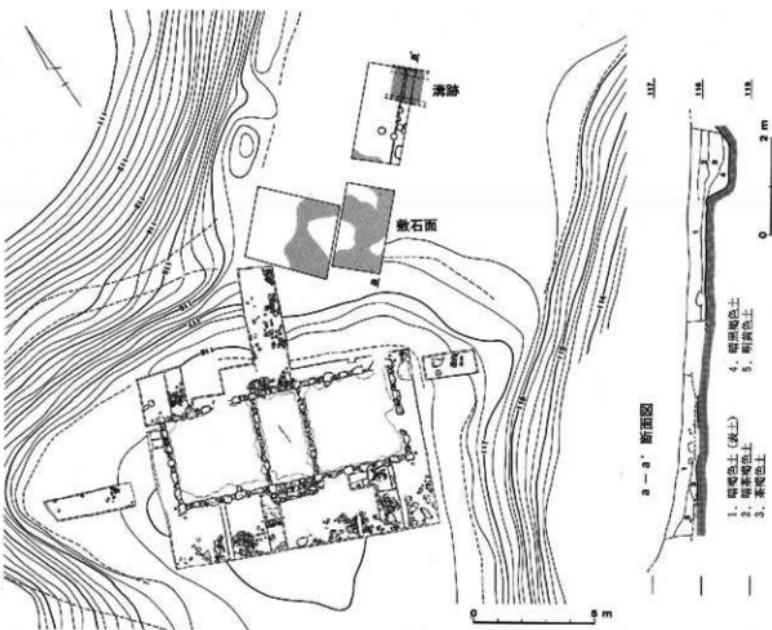
二の段は、本丸跡より約1m低い全長約80m、幅15mから20mの細長い曲輪である。北端部には檜台があり、東西の縁辺部には土壘状の低い高まりが巡る。

遺構

本丸跡北端で発見された門への通路を確認する目的で南端部を発掘した結果、地表から30cmないし50cmの深さに人為的な敷石面が発見された。5cmから15cmの割石が堅く締まった状態ではほぼ平坦な面になっていたが、部分的に敷石のない所もあった。南側では本丸跡北端の建物に伴う盛土が敷石面にかぶった状態で、敷石面はさらに南側に続いていると考えられた。

敷石面の北側の平坦な地山面には50cmの偏平な河原石が1個あり、直径25cmから30cmの柱穴跡が8カ所に確認された。そしてさらに北には地山を掘り込んだ幅約1.4m以上、深さ55cmの溝跡が曲輪を横切る方向に発見された。

本丸との連絡に関わる遺構は明らかにできなかったが、敷石面や溝跡は最終段階以前の遺構と考えられる。



第15図 二の段南端平面図／土層断面図

遺物

青磁、五彩、備前焼、土師質土器、土器、瓦、鉄製品、鏃、鉄滓などの約400点の遺物が出土し、周辺で白磁も表面採取された。

五彩（第16図1）は口径12cm、端反りの皿の口縁で、端部の内外面に淡い赤色の条線を2本ずつ巡らせ、外面には葉文の一端が見え、緑彩が施されている。五彩は他では出土していない。

白磁（第16図2 表採遺物）は口径14cmの、端反りの皿の口縁部である。

青磁（第16図3）は口径16cmの碗で、器壁は厚く、端部は丸い。外面の端部近くと内面のやや下方に薄い雷文があり、釉は黄緑色である。

備前焼（第16図7・8 8は表採遺物）は鉢あるいは甕の体部で、暗赤褐色を呈する。

土師質土器（第16図4～6）の中皿4と5の底部は回転糸切りで、4の内面は渦巻状指圧痕があり、5は底部に平行圧痕も残り、内面はナデ調整である。6は体部が緩やかに立ち上がり、口縁部がやや外反する皿で、底部内外面が黒く変色する。

土器（第16図9～12 12は表採遺物）の9～11は口縁端部の内側が突起する鉢の口縁で、10は内湾する体部がくの字状に屈曲して端部を外側につまみ出し、屈曲部の内面にはハケメが付く。

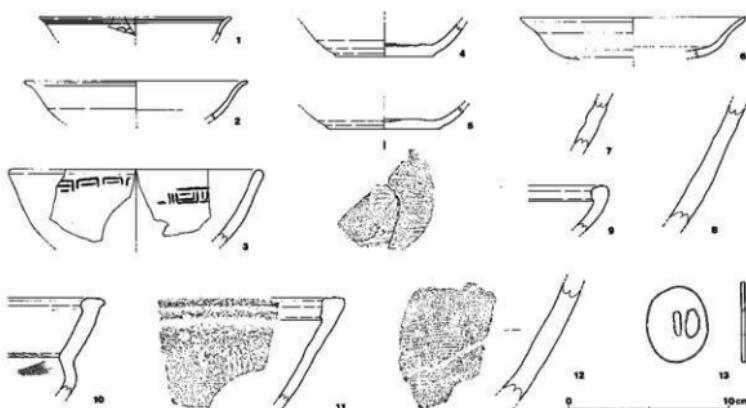
11は拙鉢で、内面に卸し目の掻き上げ条痕がある。12は鉢の体部で、横方向に細かい条痕が付く。

その他、縦4.8cm、横3.8cm、厚み2mmの梢円形の青銅製鏃（第16図13）や鉄滓、本丸跡北端の建物に伴う瓦の破片もあり、時期が不明なキセルの雁首も出土した。

遺物の量は多くはないが、本丸跡北端に接する場所のため瓦も比較的多数出土した。遺物は16世紀後半を中心としたものと考えられる。

(4)二の段北端の建物跡

二の段の東西の曲輪縁辺部には比高50cm程度の土壘状高まりが巡り、北端は幅8mほどの檜台となっている。昭和58年に礎石列の存在が確認されていた。



第16図 二の段南端出土遺物実測図

遺構

調査区の南側では幅50cmの石組の溝跡が曲輪を横切る東西方向に約15mにわたって発見された。石材は一段で、上は平坦面に抑えられている。東側はかなり石材が失われていたが、中央から東側の溝は西側と比較してわずかに北にずれがあった可能性がある。さらにこの溝跡の西側には南側に接する石敷状の部分があり、入口の存在も推定される。溝の両端は土壘状の高まりに接し、流木の処理は不明である。この溝跡は建物の南側を区画していたものである。

溝の北側では礎石が部分的に発見された。調査区の中央では南北に2列の平行した礎石列があり、西側は上面が平坦な40cmから50cmのやや大きめの割石の礎石が9mにわたってほぼ直線上に8個並び、北端の礎石から西に直交する方向にも3個の礎石があった。これから約50cm離れて平行に並ぶ東側の礎石列は30cmから40cmのやや小さめの割石と河原石で構成され、北には1間×1間半の割石と河原石による長方形の区画が東側に接し、その内側には5cmから8cmの偏平な砂利がほぼ等間隔に丁寧に敷き詰められていた。この区画を構成する南側の石列はさらに東側に伸び、さらに約2m離れた南にも東西の方向に礎石列が断片的に残っていた。

北西の檜台近くでは石が詰められた状態の土壙が発見された。東西4m、南北3mの不整形で、瓦や上器片など遺物も多数混在していた。性格は明らかでないが、池を想定する見解も示されており、最終的には本来の用途を尖い廐棄に利用されたものと考えられる。さらに檜台部分も部分的に発掘した。西側は完掘できず明確な遺構は確認されなかったが、檜の存在も推定されている。北東側では縁辺部に割石がまとまって発見された。

礎石の大半が失われて建物の規模や構造は具体的に把握できないが、中央の礎石列の間隔が狭く、礎石の大きさも東側と西側で異なることから東に書院造の、西に主屋の2棟の建物が存在していたと推定される。そして砂利の化粧敷や池を予想させる土壙の存在から檜台部分を築山と見なした小規模な庭園空間を備えていた可能性も出てきた。なおこの土壙については平成10年度に性格を確認するための追加調査を予定している。

遺物

白磁、青磁、染付などの貿易陶磁器、施釉陶器、備前焼、土師質土器、土器、瓦、銭貨、鉄製品、砥石、鉄滓など総数900点あまりの遺物が出土し、須恵器片もあった。

白磁（第18図1～5）の1は体部が内湾する口径10cmの皿、2～4は口径12cmから14cmの端反りの皿である。5は底径8cmの壺の底部で、外面に蓮弁文の稜がある。

青磁（第18図6～9）の6と7は口径15cmの碗口縁で、6は体部が内湾し、端部は丸い。7は口縁がやや外反し、端部外側が肥厚する。8は碗の体部下半の破片、9は厚い碗底部で、底径8cmの太く低い高台である。色調はすべて淡緑色で、9の見込には円状に釉がかからない。

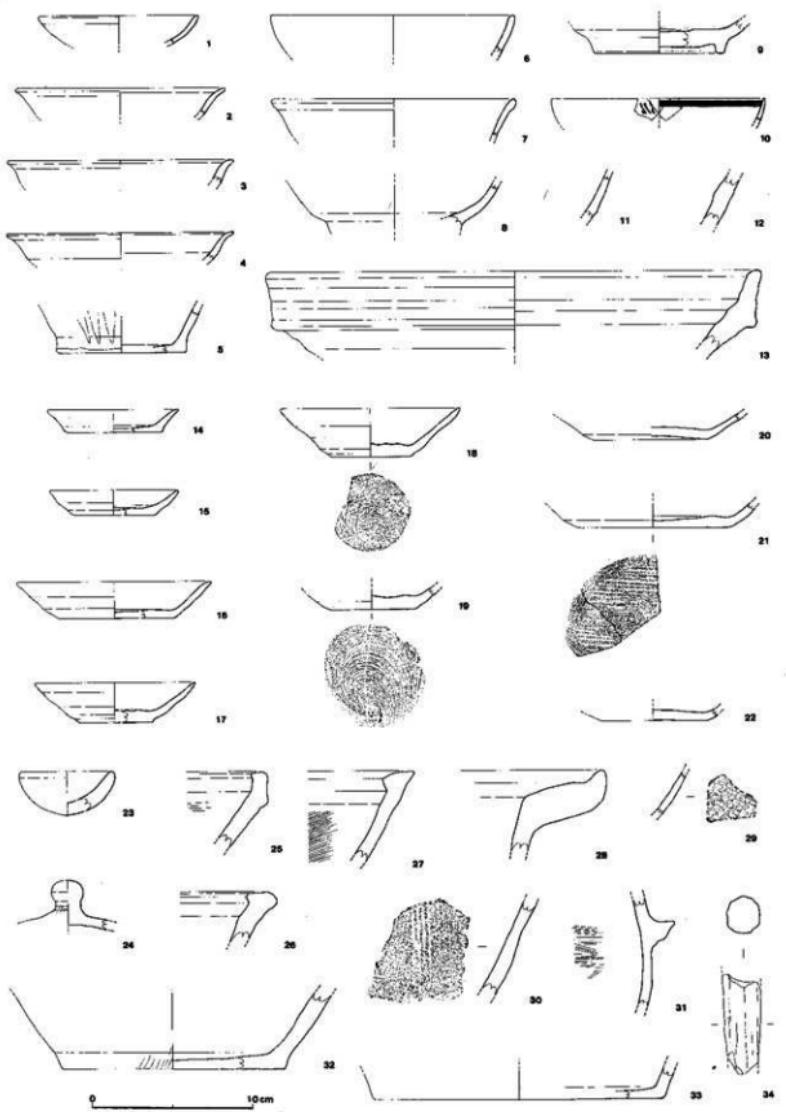
染付（第18図10）は体部が内湾気味に立ち上がる口径13cmの碗口縁で、端部内面には幅の広い条線が巡り、外面には点状の文様が描かれる。

施釉陶器（第18図11）は暗黒褐色の鉄釉がかかる天目茶碗の体部である。天目の破片は他に1片あり、ともに胎土の違いから中国製と考えられる。

備前焼（第18図12・13）の12は鉢あるいは壺の体部で、外面は赤褐色、内面は暗灰色を呈する。13は口径31cmの播鉢の口縁部で、外側に幅3cm程度の面をもつ口縁部はほぼ直立し、下端はわずかに垂れて膨らむ。暗赤褐色で、内面には卸し日の掻き上げ条痕がみえる。



第17図 二の段北端造構平面図



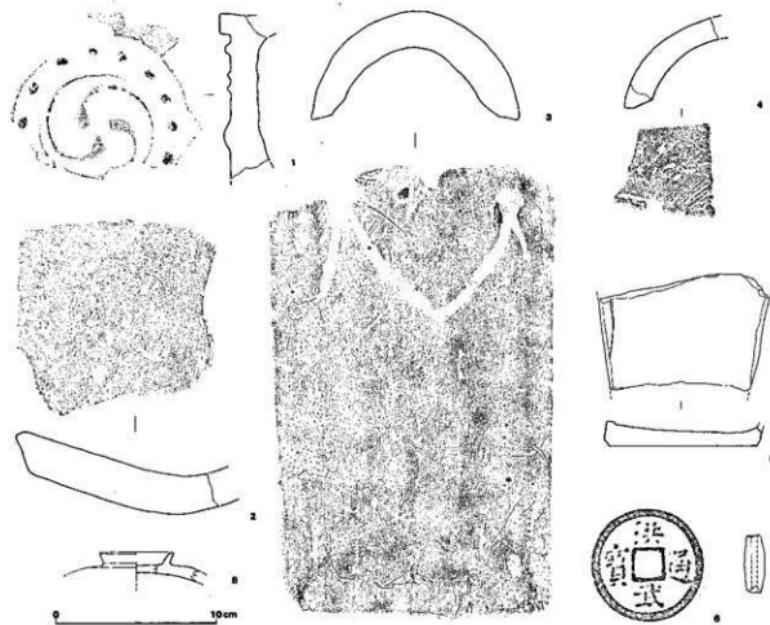
第18図 二の段北端出土遺物実測図(1)

土師質土器（第18図14～22）の14、15は口径8cmの浅い小皿。中皿16～21の底部は回転糸切りで、16は中心ほど底部が薄くなり、17と18は底内面に渦巻状の指圧痕がある。厚い底部19の底内面は回転ナデ、やや上げ底の大皿20と21は薄い底部の内面はナデで、21は回転糸切り痕に平行圧痕も付く。22は緩やかに体部が立ち上がる上げ底の底部で、ナデ調整の内外面が黒く変色する。

土器・瓦質土器（第18図23～34）の23は口径6cmの厚手の小壺で、内面が高温で溶融しているため坩堝と考えられる。24は瓦質の蓋のつまみである。25～27は鉢の口縁で、25は端部近くで上方に折り上げ、端部を内側につまみ出す。26、27は内側が突起する。28は頸部から立ち上がり、外側に折れて端部を上方につまみ上げる推定口径約40cmの大型の壺口縁で、同じ形態のものが本丸跡南端からも出土している。29は外面に細かい格子状の圧痕が付く薄い体部である。30は搔き上げ条痕のある擂鉢の体部、31は外面の上部に突起が付く羽釜の体部で、内面にはハケメ、外面にはスヌが付着する。32は径14cmの厚い底部、33はやや薄い径18cmの底部、34は三足の防長系足鍋の脚部である。

瓦（第19図1～4）の1は軒丸瓦で、素文の外縁のはほとんどを欠くが、内区には左回りの三巴文を、外区に珠文を配する。巴は長く尾を引き、ほぼ半周する。2は厚さ2.5cmの平瓦、3と4は玉縁式の丸瓦で、凹面には斜め方向に紐状原体による切り離しのコピキ痕がある。

その他、研磨面のある砥石（第19図5）、銭貨は初鋤牛1368年の明錢洪武通寶（第19図6）、土



第19図 二の段北端出土遺物実測図(2)

錘（第19図7）、鉄製品や鐵滓そして輪状つまみのつく須恵器の蓋（第19図8）があった。

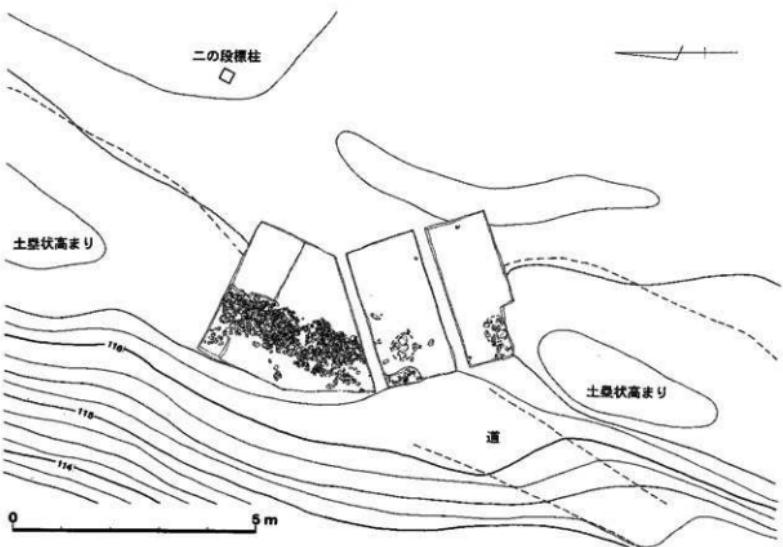
このように多くの遺物が出土したが、本丸跡南端部と比較すると貿易陶磁器や土師質土器とも極めて少ない。しかし鉢類や鍋、羽釜など日常品も確実にあり、生活の場であったことは確かである。天目茶碗の出土は庭園空間と密接に関わる遺物と思われ、さらに堀と多数の鐵滓が出土したことから一帯で鍛冶が行われていたことも推定される。瓦は65点ほど発見されたが、その量から建物の屋根に部分的に葺かれていたと考えられる。中国製天目を除く遺物は16世紀後半を中心とし、瓦もコピキAの段階のものである。そして奈良時代末期から平安時代初頭と考えられる須恵器の出土から、周辺に古代遺跡が存在した可能性も考えられる。

(5)二の段食い違い虎口の門跡

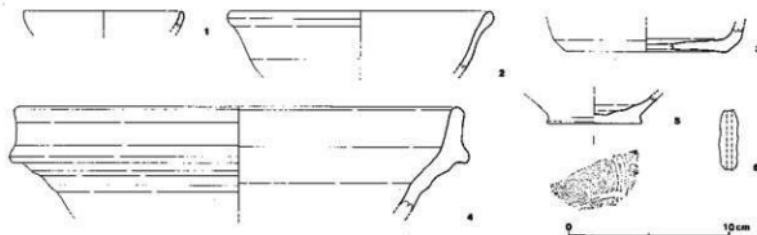
廻の段からの道が二の段の西に取り付いて、土壠状高まりが食い違いになる入口は、主郭部分への虎口にあたることから門などの施設が存在した可能性が高いと考えられた。

遺構

調査の結果、土壠状高まりの下には20cm以下の割石が厚みをもって一面に敷き詰められた状態で、築地塀の基礎と考えられた。入口部分にはこの割石の広がりではなく、礎石や柱穴跡も発見できなかったが、地山に食い込んだ状態の石のまとまりが道の両側に約2mの間隔で確認され、門の礎石の下の根石と推定された。根石がほぼ1mの距離にあり、背後の東側には控柱などの痕跡がなかったことから、建築史の立場からは両側を築地で押さえる簡素な構造の門が存在した可能性が示されている。



第20図 二の段入口遺構平面図



第21図 二の段入口出土遺物実測図

遺 物

白磁、土師質土器、瓦、土錐などが出土し、周辺で青磁、古瀬戸、備前焼も表面採取されたが、遺物の数は40点あまりで他と比較してきわめて少ない。

白磁(第21図1)は体部が内湾する口径10cmの小皿の口縁である。

青磁(第21図2 表採遺物)は内湾気味の体部から立ち上がる口径16cmの碗口縁で、端部がやや外反して丸く膨れ、釉は濃緑色である。

施釉陶器(第21図3 表採遺物)は底径10cmの円筒形の器の底部で、底面には回転糸切り痕がある。きめの細かい明黄褐色の胎土で、体部と内面の一部に淡緑色の釉がかかるが、見込と底面には施釉されていない。古瀬戸の香炉と考えられる。

須恵器系陶器(第21図4 表採遺物)は口径約28cmの擂鉢で、外側に直立する幅3.5cmの面をもち、上端は丸く、下端はやや垂れて膨らむ。外面は赤褐色、内面には濃い黄緑色の釉がかかる。

土師質土器(第21図5)は底径6cmの中皿で、体部はやや深い。底部は中心ほど薄く、底面は回転糸切り、底内面には渦巻状の指圧痕がある。

その他土錐(第21図6)や平瓦の破片も出土した。

このように遺物は少量であったが、古瀬戸の香炉は14世紀後半まで漸る可能性があり、七尾城跡の遺物の中では古朴のものとして注目される。

(6)本丸跡北側の腰曲輪の礎石列と集石

本丸跡の北西斜面の中腹に作られた長さ20m、幅10mの比較的狭い腰曲輪である。

遺 構

曲輪の北側の縁辺部に約1mの間隔で偏平な河原石が7mにわたって並ぶ礎石列が発見された。礎石は30cmから40cmの大きさの偏平な河原石で、礎石列の外側に小さめの石が意識的に列状に積み重ねられていた。なお礎石列の西側では、礎石状の石材が礎石列の線上から内側にずれて接するaと外側に据えられたbがあった。礎石列の全長は確定していないが、東側は内側で発見された溝との位置関係から少なくとも1個の礎石が抜き取られたことも考えられ、一方西側は礎石と一体的な石列がなくなる位置までとすると本来は全長8m(4間)であった可能性がある。

この礎石列の南側からは溝状の遺構と人為的な集石が発見された。外側には10cm以下の石による幅15cm程度の溝状の遺構が礎石列に対して直角の向きに約4m南側に伸び、さらに西向きに直角に折れて続いていた。この溝状遺構の内側には約50cm程度の大きめの石が明らかに人為的にま

とまっていた。周辺には礎石は存在しないが、唯一可能性があるものとして石材Cがあった。

曲輪の縁辺部で確認された礎石列は、南側の対応する位置に同質の石材が存在しないことから建物の礎石ではなく、礎石建ての堀の可能性が考えられる。礎石の外寄りに一体的に重なる石列は二の段西側帯曲輪にもみられるものである。また集石の一部の石を取り除いてみたが、浅い地山のくぼみが確かめられたのみで上塙などの痕跡は今のところ確認されていない。集石は本丸跡



第22図 本丸跡北側腰曲輪遺構平面図

の南端でも発見されているが、同じ意図で築かれたものかどうかは判然としない。

礎石列と内側の溝、集石との全体的な構造や性格については不明だが、狭い曲輪を最大限に利用した礎石を伴う構造物が存在したことが明らかになった。出土した遺物は土師質土器や瓦が約30点とごくわずかで居住空間とは考えにくい。なお北東のサブトレントによって曲輪の縁辺部は盛土で形成されていることが確かめられた。

(7)二の段西側の帯曲輪の建物跡

二の段の西側斜面の中腹にある長さ約24m、幅約5mから6mの細長い曲輪で、大手を見下ろす場所に位置し、建物跡の存在が有力視されていた。

遺構

調査の結果、長辺21.7m（11間）×短辺5m（2間半）の長大な礎石建物跡が完全な状態で発見された。曲輪の南側と北側で両隅部の礎石と前面の礎石列を、中央の山側でも礎石列を確認し、建物の長辺側を全体的に検出していないものの、礎石の間隔や方向が一致することから全体で1棟の建物跡と考えられる。北東隅部では山側の岩盤を削平して平場を確保していた。

礎石は30cm程度の偏平な河原石で、短辺の礎石は約1m間隔で並び、礎石の間には割石が挟まれていた。方長辺の礎石は約2m間隔で据えられ、やはり礎石間には割石が挟まれていた。そして礎石列の上には石が意識的に積み重ねられ、これは南東の建物の山側が特に多かった。長辺の礎石列の南側で礎石間の石と積石がとぎれる部分があり、入口の可能性も考えられる。

また南側で建物の内側に2個の礎石あったことからピンボールによって周囲を確認したところ南側の短辺の礎石列から北へ約4m、8m、12mの位置に建物の内側に礎石が並ぶことが確かめられた。これらの礎石の高さは建物周囲の礎石よりも約10cmほど高い。さらに礎石の内側の一部を掘り下げた結果、遺構面より約20cm下に厚さ10cmの炭層があった。炭化した細い木が多量に含まれ、火事に伴うものとは考えにくく、意図的に敷かれた炭層と思われる。

曲輪の入口部分は現状では通路状の痕跡は残っていないが、発掘によって石敷きの道から建物の南西に向けて幅約1mの通路があったことが断面に観察された旧表土から明らかになり、谷側には土留めの石垣も築かれていた。

外壁の礎石列と一体的に重なる石列は、壁の基礎あるいは床下の遮蔽の可能性が考えられるが、同様の石列は重なりの位置に若干の違いがあるものの本丸跡北側の腰曲輪でも発見されている。

このように10間を越える大型の礎石建物が発見されたが、遺物の量がきわめて少なかったことから日常的に居住するための建物ではなかったと考えられる。防湿のためと思われる炭層の存在は倉庫の役割を推定させるが、城の中心部に到達する人手道を側面から見下ろす位置に建つことから防衛的な性格も兼ね備えた建物であったと考えられる。

遺物

白磁、青磁、染付、瑠璃釉などの貿易陶磁器、土師質土器、備前焼、瓦など計110点の遺物が出土した。このうち青磁と染付の8点が火を受けていた。

白磁（第23図1）は口径は14cm、口縁端部を外側に折り曲げた端反りの皿である。

青磁（第23図2）は器壁が厚い高台径8cmの碗底部で、骨付に平坦面をもつ。円状に釉がかからない見込みに陰刻の文様があり、釉は火を受けたため黄色に変色している。

染付（第23図3～6）の3は蓋で、体部が内湾して丸みがあり、端部を外側につまみ出し、内

側に返りが付く。返りの口径は10cm。蓋外面に模様が描かれるが、火を受けたため呉須は薄い黒色に、釉も淡黄色に変色している。4、5は口径約13cm前後の碗口縁で、ともに端部の内外面に条線を巡らせ、外面に文様を描くが、5は火を受けていた。6は細く尖った高台の付く小型の碗底部で、高台の付け根に条線が回り、見込には2条に巡らせた細線の内側に花文が描かれる。

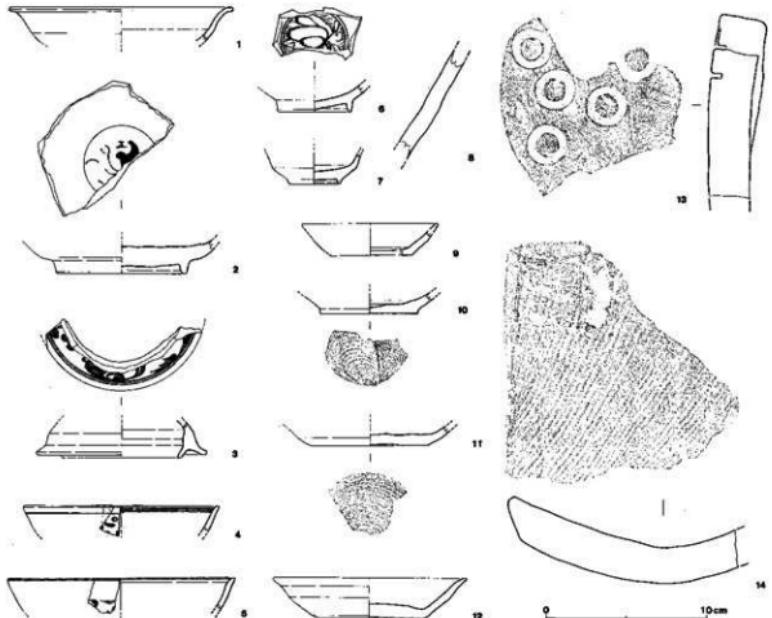
瑠璃釉（第23図7）は疊付が尖る低く小さな高台が付く杯の底部で、高台径は3cm。内面と高台内は薄く青味がかった白色、外面は濃い瑠璃色の釉がかかる。

備前焼（第23図8）は鉢あるいは壺の体部で、内外面とも暗灰色を呈する。

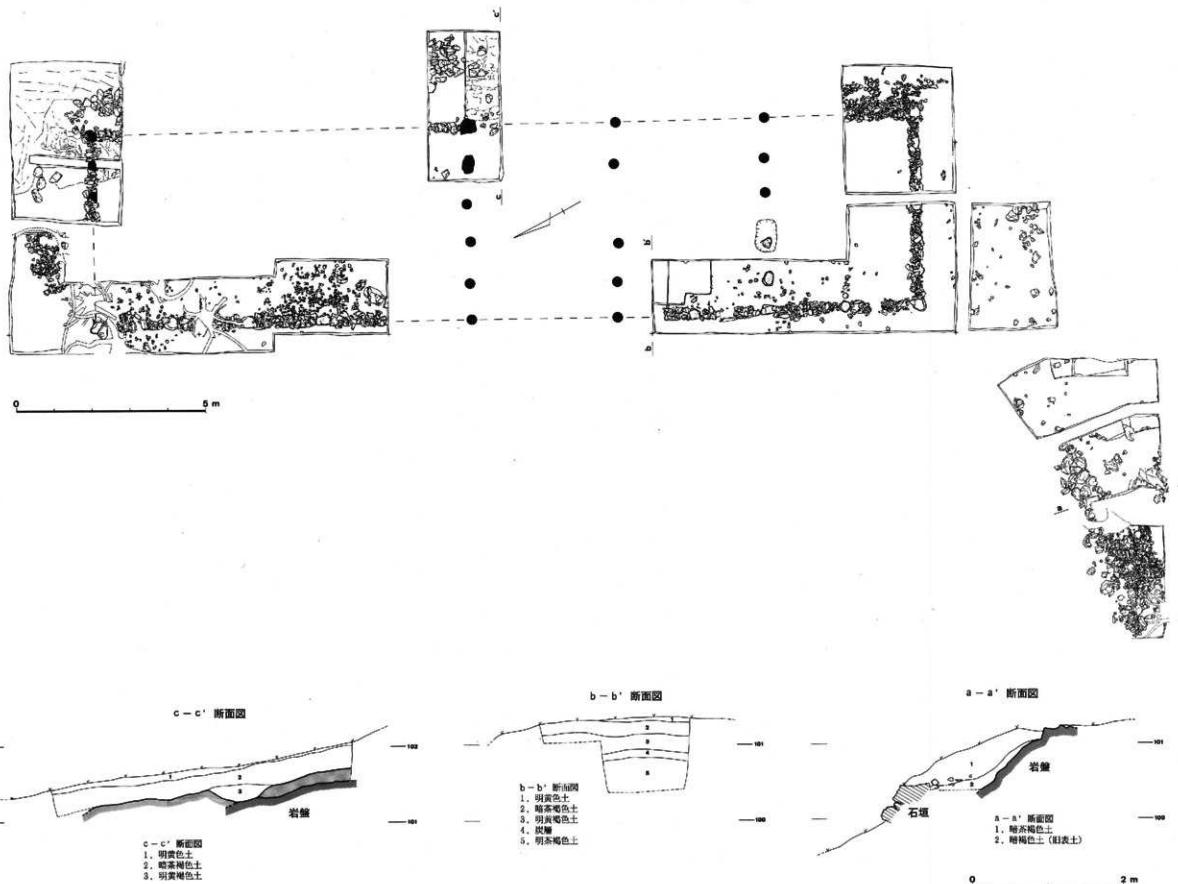
土師質土器（第23図9～12）の9は口径8cmの小皿である。中皿10と11の底部は回転糸切りで、10は中心ほど底部が薄くなる。11は器壁が薄く、上げ底気味の底部から体部が緩く立ち上がり、内面は黒く変色する。12は厚い底部の内外面ともナデ調整で、両面とも黒く変色した中皿である。

瓦（第23図13・14）の13は円形の押型で施文した鬼板の一部である。14は平瓦の側縁部で、厚みは2.2cm、凹面には布目痕の上に斜め方向に紐状原体による切り離し痕が明瞭に残る。

このように十師質土器も含め他の調査区と比較して遺物は少量であったが、時期は貿易陶磁器の内容から16世紀後半を中心としたものである。瓦は23点と少なかったが、鬼板の出土から屋根には部分的に瓦が葺かれていた可能性もある。火を受けた遺物があったが、火事の痕跡は発掘では確認されなかった。瑠璃釉は他の調査区では出土していない。



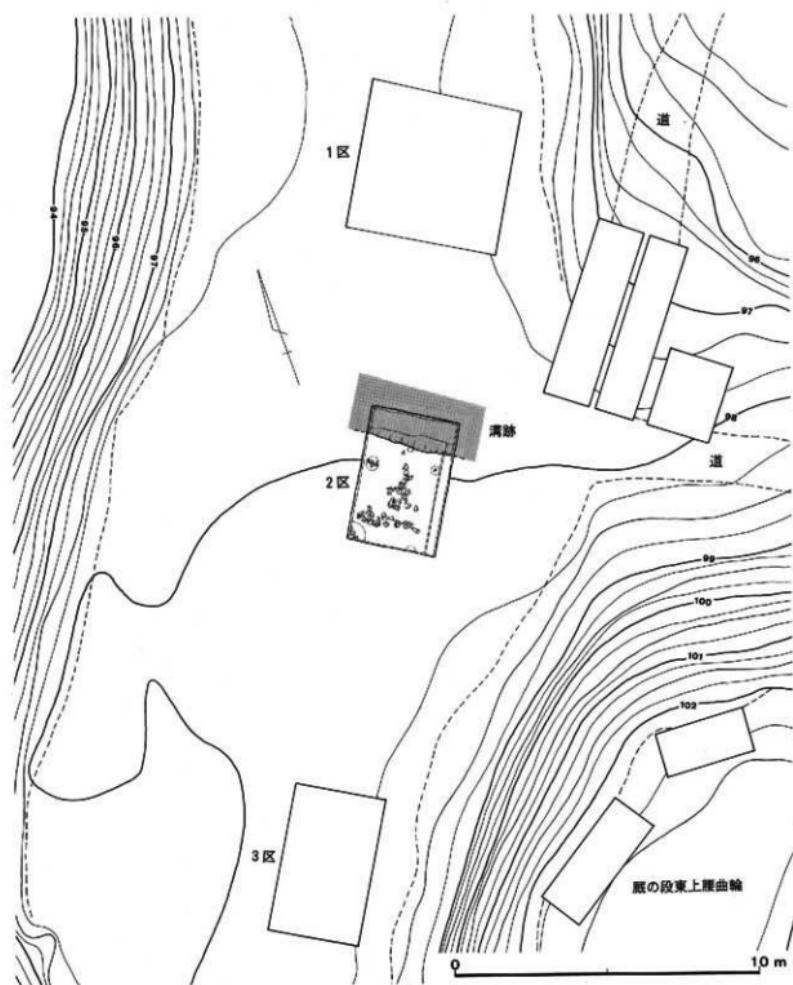
第23図 二の段西側帶曲輪出土遺物実測図



第24図 二の段西侧帯曲輪遺構平面図及び断面図

(8) 厥の段

大手から馬釣井を経て厥の段に上りきった場所に位置し、全長58m、幅13mから16mで、城の中心部では二の段、本丸跡に次ぐ広い曲輪である。北側は約20cmの段差がある。城の中核部の入口に面し、南側で染付も表面採集されたことから門や建物を備えた重要な曲輪と考えられてきた。



第25図 厥の段調査区配置図

遺構

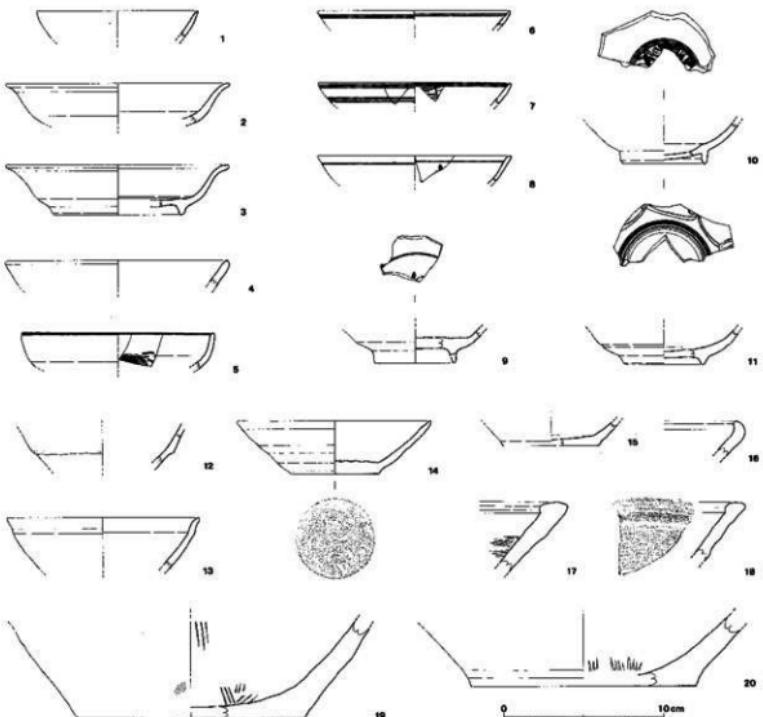
大手の谷からの廻の段に進入する入口部分の発掘では門や道の痕跡は確認できなかった。曲輪内側の北寄りに設定した1区は表土の下はすぐに岩盤で、遺構は発見されなかった。中央の2区では明黄色の地山面に5箇所の柱穴跡が発見され、北側には幅1m以上の溝跡が曲輪を横切る方向に発見された。また曲輪の南の3区では遺構面は確認されなかったが、西側の盛土の堆積から曲輪の南西部は大規模な盛土によって造成された曲輪と考えられた。

部分的な発掘のため遺構の状態は断片的にしか把握できなかったが、曲輪の北側には遺構ではなく、溝跡から南にかけて柱穴跡が確認され、陶磁器や鐵冶を予想させる鉄滓が出土した。掘立柱建物跡の存在が予想されるが、礎石建物跡は確認されていない。

なお廻の段の南東上にある腰曲輪の調査では柵列等の遺構は発見されなかった。

遺物

白磁、青磁、染付、李朝陶器など貿易陶磁器、土師質土器、土器、瓦質土器、瓦、鐵製品、鉄滓が出土し、白磁や染付が表面採取された。遺物の総数は約180点であった。



第26図 廻の段出土遺物実測図

白磁（第26図1～3 1は表採遺物）の1は体部が内湾する口径10cmの小形の皿である。2と3は口径14cmの端反りの皿で、径8cmほどの低い高台が付く。

青磁（第26図4）は口径14cmの端部の丸い碗口縁で、明るい黄緑色の釉がかかる。

染付（第26図5～11 5・7・9・10は表採遺物）の5は体部が上方に屈曲する皿で、端部の内外面に条線を巡らせ、内面に文様を描く。6～8も口径12cmの皿の口縁と思われ、端部の内外面に条線を回し、7は内外面に、8は内面に文様がある。9と10は碗の底部で、径5cmの細い高台が付き、底部の器壁は9はやや厚いが、10は薄く見込がくぼむ。ともに高台付け根に条線を巡らせ、見込には条線の内側に文様を描き、10の外面には網目文がある。

李朝陶磁（第26図11）は底径5cmの低い高台が付く碗底部で、外面は灰色、内面には白土の象眼に釉がかかる粉青沙器である。

施釉陶器（第26図12・13）は内面及び体部外面の上半部に暗黒褐色の鉄釉のかかる美濃天目茶碗で、13の口径は12cmである。

土師質土器（第26図14・15）の14は口径12cmの中皿の完形品で、底部が厚い。底面は回転糸切り、底内面は渦巻状の指圧痕がある。15の底部も回転糸切りだが、底部の厚みは中心ほど薄い。

土器・瓦質土器（第26図16～20 20は表採遺物）の16～18は鉢の口縁で、16は端部を内側に折る瓦質の小型品、17と18は端部内側が突起し、ともに内面に横方向のハケメやカキメがある。19と20は底径14cmの厚手の底部で、底内面に浅い条痕があり、同一個体の可能性がある。

その他瓦や鉄製品もあり、鉄滓も8点出土した。

調査面積が狭いが、貿易陶磁器に加え鉢類などの生活用品も出土したことから建物跡が存在する可能性は高いと考えられる。粉青沙器は廐の段からのみ出土している。また鉄滓も多数発見されたことから鍛冶場の存在も推定される。これらの遺物は15世紀以降の白磁皿や美濃天目碗を含んでいるが、貿易陶磁器の内容から16世紀後半の時期のものを主体としている。

(9)大手の谷の北端

七尾城の大手口の正確な位置は特定されていないが、門が存在する可能性も考えられた大手の谷北端部でも調査を行った。

遺構

両側の山裾まで発掘したが、特に硬化した大手道の痕跡や門に関わる遺構は確認されなかった。なお堆積土砂の下には多量の石がかなり空間をもって積み重なっており、これは調査区のすぐ北側の崩壊面でも観察された。これについては、大手の道筋でしかも谷の中腹には家臣の屋敷の存在も推定されることから排水施設としての暗渠の可能性も考えられた。堆積層の深い位置から寛永通賀が出土したことから、谷あいの先端部にあたる一帯は廢城後は流れ込みや山崩れなどで土砂がかなり埋まった場所であると考えられた。

遺物

遺構に伴わない状態で白磁、李朝陶磁、土師質土器など中世の遺物が約30点出土した。

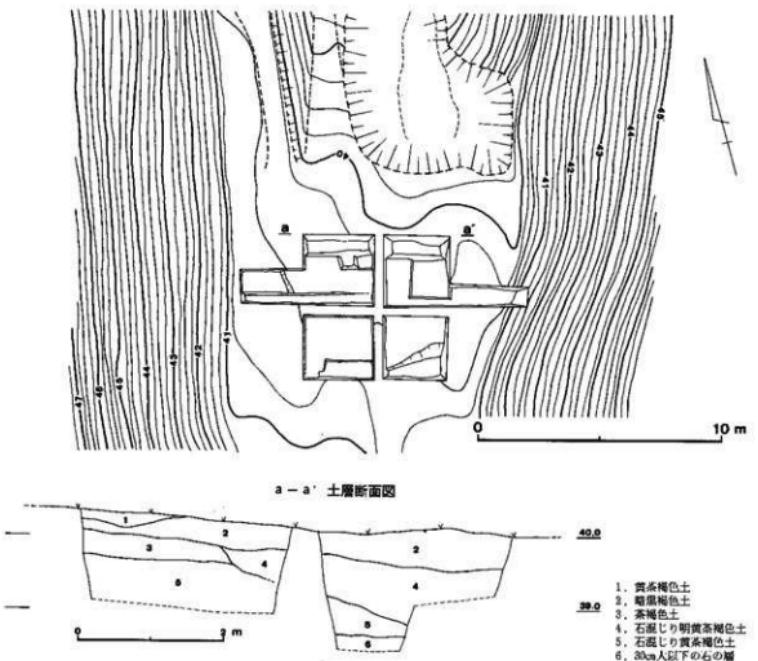
白磁（第28図1）は口径10cmの、浅い体部が内湾気味に立ち上がる皿である。

李朝陶磁（第28図2）は口径約12cmの薄い碗口縁で、内外面が灰色を呈する灰釉陶器である。

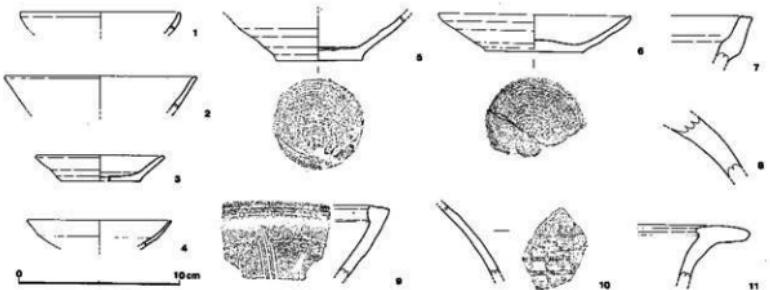
土師質土器（第28図3～6 6は表採遺物）の3は口径8cmの小皿である。4も口径9cmの小皿だが、器壁がかなり薄い。中皿5と6の底部は回転糸切りで、5は底内面に渦巻状の指圧痕が

あり、6の内面は回転ナデで調整する。なお5は谷のほぼ中央にある石垣を備えた広い平坦地で表面採取された遺物である。

土器・瓦質土器（第28図7～10）の7と8は瓦質土器で、7は口縁に段が付いて端部に平坦面を



第27図 大手谷北端調査区平面図／土層断面図



第28図 大手谷北端出土遺物実測図

もつ鉢、8は甕の体部上半の破片である。9は端部の内側が三角形状に突起する掃鉢の口縁、10は外面に格子状の圧痕をもつ薄い体部である。

これらの遺物は近現代の遺物と混在して表土や堆積層の上層から出土した。白磁は15世紀代、李朝陶器は16世紀のものと考えられる。その他、弥生上器の壺の口縁部も(第28図11)もあった。

⑩表面採取の遺物

①本丸跡北側の東側斜面

土師質土器と瓦を中心とする多量の遺物が散布しているが、それ以外に白磁、青磁、染付、施釉陶器、備前焼、瓦質土器、鉄滓もある。採取した遺物のうち代表的なものを紹介する。

白磁(第29図1～3)の1は口径10cmの皿で、口縁は内湾気味に立ち上がる。2は口径12cmの端反りの皿である。3は端反りの皿に付く底部で、高台は径6cm、豊付が尖り低い。

青磁(第29図4)は口径13cmの波状口縁の皿で、釉は濃い緑色を呈する。

染付(第29図5～10)の5と6は口径13cmの碗口縁で、端部の外外面に条線を巡らし、草花文など文様を描く。7は体部で外外面に花草文がある。8～10は碗の底部で、底径6cm、高台の付け根に条線を回し、8は体部下半に綾杉文、9は見込と外外面に雲文が描かれ、10は見込に草花文、高台内に銘がある。

施釉陶器(第29図11)は暗黒褐色の鉄釉がかかる美濃の天目茶碗の体部である。

備前焼(第29図12)は鉢あるいは甕の体部片で、外面は赤褐色、内面は暗褐色を呈する。

土師質土器(第29図13～26)の13～23は底部に凹軸糸切り痕がある。13と14は小皿、15～18は底内面に渦巻状の指圧痕がある中皿で、18は体部が緩く立ち上がる。19～21は厚い底部、22と23は底部が中心ほど薄くなる。24～26は上げ底で、外外面をナデ調整し、26は内面が黒く変色する。

土器(第29図27～32)の27～30は鉢の口縁である。27は口縁端部の内側が突起し、28は内側が肥厚して端部上に平坦面をもつ。29は端部が屈曲して上方に立ち上がる大型の搔鉢で、内面に搔き上げ条痕がある。30は器壁が厚く、端部が丸い大型の鉢で、このタイプは本丸跡南端部でも出土している。31は胴張りの壺の口縁で、上に平坦面があり、外側がかなり膨らむ。32はくの字状に屈曲する壺の頸部から口縁にかけての部分で、外外面に凹線が巡る。

瓦(第30図1～5)の1は珠文と一巴文をもつ軒丸瓦。2～4は平瓦で、厚みにちがいがある。5は玉縁式の丸瓦で、凹面には吊り紐痕と斜め方向に紐状原体による切り離しのコビキ痕が残る。

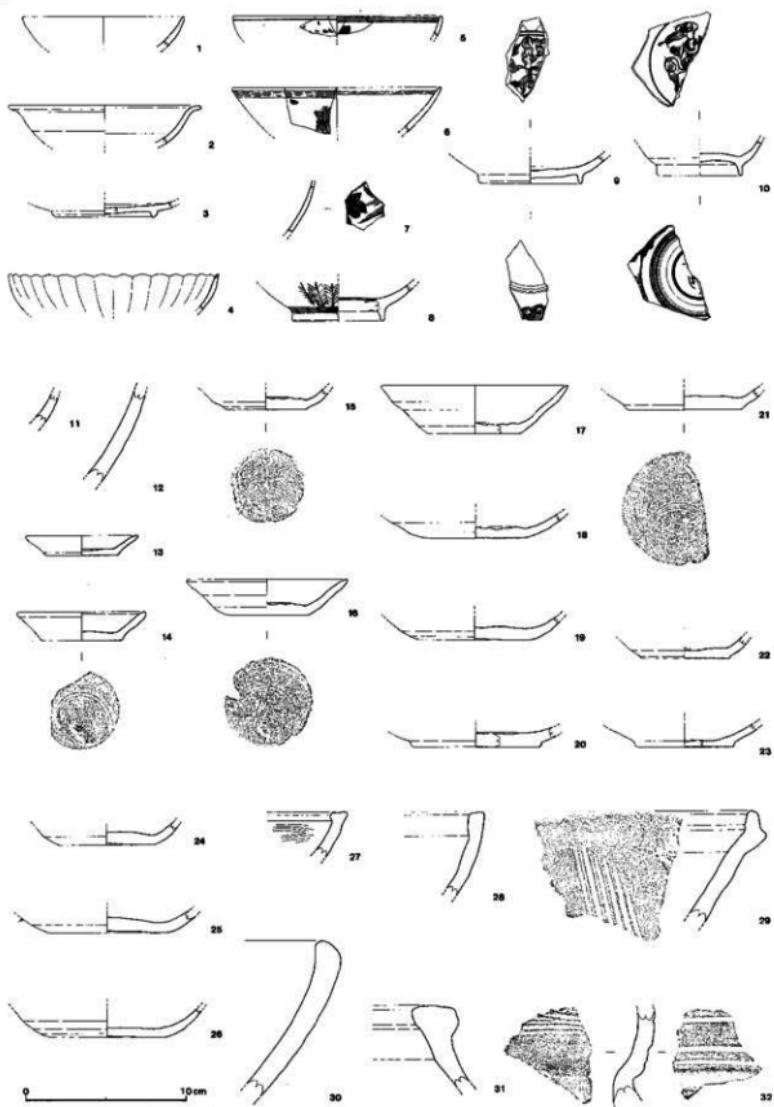
瓦の中には本丸跡北端部の建物に使用された瓦の散乱も含まれようが、他の散布地と比較して瓦と土師質土器を主体とする遺物の量が圧倒的に多いことから、廃棄場所の可能性も考えられる。

②その他の遺物散布地(曲輪番号は第51図に対照)

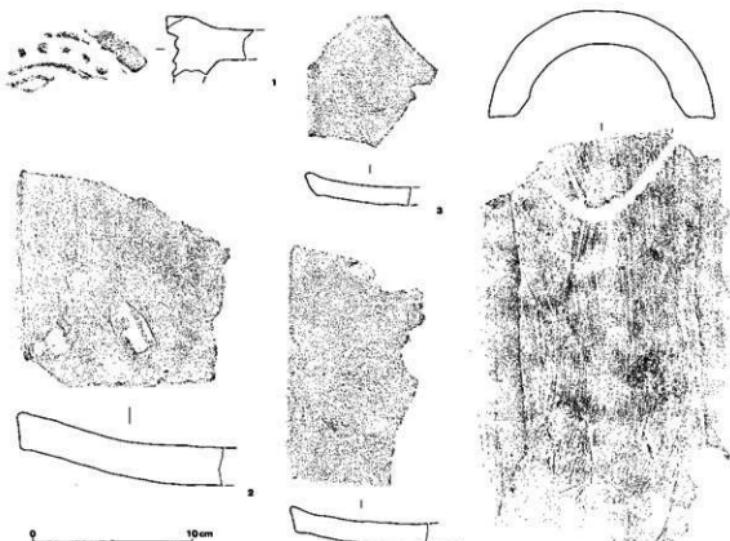
東尾根の北に位置する長く広い曲輪14では平瓦や丸瓦が約20点採取された。全長約80m、幅20mから30mの広い曲輪で、南端で採取された丸瓦(第31図7)の凹面には紐状原体による切り離しのコビキ痕が残り、本丸跡北端部で出土した瓦と同じ特徴をもつ。

長い出丸の先端部の曲輪16の斜面では染付(第31図1・2)、土師質土器、鉄滓が採取された。1は口径12cmの碗口縁で、端部の外外面に条線を巡らせ、文様がある。2は幕笥底の皿で、見込に草花文を、体部外下面下半には条線と芭蕉葉文を描く。本丸跡南端の曲輪17とともに東側からの攻撃に備えて畝状空堀群を築いた防御上の重要地点で、鍛冶場も備えていたと推定される。

曲輪6(千疊敷)では染付(第31図3)、備前焼(第31図4)が採取された。3は北端の崩壊



第29図 本丸跡、北東斜面表探遺物実測図(1)

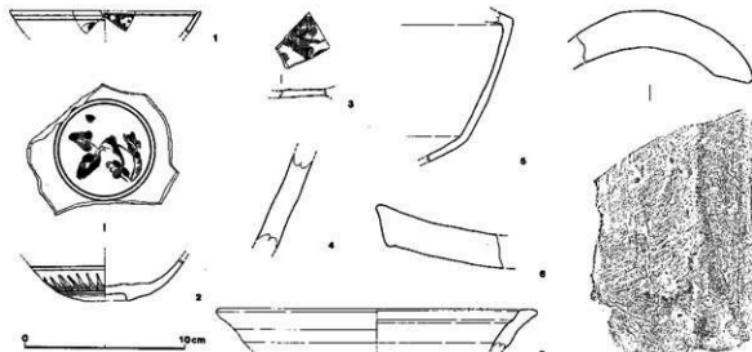


第30図 本丸跡北東斜面表探遺物実測図(2)

部分で採取された皿の底部で、見込に文様がある。4は鉢あるいは甕の体部である。

南の堀切りに対して土壁を備えた曲輪8では瓦片（第31図6）、瓦質土器（第31図5）があつた。瓦は他に20点採取された。5は外面には多量の煤が付着する鍋状の器である。

この他、住吉神社の旧参道部分でも須恵器の甕口縁（第31図8）も採取され、現在の境内地部分に古代遺跡や七尾城の曲輪が存在したことが推定される。



第31図 その他の曲輪の表探遺物実測図

V. 七尾城跡の調査の成果

七尾城中心部の発掘調査によって予想以上に随所に、しかも保存状態良く遺構が残っていることが明らかになった。本丸跡南端、本丸跡北端、二の段北端、二の段西側斜面の帶曲輪では礎石建物跡が、さらに本丸跡北側斜面の腰曲輪でも礎石をもつ施設が発見された。これらの建物は細長い尾根を盛土によって半場に拡張し、曲輪を最大限に利用して建てられていた。そして本丸跡と二の段では建物は細長い曲輪の端部に位置していた。礎石には丸みを帯びて偏平な河原石が多用され、建物の寸法は1間6尺5寸を基準にしていると考えられる。

16世紀後半の戦国末期に充実されたこれら建物の中で、総瓦葺の重厚な門を通過して至る本丸跡南端部では貿易陶磁器を含む多種多様な遺物が特に多量に出土し、また二の段北端では喫茶専用の天目茶碗が出土し、さらに砂利の化粧敷きの区画や池状の土壤から茶庭としての庭園の存在が予想される。これらの部分は領主の居住空間であった可能性が高く、陶晴賢の挙兵に深く関わり、毛利氏との緊張が高まる中で19代藤兼が城内に居住し、あるいは20代元祥が天正11年に下城したとする記録が発掘調査によって遺構や遺物の面からも裏付けられたといえよう。なお藤兼が居住したとされる人手之曲輪は現在のところまだ特定されていない。一方、出土遺物の量から本丸跡北側斜面腰曲輪の遺構、二の段西下帯曲輪の建物は居住を目的とした建物ではないと推定され、建物には機能の差が歴然と認められる。なお一部の礎石建物跡については上層構造の復元研究も試みているがなお検討中の段階である。

発見された礎石建物跡は七尾城の最終段階のものであるが、これらに先行する遺構として本丸跡南端部の上塀基底部の溝跡、本丸跡北端の門跡の下層の造成土に含まれる瓦と鐵冶が跡、そして二の段南端の敷石面などがある。遺物の時期差はほとんどなく、大改修前後の短期間での遺構の変遷と考えられる。そして発掘調査の対象とした城の中心部では戦国末期を瀕する遺構は今のところ確認されておらず、南北朝期以降の城の変遷については今後の課題として残されている。

貿易陶磁器はほとんどの調査区から出土しているが、その量は染付（青花）、白磁の順で、青磁は少ない。白磁には壺、皿、碗がある。皿は15世紀代から出土する体部が内湾するものも出土するが、端反りの口縁が多い。青磁は、輸花皿、鍋連弁文碗、端部の丸い口縁があり、13世紀から15世紀のものも含まれている。染付には壺、皿、碗があり、口縁の内外面に条線を巡らせて模様を描くものが大半である。皿には16世紀前半の基筒底があり、碗は口縁が上外方に伸びるものが多いが、端反りの口縁もある。壺は染付、白磁とも本丸跡南端のみから出土した。この他、翡翠釉、五彩、瑠璃釉もあり、朝鮮陶磁は粉青沙器を含む8点が出土した。

施釉陶器では本丸跡で13世紀代の古瀬戸の瓶子、二の段虎口付近では14世紀後半に瀕する古瀬戸の香炉が採取され、14世紀に瀕する可能性ある中国製天目碗及び15世紀から16世紀にかけての美濃天目茶碗も本丸跡南端、二の段北端、戻の段で出土している。

土師質十器には小皿、回転糸切りで内面に渦巻状圧痕のあるもの、回転糸切りで底内面をナデ調整するものの（底部の厚いものと薄いものとがある）、比較的大型で口縁がやや外反し、ナデ調整した底部内外面が黒く変色するものがある。これらの中で底内面に渦巻状圧痕がつくものが大半である。その他大内氏館跡出土の皿に類似するものが本丸跡南端から出土し、搬入品と考えられた。

以上のように古瀬戸、中国製天目、青磁、白磁に古相のものがあり、また16世紀前半の染付の碁笥底皿が本丸跡南端と良の出丸に限定して出土あるいは表採されているが、貿易陶磁器の大半は16世紀後半（第3四半期）を主体とする中国陶磁器で占められ、天正11年から14年頃以前といわれるコピキAの切り離し手法の瓦の年代とも一致する。

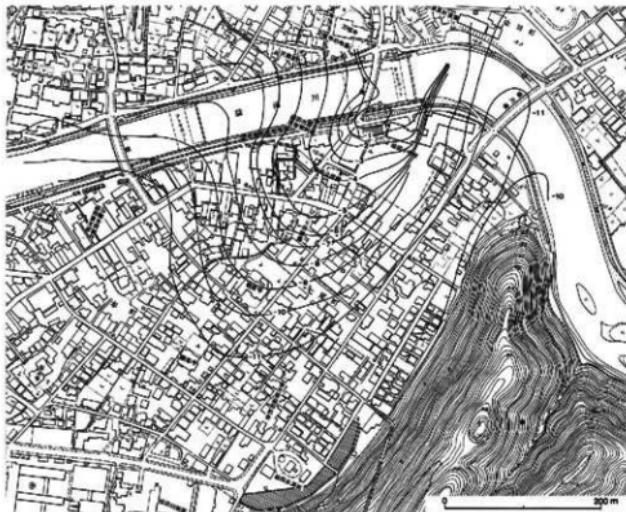
鍛冶に関連する遺物として本丸跡北端から鉄滓及び銅滓、坩堝が、二の段北端部でも鉄滓と坩堝、廐の段から多数の鉄滓が出土している。

七尾城の西側山麓の花菖蒲園の池は旧河道の名残りといわれ、明治10年の美濃郡上本郷村道水路図によっても現在の住吉神社参道から北側の山裾にも細長い沼状の表現がみえる。さらにその北側もボーリング調査の結果、湿地状に有機質粘土が堆積していることが確認され、また基盤岩等高線図によっても旧河道の地形が読み取れる。鎌倉時代初期まで益田川の本流であったかどうかは疑問だが、この旧河道が七尾城の堀に利用されていた可能性は十分考えられる。

北側は益田川に面し、西尾根先端の山裾には15代兼堯が隠居した大雄庵跡や墓がある。今のところ大手道や大手門の遺構は確認されていないが、昭和18年の水害までは大雄庵跡から益田川沿いの山麓に大谷町に通じる道が存在し、これがかつての大手道であったと考えられる。谷に進入する現在の道はこの水害以降に新たに作られたものである。川沿いには舟による荷揚場も推定されるが、川の攻撃面にあたるため現在はそのような地形は残っておらず、上方の大手の谷先端部までは急峻な斜面で、撤入のための道は現状では想定しにくい状況になっている。

東側は良の出丸東側の谷筋までが城の範囲と考えられ、この谷は本丸跡の南側の土橋に続いている。土橋の東側には丘陵地帯が広がるが、今のところ城に関わる遺構は確認されていない。

南側は19代藤兼の墓と伝えられる五輪塔がある桜谷の谷筋までが城域と考えられる。



第32図 基盤岩等高線図

(大建コンサルタント株式会社作成図を木原修正)

VI. 三宅御土居跡の発掘調査

1. 遺跡の立地・規模・特徴

三宅御土居跡は益田川右岸の段丘上の微高地に位置する。七尾城跡の山麓からは益田川を隔てて約700mの距離がある。現況は、居館跡のほぼ中央に松龍山泉光寺の本堂と庫裏があり、東西にはほぼ平行して大規模な土塁が残り、十塁の上や内側は墓地になっている。東十塁は長さ87m、中央基底部の幅は18mで、外側からの比高は5.3mである。一方西十塁は長さ53m、幅13m、比高5mで、東十塁と比較して短い。土塁を含む居館跡の東西の長さは約185mである。

遺跡の内側は周囲と比較して0.3mないし所により2m前後の比高をもった微高地で、全体的に東から西に向けて地形が低くなっているが、本堂や庫裏の建つ中心部は標高9mあまりで最も高い。東寄りに沖田七尾線が南北に横断し、東土塁との間には以前2件の家屋があったが街路事業に伴いすでに移転し、他は畠である。本堂と西土塁との間は標高約7.6mの畠が広がり、庫裏の西から本堂の裏にかけて居館の区画の名残りと思われる直角に曲がる高さ50cm前後の段差がある。さらに庫裏の北側にも東西の方向に1.2m前後の段があり、両土塁の南端を結ぶ線上の西側には南側の段差に沿って本堂脇まで土手状の高まりがある。さらに鐘楼付近の段差がやや南側に張り出していることから、この部分に入口の存在も予想され、その東側にある食い違いの石垣も大手に関わる遺構との見方も示されている。

東十塁の外側は民家との間に広い畠が残り、西土塁外側の南寄りも空地になっているが、その他の部分は昭和40年代の一帯の区画整理事業に伴い宅地化が進み、特に南側の腰曲輪部分には家屋が密集している。北側には万福寺前の堰から続く用水路と市道有明東町（都市計画道路益田加計線）が接し、南側には市道泉光寺南線が東西に走る。

西十塁北端の人元神社はかつて北方の残丘藤ノ森にあったが、区画整理事業に伴い万福寺門前の天満宮に移され、さらに現在地に遷宮された。三宅御土居の屋敷神あるいは農業用水に関わる信仰の対象であったと考えられている。

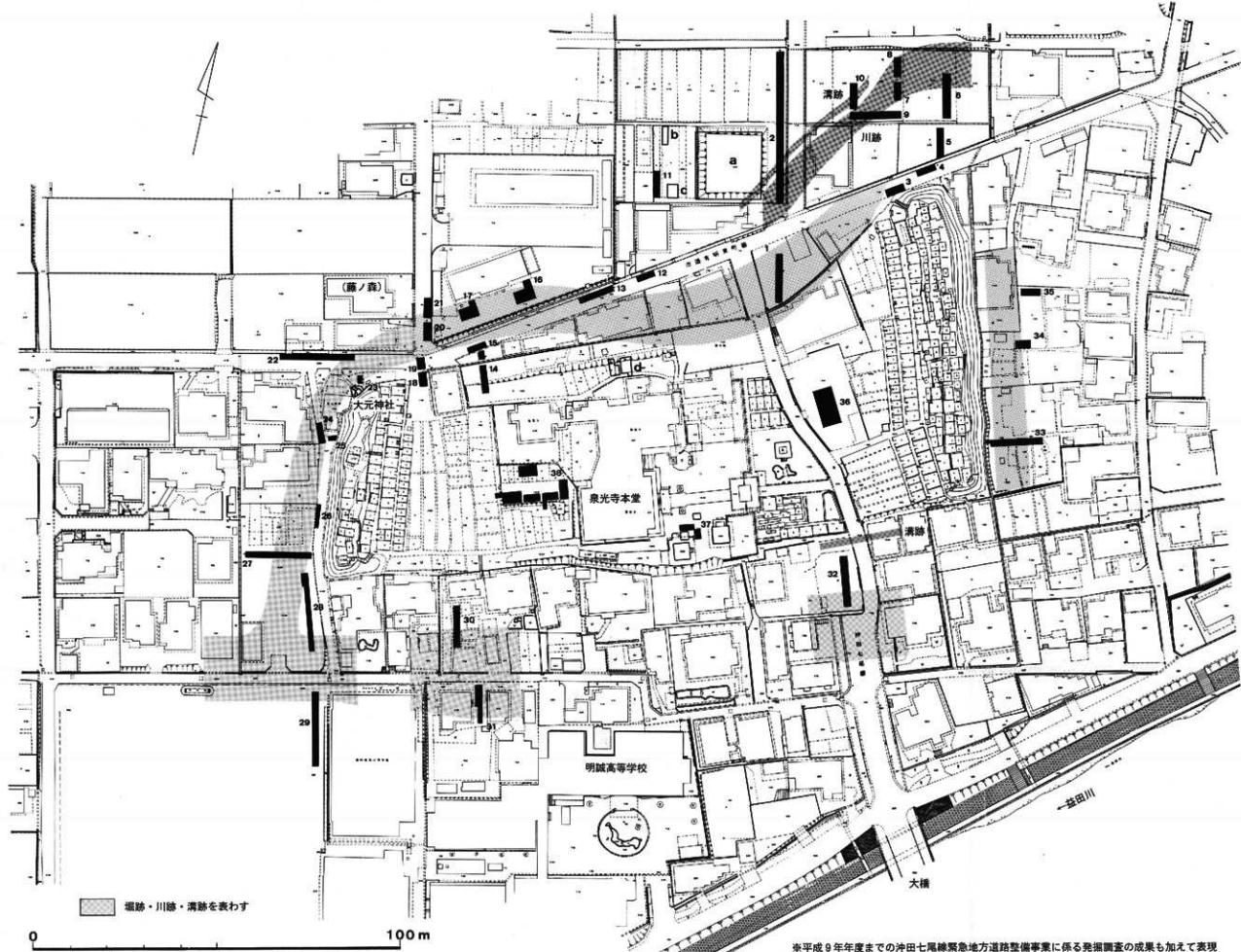
石西に廟を唱えた益田氏の居館跡としてばかりでなく、広く戦国期における地方豪族の居館が良く保存されている貴重な例として昭和47年10月27日付け島根県教育委員会告示第10号で県史跡に指定された。指定地番は泉光寺境内地を中心とした16筆、公簿上の面積は19.600m²で、周囲の宅地や西土塁、堀跡部分は指定から除かれた。

一帯の字名は、明治10年の地籍図によれば東土塁を含む境内地は「ヲトイ」、西十塁のみ「土井」である。遺跡の南東側から益田川との間は「三宅」、南東から東土塁の外側は「板倉」、南側から西十塁外側の部分は「ハカマタ」あるいは「袴田」、北側の水田部分は「土井後」である。

東土塁と比較してかなり短い西土塁の北側は後世に削平されたと推定して三宅御土居跡は本来は1町×2町四方の方形館として東西には大規模な土塁を、南側には土手を備え、さらに周囲には宅地化する以前の水田の状態から東西は幅20m、南北は幅40mの堀が存在すると推定されてきた。七尾城から益田川を隔てた対岸に位置するのは舟運による物資輸送の利便や平野部の開発に伴う水利の掌握を目的としたためと考えられている。

2. 歴史的な沿革

三宅御土居に関する史料は少ないが、益田家文書の道幸書状及び益田祥兼添書を手がかりに応安



第33図 三宅御土居跡平面図

※平成9年度までの沖田七尾線緊急地方道路整備事業に係る発掘調査の成果も加えて表現

元年(1368)年に大谷居館が焼失したため11代兼見によって三宅に新たに居館が築造されたと推定し、益田氏の居館は上久々茂土居から大谷土居、そして三宅御土居へと変遷したと考えられてきた。さらに『益田市誌』によれば近世の史料小国彦兵衛録「牛庵様御代覚書」によって天正11(1583)に20代元祥が三宅御土居の改修を行ったことがわかり、この時の建物配置を示す資料として「益田氏御殿略図」がある。泉光寺の『当寺和略由緒』には創建の由来とともに土手、上屋に関する記述がある。また元祥が長門国須佐に移住した後の状況については、『地頭所検地名帳』によって慶長7年(1602)9月の時点で本邸と土蔵のみが残り、波田守撲『石陽行慢録』には寛永年間(1624~1643)に益田氏の本邸を解体して人森銀山奉行竹村丹後守の邸宅として運搬されたとの記述があるという。これらの資料は現在では所在が不明なものが多い。

松龍山泉光寺は寺伝によると、三宅御土居の廃絶後に、かつて藤兼が阿弥陀堂を建立したと思われる場所から松龍山阿弥陀殿の板額が掘り出されたので益田家の家臣であった木村祐光が慶長19年（1614）に廟堂を建立し、これを泉光寺の創建としている。

なお三宅御上居跡を考察するうえで参考となる資料として、地租改正に伴い作成されたと考えられる美濃郡上本郷村地図第四号（益田市所蔵）及び美濃郡上本郷村道水路図（益田市所蔵）、広島大学付属図書館所蔵の益田市内の地籍図、米極東空軍撮影空中写真などがあり、最終的な形態や水路との関連を読み取ることができる。

3. 調査の経過

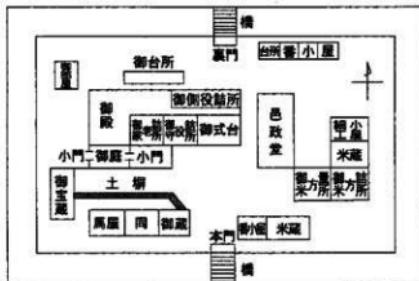
調査は平成2・3年度に国庫補助事業三宅御土居跡発掘調査、平成7年度は単独事業歴史を生かしたまちづくり事業三宅御土居跡範囲確認調査、平成8年度からは国庫補助事業益田氏関連跡群発掘調査によって主に範囲の確認を目的として行われてきた。

平成2年度は北側で幅13m以上の堀跡が、西土塁外側でも幅9mの箱堀が発見された。また遺跡内側では近世遺構とともに中世の遺物包含層、柱穴跡や土壙が確認され、遺構が状態良く残されていることが明らかにされた。

平成3年度は東土塁外側で幅9mの箱堀が発見され、南は地山の落ち込みや護岸遺構が確認されて川が流れていると推定された。2年にわたる調査で最終的な形態は東土塁の北が尖出する形で、東西には箱堀が、北には浅く広い堀が巡り、南側は川を堀に兼用していたことが判明し、さらにその成立が12世紀に遡る可能性が高まった。

平成7年度は北西側で堀の立ち上がりの肩部が3か所で発見されるなど堀の位置や幅がより明確にされ、南東でも川幅が確認された。

平成8年度は東土墨北端に接する道路下には堀跡は存在せず、北東の水田部分には川が流れていたことが明らかとなり、この川から堀が分岐していることが判明した。また西土墨外の北側の堀の位置がさらに明確となり、本堂西側の段差のある傾斜部分では大規模な盛土が確認された。



第34図 益田氏御殿略図写

平成9年度は東土壁外側の北で堀の立ち上がりの肩部が発見され、境内地の鐘楼脇の調査では盛上が確かめられ、南側の西寄りの発掘では川跡の南端が確認された。

この他周辺では開発事業に伴う調査として沖田七尾線都市計画街路事業に伴う土井後遺跡発掘調査が平成3年度及び6・7年度に、三宅御土居跡現状変更に伴う発掘調査が平成5年度に、住宅建築に伴う土井後遺跡発掘調査が平成6・7年度にそれぞれ実施され、さらに平成8年度からは沖田七尾線緊急地方道路整備事業に係る発掘調査が始まり、三宅御土居跡部分における都市計画街路予定地内の全面調査が平成10年度までの予定で進められている。

4. 調査の結果

(1)範囲確認の調査

①北東側の範囲

調査の結果、遺跡の北東では西から南西に屈曲して流れる川から堀が分岐し、川と堀との間に土手状の高まりがあることが明らかとなった。川の北側には縄文後晩期の土器を主体とする遺物包含層の土井後遺跡が広がり、さらに北は湿地帯であったと考えられた。発見された堀跡は東西の堀跡と比較して幅が広く、堀底も浅い。そして堀跡、川跡、溝跡とも北東から南西の方向に続いている。古代以来地形的な制約を受けた場所であったことが推定された。

調査区1では淡黄色土の地山を削り込んだ堀の落ち込みと立ち上がりの斜面が発見された。両側の斜面は東西の堀跡と比較して緩やかで、段状の加工があり、堀底部は砂礫層の地山で、その標高は4.7mであった。堀跡の両肩部が検出されず幅の確定はできなかったが、13.5m以上の堀が存在し、南にやや湾曲して西及び北東に続くと思われた。立ち上りの肩は市道部分にあり、その標高は6.0m以上と考えられた。一帯はかつて水田で、旧水田面から堀底まで粘質土が堆積し、最下層は円礫と暗黒褐色粘質土が混じり、植物の根や木片など有機質も多く含まれていた。

調査区2では堀跡は発見されず、南端に川跡が確認された。また南寄りに2列の杭列があり、南端の杭列は加工した杭が南側に密集して直線的に並び、北東及び南西の方向に続いていた。杭は砂と砂礫の層に打たれ、近世以降現代までの遺物が多く混在していた。さらに約6m北にも同じ方向に杭の列があった。杭は直径4cmから7cmの未加工の松材で、15cmから50cmの間隔で暗黄褐色の地山に打たれていた。杭の高さは南端の杭列と比較して約40cm低い。この杭列から南は砂と砂礫の堆積した川跡で、川底は北から標高4.8mまで緩く下がった後南端でやや高くなる。この状況から調査区1との間に土手状の高まりがあることが考えられた。川跡の下層からは須恵器や土師質上器が数点出土したが新しい遺物は混在していなかった。

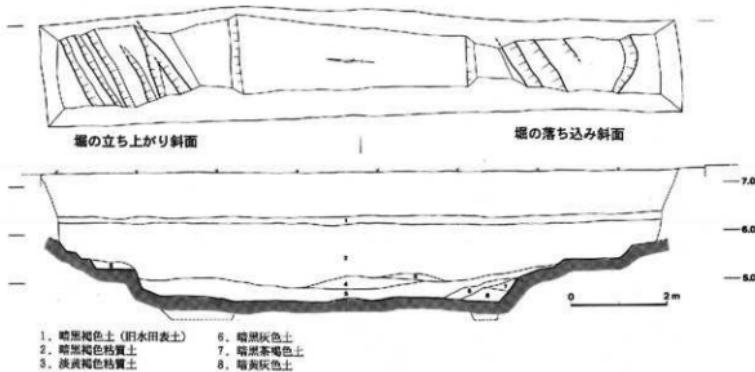
北側の杭列の北は標高5.5m前後の明黄茶褐色土の地山の平坦面で、縄文土器の包含層が全体に広がり、幅1.9m、深さ35cmの溝跡があり、杭列に平行して北東から南西に続いていた。北端では地山が少しづつ下がって暗黒褐色粘質土が堆積し、一帯には湿地が広がっていたと考えられた。

調査区3からは北東から南西の方向に地山の肩部が標高5.7mの高さで確認された。西向きの堀の落ち込み斜面とも推定されたが、ケーブル埋設のため明確にできなかった。東側は風化礫混じりの暗黄茶褐色土の地山の平坦面であった。

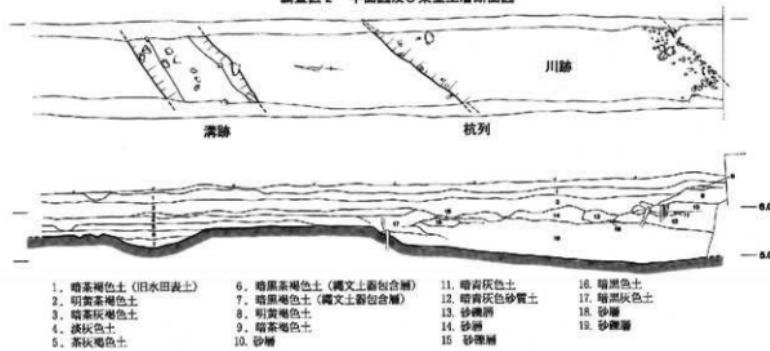
調査区4は標高5.9mの地山面がやや北側に傾斜して確認されたのみで、調査区3の結果とあわせて調査区1で発見された堀跡は東土壁北端の市道部分には続いていないと判断された。

調査区5では北端で標高6.2mの高さで確認された地山が暗茶褐色土から風化礫混じりに変化

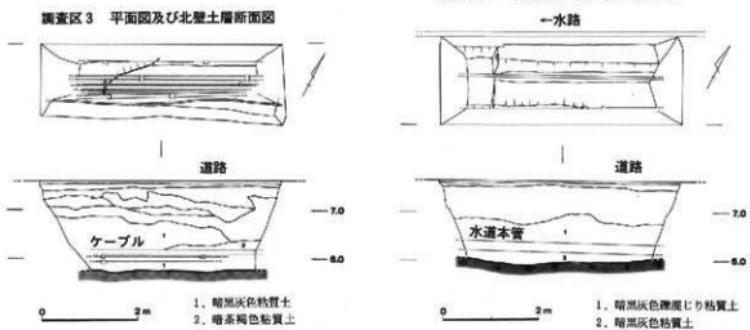
調査区1 平面図及び東壁土層断面図



調査区2 平面図及び東壁土層断面図

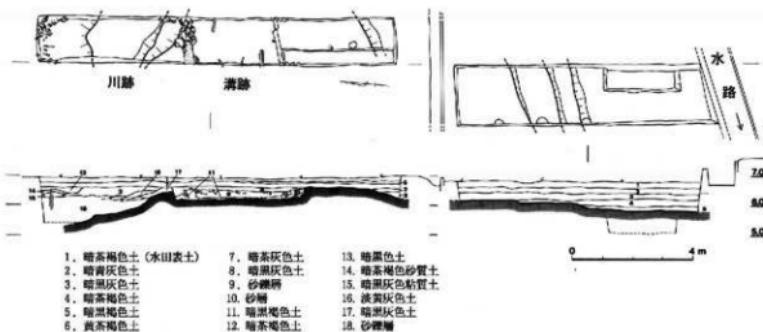


調査区4 平面図及び南壁土層断面図

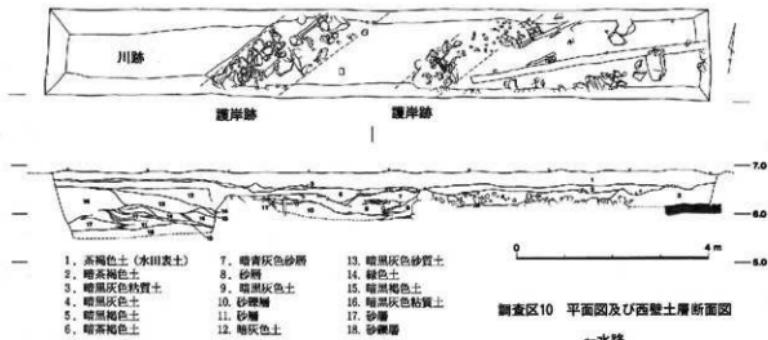


第35図 北東側の調査区平面図及び土層断面図(1)

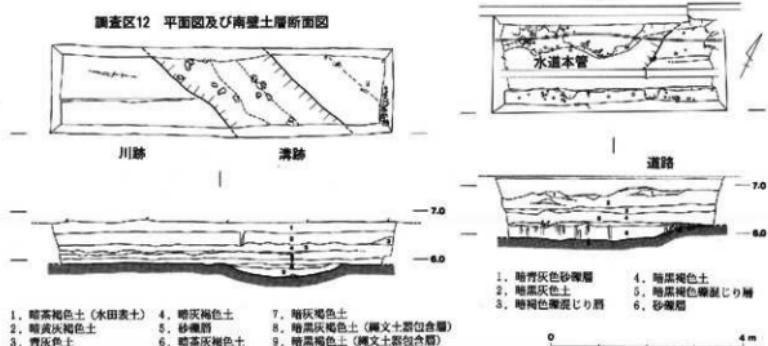
調査区5・調査区6 平面図及び土層断面図



調査区9 平面図及び南壁土層断面図



調査区10 平面図及び西壁土層断面図



第36図 北東側調査区平面図及び土層断面図(2)

しながら水路間際で標高5.8mまで緩く下がっていたが、堀跡は発見されなかった。途中に小さな段や直径20cmから40cmの柱穴跡があり、一帯からは比較的多数の貿易陶磁器が出土した。

調査区6には区画整理以前に使用されていたと考えられる幅約4m、深さ30cmの溝があり、両側を丸太、コンクリートと河原石で固め、中からは近代以降の遺物のみが出土した。さらにその北側では川跡が発見された。川幅は確定されなかったが、その向きは西から南東へ流れていると考えられた。深さは地表から1.5m以上あり、砂と粘質土の互層と砂礫層が堆積していたが、下層の砂礫層には新しい時代の遺物が混入していなかった。

調査区7でも川跡が確認された。南端には北東から南西の方向に杭列と20cm以下の石と円礫からなる護岸があり、それから北側にも同じ方向で杭列があった。上層には砂と粘質土が、下層には砂礫層が厚く堆積していた。

調査区8も川の内側にあたり、砂と粘質土が堆積し、下層は砂礫層であった。ここでも4列の杭列が北東から南西の向きにあり、川床の上昇に伴い何度も杭による水流の制御が繰り返されたと考えられた。

調査区9からも中央と西側に東北東から南南西の方向に杭と割石による護岸が発見され、西端には砂、粘質土の互層と下層には砂礫層が堆積していた。川床が上昇して川幅が次第に狭められ、東から西へ護岸が作り直されたと考えられた。川は調査区6の位置から調査区7及び8を経て東西に曲り、調査区9から調査区2の南端に続いていく。

調査区10には川跡は存在せず、北東から南西に向けて幅1.5m、深さ30cmの溝跡が発見され、溝内からは縄文土器が多数出土した。地山は明黄褐色土で溝の外側の標高は約5.9mであった。南端に杭列や石があり、土層も変化して川に近い兆候がみられた。

調査区11は標高約5.3mの黄茶褐色の地山の平坦面があり、地山上には縄文土器包含層が、地山面にはピット多数と土壤があったが、堀や川の跡は確認されなかった。

なお店舗及び住宅建築に伴い平成6、7年度に発掘調査を行ったa、b、cの調査区でも堀跡及び川跡は発見されなかったが、a区の南東では調査区2及び10から続く溝跡が発見されている。

調査区12は市道に設定したが、水道本管の埋設によって明黄茶褐色土の地山がかなり掘り込まれていた。南東の地山は標高6.2mで、北及び西に緩く下がっていた。堀跡と北側の川跡との間にある土手部分と推定され、堀の外側と考えられた。全体的に砂層や杭が多く、かつてこの付近から溝が二つに別れて西に流れているといわれることに関係すると思われた。

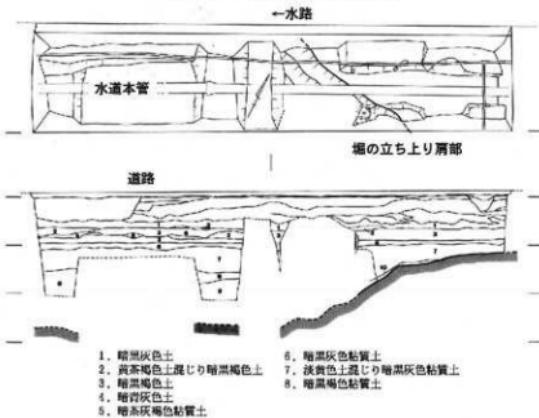
②北西側の範囲

遺跡の北西では3か所で堀の立ち上がりの肩部が発見され、その他の調査区の結果も考えあわせると、遺跡の北側で南にやや内湾する堀が北西では北側にやや張り出して幅を狭めながら西に曲がるという堀の位置と方向がかなり明確にされた。そして居館部分と堀との間に平坦面が存在することが明らかとなったが、土塁や柵列など防衛に関わる遺構は確認されなかった。

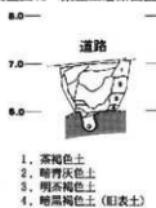
調査区13の東側では、南東から北西の方向に堀の立ち上がりの肩部が発見された。肩部の標高は5.6mで、斜面は南西から立ち上がってくる。地山は淡黄色土であった。堀底までの発掘は困難であったため鉄筋を差し込んでその抵抗により堀の斜面や底を探査したところ、立ち上がりの肩部から西に斜面が下がり、標高約4.3mの堀底の平坦面が調査区の西端まで続いている。

調査区14では北から南にかけて標高6.0mの明黄褐色の地山が約10mにわたって平坦に確認さ

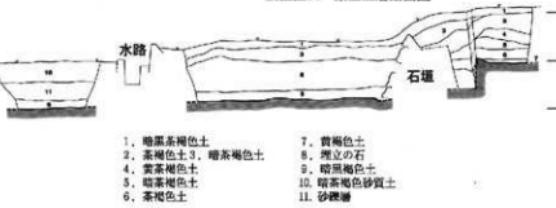
調査区13 平面図及び北壁土層断面図



調査区15 東壁土層断面図

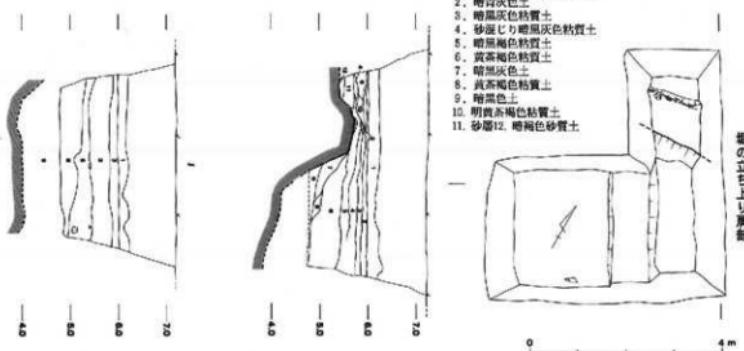


調査区14 東壁土層断面図



調査区16 平面図及び東壁土層断面図

調査区17 東壁土層断面図

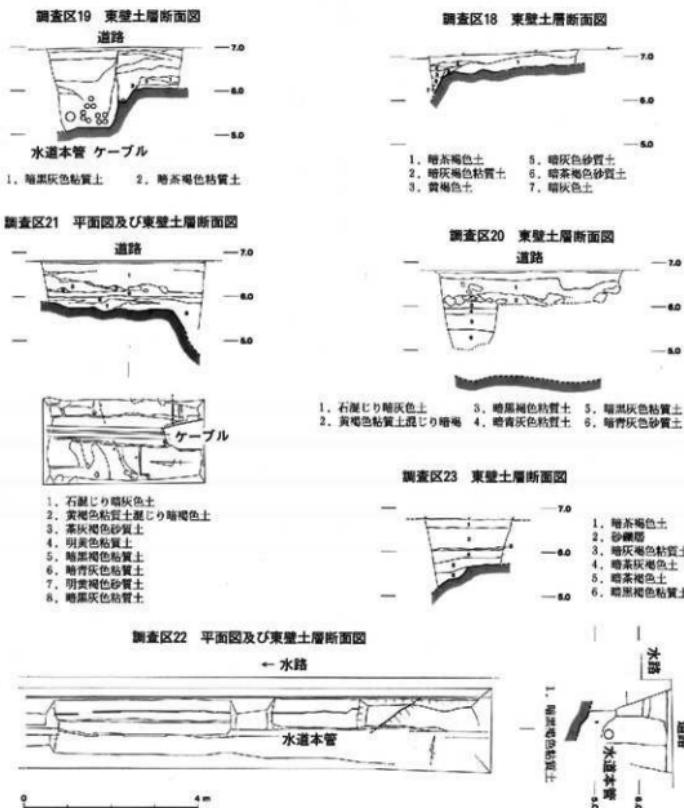


第37図 北西側の調査区平面図及び土層断面図(1)

れた。また境内との段差部分には昭和初期に築かれた石垣があり、その背後の地山平坦面の標高は6.3mで少し高い。石垣の背後の地山は調査区の南端から北へ1.2mの位置で約60cm垂直に、また西に向けて急角度で削られていた。この地山の状況から居館内側にある微高地と堀との間に広い平坦面があることが確認されたが、このような平坦面は遺跡の北東側には存在しない。

調査区15は明黄色土の地山が標高6.0m前後ではば平坦に確認され、水道管の埋設で擾乱を受けているものの、地山の北側がやや下がることが観察された。堀跡はこの調査区のすぐ北側に接して位置すると考えられた。

調査区16では堀の立ち上がり肩部が南東から北西の向きに発見された。堀底を鉄筋で探査したところ堀内部には粘質土が厚く堆積しており、地山は標高3.8mから徐々に上がり、斜面が急角度



第38図 北西侧の調査区平面図及び土層断面図(2)

で立ち上がる。肩部の標高は5.6mで、明青灰色土の地山が肩部から北側に緩く上がった後に再び標高5.4mまで下がって平坦になり、この部分には粘質土と砂層が堆積していた。遺跡の北側を西に流れていた川跡に近いことを示していると考えられた。

調査区17は堀の内側で、粘質土が厚く堆積し、肩部は確認されなかった。鉄筋による探査では標高約4.0mの平坦面があり、南側はさらに深くなると予想され、一方の北側は斜面が立ち上がる変化があった。このことから堀の立ち上がりの肩はさらに北に位置すると判断された。

調査区18では南端で標高6.8mの明黄色上の地山が北に向けてわずかに下がり、水路部分で急角度で落ち込む。水路に伴い削られた可能性もあるが、調査区14及び15で確認された標高6mの地山の平坦面との段差と思われた。

調査区19の南側には標高6.0mの淡黄色の地山が平坦に確認されたが、ケーブルや水道本管の埋設により北側の地山が削られており堀の落込み肩は確かめられなかった。調査区15の北に位置すると考えられる堀の落込みの肩部の位置と方向から推定して、本来はこの調査区の北端付近に肩部があったと推定される。

調査区20は堀跡の内側にあたり、粘質土が堆積していた。堀底を鉄筋で探査したところ、標高約4.4mに平坦面があり、北端で北に向けてわずかに高くなっていた。

調査区21では堀の立ち上がり肩部が発見された。南側から斜面が急角度で立ち上がり、標高5.7mの肩から北側には淡黄色上の地山が少しづつ高まっていく。堀内部に特有の暗黒褐色粘質土の堆積は肩部のやや北でなくなる。堀肩の向きはケーブルの埋設によって確認できなかったが、肩部から約1.2m北側には東北東から南南西の向きに杭列が並び、この方向に一致すると思われた。杭列から北の地山は高くなり、この部分では川跡の兆しはなかった。

調査区22は水道本管の埋設と南側のケーブル埋設に伴う砂によってわかりにくい状況であったが、西側は礫混じり地山が標高5.5m前後の高さに確認され、東端では南西から北東の方向に標高約5mの地山の肩部があり、斜面が南側に緩やかに下がっていた。地山上に暗黒褐色の粘質土が堆積していたことから堀が西に屈曲する部分の外側に近い位置と推定された。

調査区23では砂砾と砂からなる地山が北に向けて斜面になっていた。肩部の標高は約5.7mでの斜面には暗黒褐色粘質土が堆積したことから、堀の落込みの肩部と考えられた。

③西側の範囲

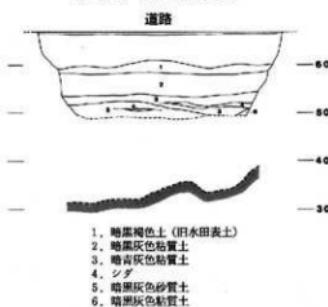
西土塁の外側では幅約9mの箱堀が発見され、東西の堀跡は形態が一致する。堀跡は土塁に平行する向きに位置し、また土塁との間には南北ほど広くなる平坦面があることが確かめられた。東に曲がる堀の内側角付近の肩部には砂と礫の堆積とともに護岸施設の遺構も確認され、南側は川であった可能性が高まった。

調査区24は堀跡の内側にあたり、粘質土が厚く堆積していた。鉄筋を用いた探査では北端で標高3.9mの地山と思われる堅い地層が徐々に南に下がり、南端では標高約3.1mの平坦面となり、堀底と考えられた。粘質土の途中に意図的にシダなどが敷き込まれたところがあった。

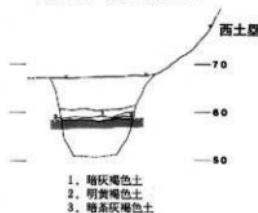
調査区25は土塁裾に設定し、砂と砂礫からなる標高5.9mの地山が西に向けてほぼ平坦に確認されたが、肩部は発見されなかった。このことから調査区24と25の間に堀の落込みの肩部があることが推定された。地山は調査区23と同質であった。

調査区26では暗褐色の風化礫混じりの地山が標高5.4mから5.7mの間で凹凸をもって確認され、

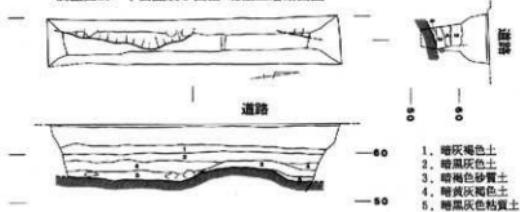
調査区24 西壁土層断面図



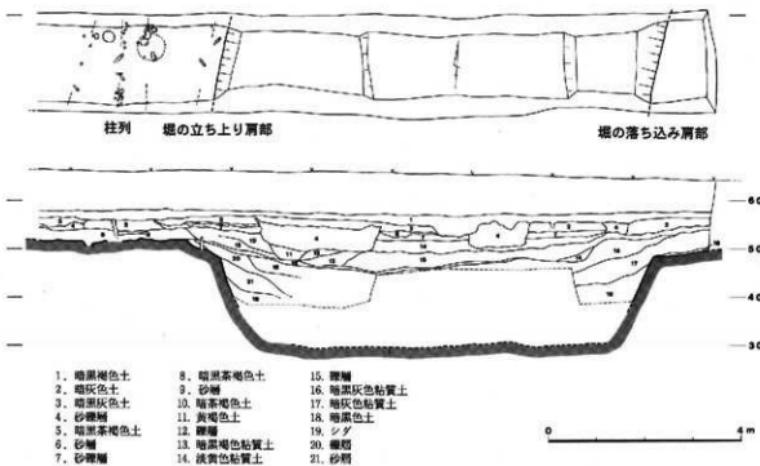
調査区25 北壁土層断面図



調査区26 平面図及び西壁・北壁土層断面図



調査区27 平面図及び南壁断面図



第39図 西側の調査区平面図及び土層断面図

西側では地山が下がって暗黒褐色粘質土の堆積が見え始めることから堀の落ち込みの肩部に極めて近い部分と判断された。

調査区27では堀跡の落ち込み肩部と立ち上がりの肩部が発見された。東端では礫混じりの堅くしまった明黄色上の地山が緩やかに西向きに下がり、標高4.9mの肩部から直線的に急角度で落ち込み、立ち上がりも急斜面である。一帯はかつて水田で、堀内部には粘質土が厚く堆積し、その中層では人為的にシダなどを敷いて河原石で押さえていた。堀跡の深い湿地を水田に転用するためにこのような改良が行われたと推定される。堀の中央部を鉄筋で探査したところ、標高約3mでほぼ平坦な地山が推定された。その結果、西側の堀は斜面を急角度に掘り込んで断面が逆台形を呈する幅9mの箱堀で、肩部から堀底までの深さは約2mであった。調査区1で発見された堀跡の底と比較すれば1.7m低い。さらに堀の内側には土壠堀までの間にテラス状の平坦面を整形していたと考えられた。

なお堀の外側は粘性の強い暗黄褐色の地山の平坦面で、地山面には直径10cmから50cmの柱穴や上塙もあり、多数の弥生土器、須恵器が出土した。

調査区28では調査区27から続く落ち込みの肩部が約3mにわたって発見された。さらに南端では地山が急角度で南に下がり、その肩部分には太さ2cmから7cmの丸木杭を不規則に地山に打ち込み10cmから30cmの大きさの河原石を積み上げた遺構も発見された。これより南には薄い粘質土を挟む細かい砂層あるいは荒砂、礫層などが堆積していたことから川が流れていることが確認され、堀の内側の隅部と推定された。

なお調査区のほぼ中央では幅約3m、深さ30cmの深い溝跡があり、縄文土器などが多数出土したが、この溝は西上塙の南端の方向から流れてきていたと考えられた。

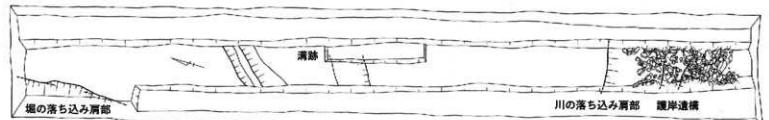
④南側の範囲

東西や北側の堀内部の粘質土の厚い堆積とは異なり、南側は砂質土や砂、砂礫の堆積が全体的にみられ、護岸施設も発見されたことから、滯水した人工的な堀というよりも一定の水の流れがある川的な状況であったと考えられた。

調査区29は明誠高校グランド内に設定し、北側で人工的と思えるほど明瞭な川の南端が確認された。地山は砂礫層で、立ち上がりの肩部の標高は5.5mであった。斜面は北向きに緩やかに直線的に下がり、調査区の北端は標高4.6mでほぼ平坦になっていた。斜面には暗青灰色土や暗黒褐色粘質土、砂層が堆積していたが粘質土は少なく、調査区28の護岸施設に対応するような遺構はなかった。この部分の川幅はおよそ20mと推定された。南にかけては砂礫層の地山がほぼ平坦に続き、一帯は益田川の氾濫原の状況を示していた。

調査区30は畑地で、地表から深さ2.4m、標高約4.1mで北から南に向けて明茶褐色の地山の平坦面があり、この地山面は調査区の南で緩く下がっていた。この斜面の肩部には20cm以下の河原石が数個地山と上層の粘質土及び砂礫層の中にあった。また壁面の十層の観察から地山より上位の堆積層からの掘り込みの痕跡が確認された。その高さは調査区28の護岸施設の右積みの高さにはほぼ一致していた。このように北から南に下がる緩斜面に砂層と粘質土の交互の堆積や15cm以下の礫と荒い砂からなる砂礫層、その下には地山との間に黒褐色粘質土があったことなどから、一帯は古くから流水によって砂と泥土が交互に堆積した川縁にあたる場所と考えられた。

調査区28 平面及び東壁土層断面図



1. 暗赤灰色土(旧水田表土)

2. 暗赤色砂質土

3. 砂質土

4. 暗赤褐色土

5. 別名赤褐色土

6. 淡赤褐色土

7. 暗赤灰色土

8. 暗赤褐色土

9. 砂質土

10. 暗赤灰色土

11. 暗赤色土

12. 暗赤褐色土

13. 暗赤褐色土

14. 暗赤褐色土

15. 砂質土

16. 暗赤褐色土

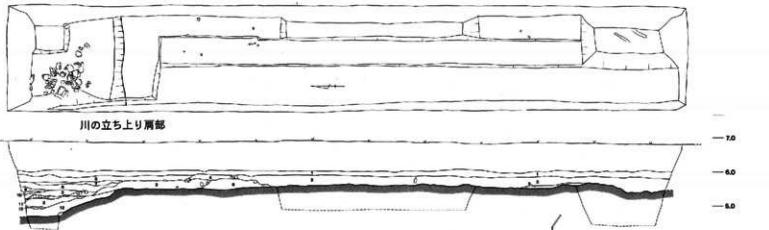
17. 暗赤灰色土

18. 暗赤褐色土

19. 砂質土

20. 砂礫層

調査区29 平面図及び東壁土層断面図



1. 暗赤灰褐色土(旧水田表土)

2. 暗赤褐色土

3. 砂質土

4. 暗赤灰褐色土

5. 暗赤褐色土

6. 青灰色土

7. 暗赤褐色土

8. 暗赤褐色土

9. 暗赤褐色土

10. 黄褐色土

11. 暗赤褐色土

12. 暗赤褐色土

13. 暗赤褐色土

14. 暗赤褐色土

15. 暗赤褐色土

16. 暗赤褐色土

17. 暗赤褐色土

18. 黄褐色土

19. 暗赤褐色土

20. 暗赤褐色土

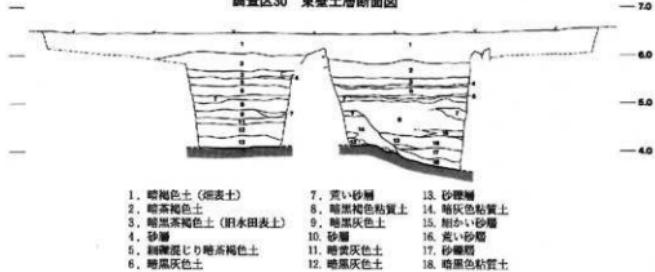
調査区28と調査区29の横断図



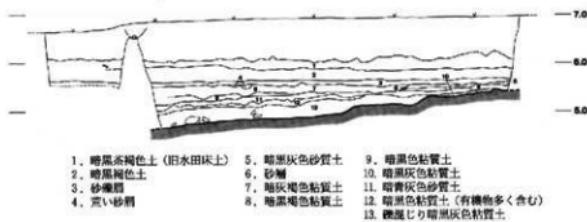
第40図 西側及び南側調査区平面図／断面図

調査区31では北端で標高4.7mに確認された人頭大の礫と粗い砂からなる地山が途中から20cmの段を3箇所にもって少しづつ南向きに上がり、南端の地山の高さは標高5.5mであった。最も南側に観察された段から北側に向けて川縁に堆積していたと思われる暗黒灰色粘質土の堆積が始まり、北側にはやや粘性のある土と砂が互層で堆積していた。特に護岸の造構はなかったが、堆積の状況から調査区31と同様に一定の流れのあった川と考えられた。この部分における川幅は約25mと推定された。

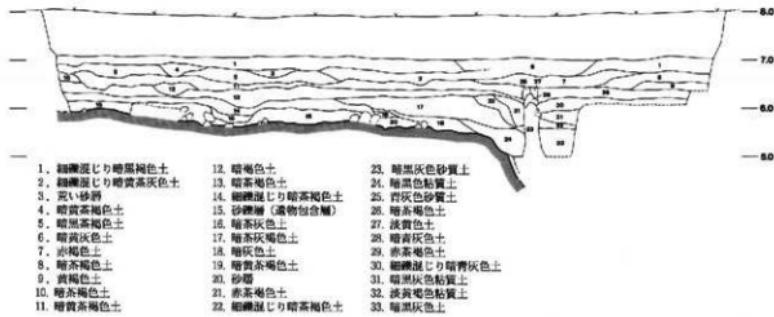
調査区30 東壁土層断面図



調査区31 東壁断面図



調査区32 東壁土層断面図



第41図 南側の調査区断面図

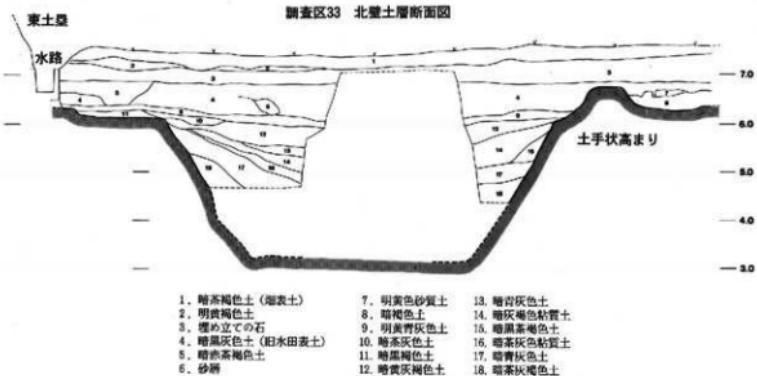
調査区32では北端で標高約6mに確認された地山が南向きに徐々に下がり、標高5.5mの肩部で急角度で落ち込み、西側でみられた緩斜面と比較してかなり急で人工的な印象があった。肩部は東西の方向で、落ち込み斜面には青灰色砂質土や暗黒褐色粘質土が堆積していた。

なお北端から約3mの位置に北東から南西の方向に円礫の石列があり、北からこの石列までには弥生土器、土師器、須恵器を包含する砂疊層が堆積していた。石列の南には砂疊層を掘り込んだ幅約1.2mの溝跡が、さらに約2m南にも30cm以下の河原石による石列があった。

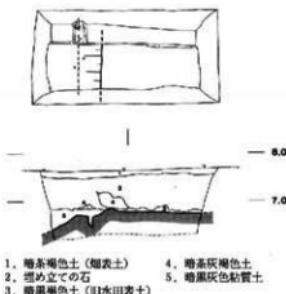
⑤ 東側の範囲

3箇所の調査で東土塁の外側には土塁に平行して幅9mの箱堀があることが確認された。

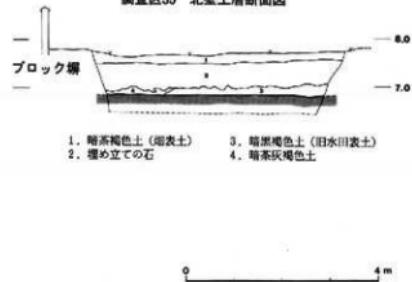
調査区33では堀跡の両肩部が発見された。土塁裾から約2.7mの位置で落ち込みの肩部が確認され、その標高は6.2mであった。両側の堀斜面はおよそ60度の急角度で掘られており、立ち上がりの肩部には地山を削り出して堀と一緒に作られた標高6.7mの土手状の高まりがあった。堀内部に厚く堆積する粘質土に鉄筋を差し込んで探査した結果、堀斜面は直線的に底まで続き、標高約3.2mの高さに4.5mにわたって平坦面が確認され、断面が逆台形を呈する箱堀であること



調査区34 平面図及び北壁土層断面図



調査区35 北壁土層断面図



第42図 東側の調査区平面図及び土層断面図

が判明した。地山は内側が暗青灰色土、外側は黄褐色土で、斜面の途中から風化疊混じりの堅く締まった地山に変化する。さらに土壘基から落ち込み肩部の間には地山の平坦面が約2mの幅であり、西土壘と同様に意図的に確保された空間と考えられる。

このように外側に土手を備えている点を除けば、西側で発見された堀と幅や形態、堀底の標高が一致することから東西の堀と土壘は同時期に作られたものと考えられる。

調査区34は堀の立ち上がり肩部が調査区33の肩部の延長線上に発見された。斜面は急角度で立ち上がり、肩部の標高6.9mであった。斜面には暗黒褐色粘質土が堆積していた。

調査区35では標高6.9mの砂疊層の地山が確認されたが堀の肩部は発見されなかった。堀の立ち上がりの肩部は調査区のすぐ西側にあると推定された。

(2)範囲確認調査で出土した遺物

周囲の堀跡や川跡の確認調査に伴い中世の遺物が各所から出土したが、特に東土壘の北端と川に挟まれた一帯からの出土頻度が高く、次いで南西部の掘跡周辺から比較的まとまって出土した。

白磁（第43図1～12 第44図1・14～18・26～27）のうち皿は口径12cmで口縁内面に稜線が付いて屈曲して口縁が外反するもの（第43図1）、口径14cmの端反りの口縁（第44図14）がある。底部は平底（第43図7）と低く小さな高台（第44図17）がある。碗は口径14cm前後のいわゆる玉縁状口縁（第43図2・3、第44図1・26）、端部がわずかに外反して肥厚する口縁（第43図4）、端部を外側につまみだして上に平坦面が付く口縁（第43図5・6、第45図15・16）がある。底部は削り出しの浅い接地面の広い高台（第43図8）と、内側が斜めに外側がほぼ垂直に削られた比較的高い高台（第43図9～12）、接地面の幅が狭いもの（第44図18）がある。

青磁（第43図13～31 第44図2～5・19～20・28～30）の皿は口径12cmで口縁近くの内面に稜が付くもの（第43図13）、平底の底部から強く屈曲して外反する口縁をもち、見込に劃花文を描く口径12cm前後の皿（第43図14～16 第44図28）がある。さらに輪花皿（第43図17）もある。碗は端部内側に条線が巡り、草花文が描かれる口縁（第43図18～20）、内湾気味に立ち上がり、端部がやや外反して丸い口縁（第43図21 第44図2）、外面に蓮弁文をもつ碗（第43図24・25 第4図3・4・20・29）がある。底部は疊付の接地面が平坦で、内側が斜めに外側も垂直に削られた高台（第43図26・27・30）、接地面の端部が丸味を帯びるもの（第43図28・29）、疊付の平坦面が外側に向く大型の底部（第44図5）、低い高台（第43図31）などがある。また体部が上方に伸びる器形の底部（第44図30）もある。

染付（第43図32）は径6cmの疊付が尖る低く小さな高台が付く皿で、見込には文字がある。

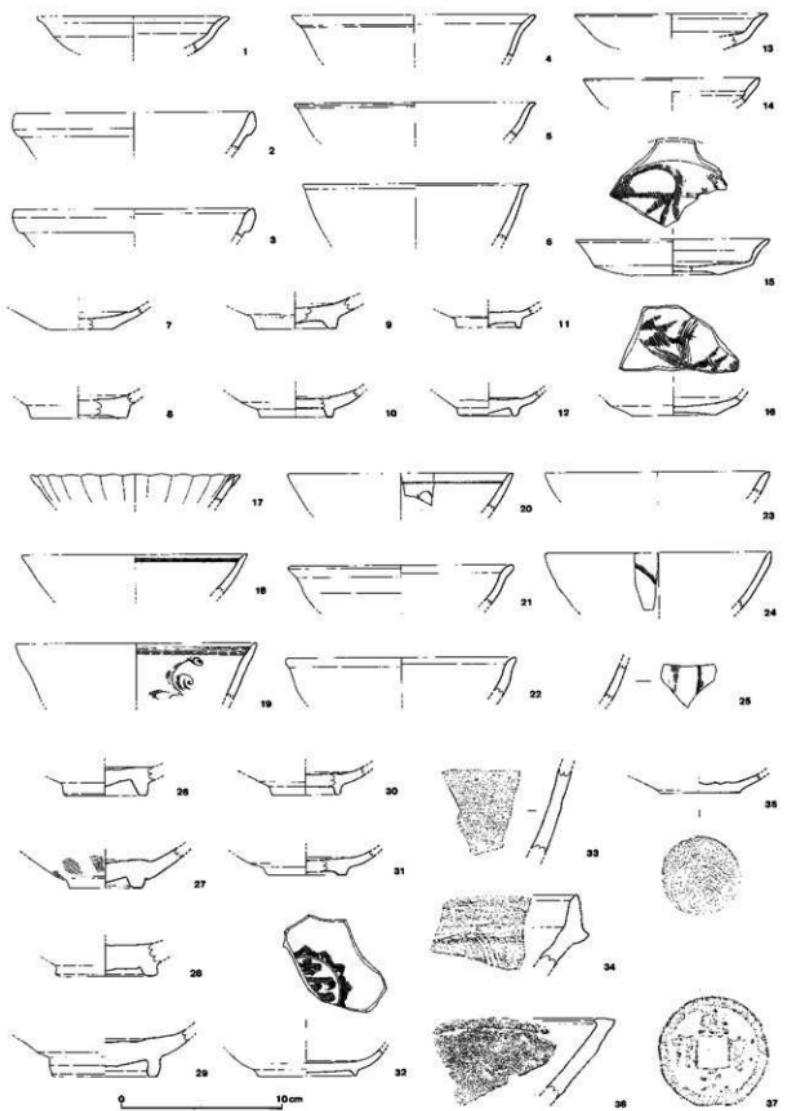
李朝陶磁（第44図6）は底径4.5cmの削り出しの高台で、内面に胎土目が残る。底裏以外に暗灰色の釉がかかる。

施釉陶器（第43図33）は外面に茶褐色の釉がかかる褐釉陶器で、内面は横方向に細かいハケメがある。

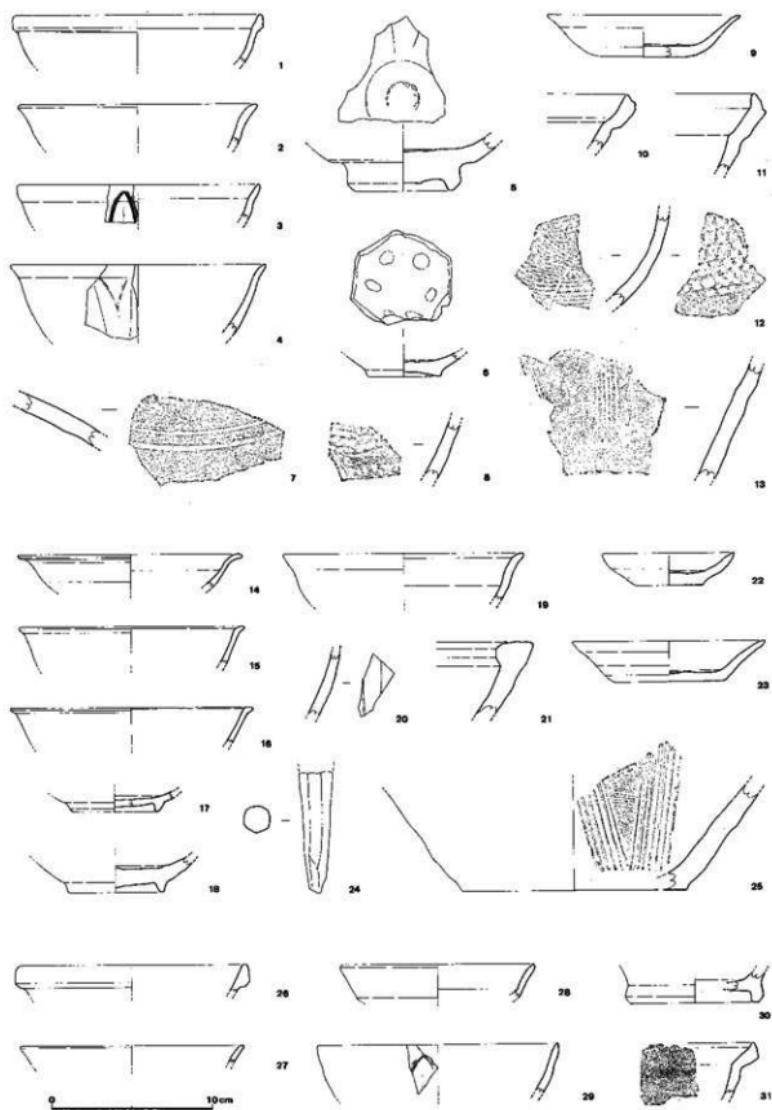
備前焼（第43図34）は外側に約2cmの平坦面をもち、下端が突起した口径34cmの擂鉢である。

土師質土器（第43図35 第44図9・22・23）はすべて底部は回転糸切りで、小皿（第44図22）や底内面に渦巻状指圧痕のある中皿（第43図35）と、底内面をナデで調整する中皿（第44図9・23）がある。中皿では前者の調整方法が普遍的である。

瓦質土器（第43図36 第44図10～13・24・25・31）には端部内側が小さく突起する鉢の口縁



第43図 範囲確認調査（北側）出土遺物実測図



(1~13は西側、14~25は南側、26~31は東側から出土)

第44図 範囲確認調査（西側・南側・東側）出土遺物実測図

(第43図36)、外側に折った端部を上につまみあげる鍋の口縁(第44図10・11・31)、外面に格子状の叩き目があり、スヌが付着する鍋の体部(第44図12)、捕鉢の体部(第44図13)などがある。

錢貨(第43図37)は調査区1の堀跡の下層から出土した北宋錢の熙寧元寶で、初鑄年は1068年。他に須恵器系陶器の壺肩部(第44図7)やこね鉢と思われる体部(第44図8)がある。

以上のとおり中世に限定して貿易陶磁器を中心にして遺物を紹介したが、白磁については玉緑口縁碗が11世紀末葉から12世紀前半、端部がわずかに肥厚する口縁、端部を外側につまみだして上に平坦面が付く口縁も同時期、平底の皿底部、碗高台もやはり12世紀代である。端反り口縁の皿は16世紀で、低く小さな高台を伴う。

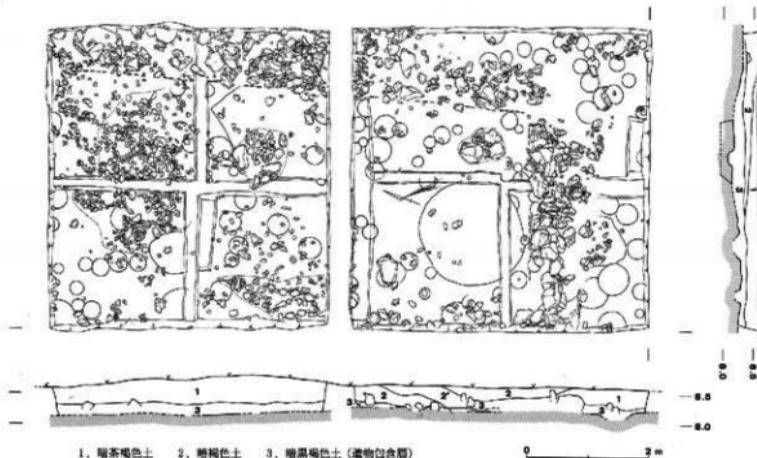
青磁は、見込に劃花文を描く平底の皿(第43図13~15 第44図28)は同安窯系青磁で12世紀中頃から後半、口縁端部に条線を巡らせたものや草花文の描かれる碗(第43図18~19)も同時期の同安窯系の青磁である。外面に蓮弁文をもつ龍泉窯系青磁の碗(第43図24・25 第44図3・4・20・29)は13世紀から14世紀にかけての時期で、口縁の端部がやや外反して丸い碗(第43図21・22 第44図2・19)は13世紀中葉、大型の底部(第44図5)は14世紀に下る。染付の皿(第43図32)、李朝陶磁(第44図6)は16世紀後半である。

以上のように12世紀代の白磁や青磁が周囲からしかも万遍なく出土したことは、これまで14世紀後半といわれてきた三宅御土居の成立が大きく瀕る可能性を示すといえる。

(3)居館内側の調査

①沖田七尾線東側

調査区36では近世の石組造構とともに、中世の遺物包含層、地山面には多数の柱穴跡、土壤が発見され、かつて民家があった場所であるものの造構の保存状態は良いと考えられた。



第45図 調査区36 遺構平面図及び土層断面図

遺構面は地表から25cmから60cmの深さで、明黄褐色土の地山が標高約8.4mでほぼ水平に確認された。柱穴跡は調査区全体で約80確認され、直径は15cmから50cmであった。その他直径1.5mの整円形の土壤や方形の土壤、地山に張り付いた状態の礫群などもあった。これらの遺構については表面観察にとどめ發掘はしなかったが、地山上の遺物包含層からは白磁や青磁、染付などの貿易陶磁器、上師質土器、瓦質土器など多数の中世遺物が出土したことにより三宅御土居に関わる遺構と考えられた。

なお石組遺構は南隅から東に伸び、中世の遺物包含層の上にあり、石材の間にいぶし棟瓦も混入していたことなどから近世の遺構と考えられた。

②虎口推定地付近

三宅御土居の入口の位置は確認されていないが、南側の民家と境内地の境をなす段差が鐘楼付近では南に張り出していることから、一帯に入口があった可能性も考えられたため最寄りの鐘楼北側で発掘を行った。

北側の調査区は地表から約80cmまでは擾乱を受けていたが、西端で標高7.6mに確認された明黄色土の地山と旧表土の上に50cmの盛土が確認された。東側の調査区でも標高7.6mの地山と旧表土の上に50cmから80cmの厚さで盛土があったが、やはり上層は後世の擾乱を受けていた。この盛土は本堂西側の調査区37で確認された盛土と同質で、本堂周辺の部分は大規模な盛土造成が行われていることが判明した。なお入口に関わる遺構はこの範囲では発見されなかった。

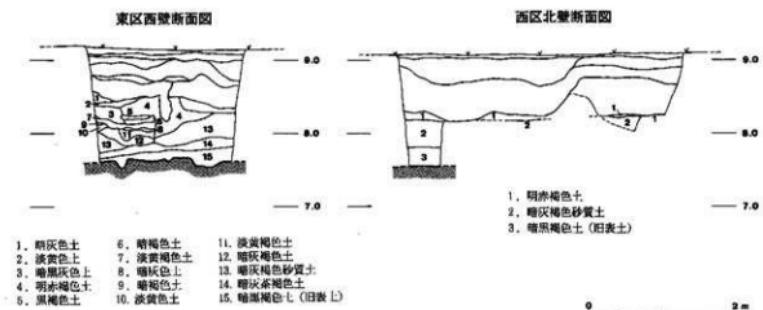
③本堂西側

本堂の西には周囲の畠から段差をもって50cm程度高い畠があるが、これについてはかつての居館の区画の可能性も考えられてきた。

調査の結果、この一角は厚さ1m以上の盛土によって形成されていることが判明し、西側には南北方向に幅1.5mの溝跡も発見された。

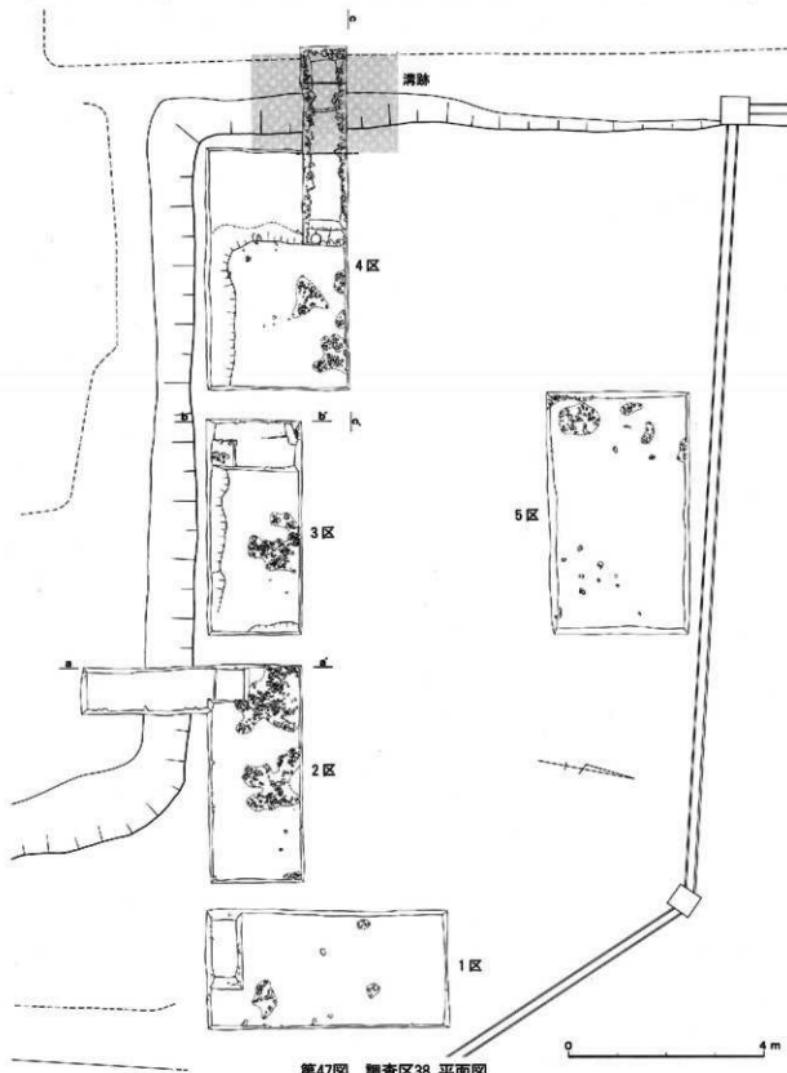
標高8.6m前後の段上の畠を広範囲に発掘したところ、耕作土のすぐ下から盛土による整地面が確認された。耕作により汚れているが全体的に黄褐色土の面があり、その上面に細礫が密集した部分が5か所にあったが、礫石や柱穴跡などは発見されなかった。

盛土は段差上の南側に設定した4箇所のサブトレーナーのすべてで確認された。2区では南端で



第46図 調査区37 土層断面図

標高7.2mで確認された地山が北端では6.9mまで下がり、旧表土の上に1.2mの厚みで7層の盛土があった。現在の段差は畑の耕作に伴い後に形成されたものと考えられるが、造成段階にも現在の段よりもやや北側にやはり段の肩があり、周囲とは高い一画であったことが確かめられた。



第47図 調査区38 平面図

3区でも北側で標高7.4mの地山が南では標高7.0mに下がり、旧表土の上にやはり1.0mから1.3mの厚さで7層の盛土があった。

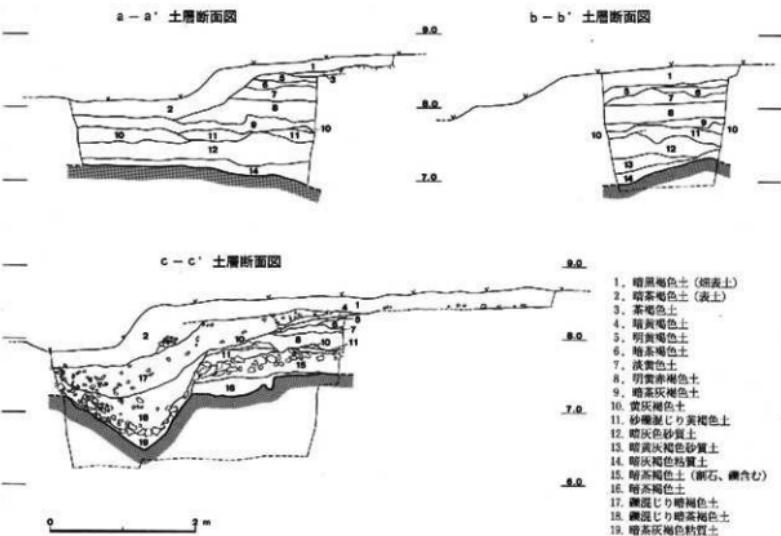
西側の4区では盛土と溝跡が発見された。明黄色土の地山が西向きに標高7.5mから7.3mに下がり、この上に旧表土と東端で厚み80cmの盛土があった。盛土の下層には20cm以下の割石を多量に含む暗茶褐色土があり、中世の遺物が多数含まれていた。地山には古代の遺構と考えられる柱穴状の掘り込みがあった。

さらに現在の段差の下には地山を鋭く掘り込んだ溝跡があった。盛土部分も含めてV字状に急斜面で掘られ、溝底の標高は6.5m、西側の溝肩は標高7.2mで、地山は西に向けて平坦になると推定された。溝の斜面には流れ込みの土砂が薄く堆積しているが、短期間に埋められたような土層の堆積状況であった。溝は西側の段差に沿って南北の方向に続していくと考えられた。

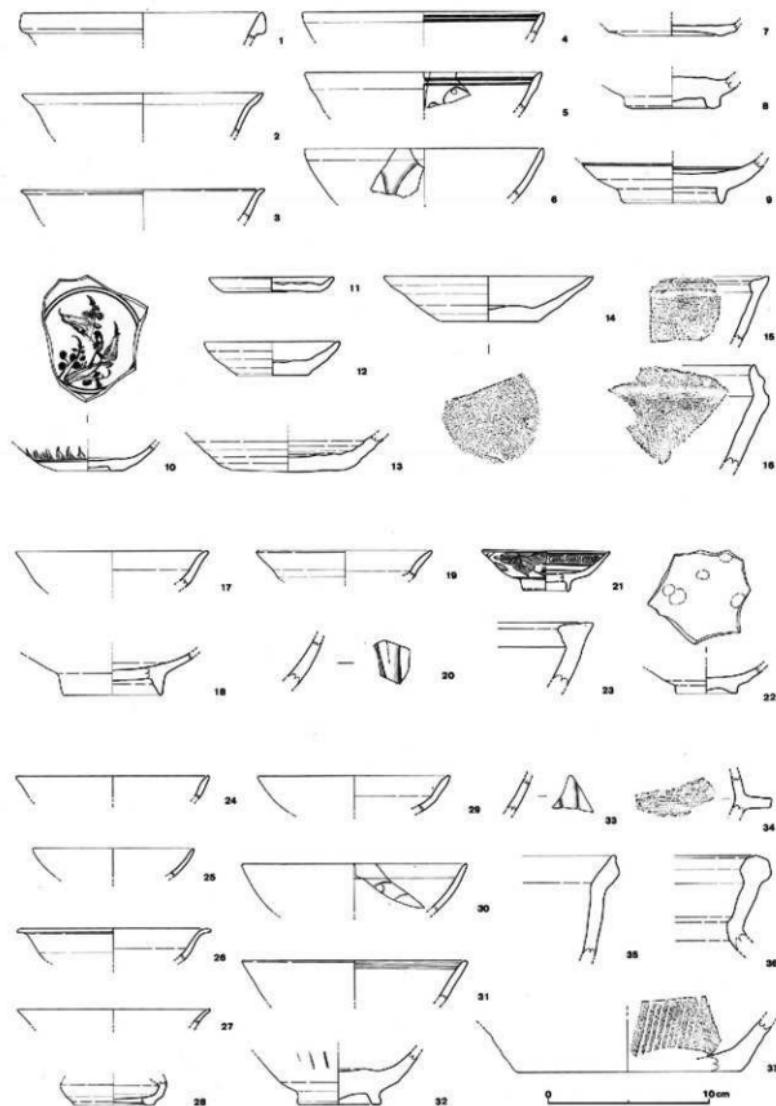
(4)居館内側の調査で出土した遺物

居館内側の発掘調査では、調査区36の中世の遺物の出土が多く、本堂北側の調査区dでも遺物が出土している。鐘楼脇の調査区37からはごくわずかで、本堂西側の調査区48では盛土下層からまとまった陶磁器が出土し、造成の時期が推定できた。

白磁(第49図1~3 17~24~28)の皿は口縁の中位がわずかに屈曲して外反し、内面に稜線が付く口径12cmの17と、口径10cmで内湾気味に立ち上がる薄い器壁の25、口径12cmの端部が端反りの26、口縁が外反気味に立ち上がり端部が細く丸い27がある。碗は1が玉縁状口縁、2と24は端部の内面に輪がかからない口禿げ口縁である。3は端部を外側につまみだして上面に担面をもつ。底部18は端部が尖る高い高台で、28は底径5cmの小壺である。



第48図 調査区38 土層断面図



(1~16は調査区36、17~23はd区、24は調査区37、25~37は調査区38から出土)

第49図 居館内側出土遺物実測図

青磁（第49図4～8 19・20 29～33）の皿は内面に稜線が付いて口縁が中位でわずかに屈曲する29、上げ底の平底で、体部中位から強く屈曲して口縁が上外方に外反する7と19がある。碗は内湾気味に立ち上がる口径15cm前後で4、5、30、31のように端部内面に条線を巡らせ、あるいは内外面に草花文が描かれるものと、蓮弁文をもつ6、20、33がある。底部は高台が低い8と外側にやや聞く32があり、ともにかなり厚い。

染付（第49図9・10・21）の皿には径3cmの細い高台が付く口径8cmの小皿で、内面の端部に雷文、外面には草花文を描く21と底径4cmで見込に2本の条線と花鳥文が描かれ、外面の下半に条線と芭蕉葉文がある幕筒底の皿10がある。碗には高台径6cm、内外面を斜めに削った接地面が狭い高台が付き、見込には2条の線を回して文様が描かれ、体部下半にも条線が巡る9がある。

李朝陶磁（第49図22）は底径4cm、削り出しの低い高台で、内面には胎土目が残る。内外面全体に緑褐色の施釉があり、外面には斑状に白土がかかる。

備前焼（第49図37）は鉢目の描き上げ条痕がある描鉢の底部近くの破片である。

土師質土器（第49図11～14）の小皿には底内面に漫巻状指圧痕が残る浅い体部の11、底部が回転糸切りで器壁が厚い12がある。14は口径13cmの中皿で、底部は回転糸切り、底内面はナデ調整、大皿13はかなり厚い底部で回転糸切り、底内面はナデ調整である。

土器（第49図15・23）は鉢の口縁で、端部内側が突起して断面が三角形状を呈する。

瓦質土器（第49図16・34・35）の16は口縁端部が内傾する描鉢、35はほぼ直立する体部から端部が外上方に屈曲する鍋の口縁、34は外面の上部に突起が付く羽釜の体部と考えられる。

他に上外方に加曲して端部が丸く肥大した須恵器系陶器の壺の口縁36があった。

以上のような遺物が出土したが、貿易陶磁器のうち白磁は玉縁状口縁碗(1)が11世紀末葉から12世紀前半、中位がわずかに屈曲して外反し、内面に稜線が付く皿(29)は12世紀中頃から13世紀、口禿げの口縁（2・24）は13世紀後半、体部が内湾して立ち上がる小皿(25)は15世紀前半、七尾城跡でもよくみられる端反り口縁の皿(26)は16世紀の時期である。

青磁の皿のうち平底で体部中位から強く屈曲して口縁が上外方に外反する皿（7・19・29）は同安窯系青磁で12世紀中頃から後半、端部に条線をもつものや内外面に草花文を描く碗（4・5・30・31）もやはり同時期の同安窯系青磁である。外面に蓮弁文をもつ碗（6・8・20・32・33）は13世紀から14世紀にかけての時期である。

染付は幕筒底の皿(10)が16世紀前半、高台の付く小皿(21)は16世紀後半、李朝陶磁も同時期である。

このように拠点的施設が予想以上に早い段階からこの地に成立していたことをうかがわせる12世紀代の青磁及び白磁が居館内側からも出土した。さらに本堂西側の畠部分からの遺物は34を除いてすべて盛土の下層から山上したもので、やはり12世紀に溯源する遺物を含むが、端反り口縁の白磁皿(26)の混入から16世紀後半の造成によって確保された平場と推定でき、天正11年頃といわれる三宅御上居の改修と符合する遺物といえる。

VII. 三宅御土居跡発掘調査の成果

堀あるいは川の確認に主眼をおいた継続的な範囲確認調査によって三宅御土居の最終的な平面形は東側が北に張り出した不整形であることが確定的となった。

東土居の北側は川で区画され、この川から堀が分岐して水が引き込まれ、堀はやや南側に湾曲して西に伸び、西十塁の北で屈曲して南に続き、遺跡の南側を東から西に流れていた川に合流していたと考えられる。東側は土壁に沿って堀が存在することが確かめられているが、北と南での川との接続の位置や状況は課題として残されている。

東西の堀は斜面を急角度に掘り込んだ箱堀で、幅9mの規模と堀底の標高がともに約3mと一致する。東から西に向けて地山が傾斜しているため東側の堀は深さ約3m、西側の堀は深さ約2mとなる。このように規模や形態が同じであることから東西の堀は同時期に形成されたものと考えられ、東西に残る大規模な土壁の築造と一体的なものであると考えられる。そして両土居の外側には2mから4m幅の武者走状の平坦部がある。

一方北側の堀は平成9年度の沖田七尾線緊急地方道路整備事業に係る発掘調査によって最大幅16mであることが判明しており、北西の屈曲部では幅10m程度に狭まると考えられるが、調査区1の結果から北側の堀は緩斜面で、落ち込みと立ち上がり斜面とともに段状の加工痕を残し、堀底は東西の堀と比較してかなり高い4.7mであった。東西の堀とは異なる規模と特徴があり、それは時期的な差を示している可能性がある。なお北側の堀底は調査区17で4.4mと推定されたことから東から西に徐々に低くなり、西側では約3mまで下がる。

東西及び北側の堀には粘質土が厚く堆積したことから堀の水は滯水していた、いわば沼的な状況であったと想像されるが、南側は粘質土は少なく、砂混じりの上や砂、砂礫が堆積し、調査区28の南端で発見された杭と石による護岸構造の存在とあわせて川的な要因が強いと考えられる。南西部で西側からの堀が合流する部分の川幅は約20mと推定され、その東側は約25mとやや広くなる。川の斜面は調査区28及び調査区29の状況ではやや急斜面と考えられたが調査区31ではかなり緩い斜面であった。川の南側には特に護岸のための遺構は発見されていない。南側の川は益田川の自然堤防の背後に流れていた自然の川を堀として兼用したと考えられ、調査区28周辺には護岸を必要とする事情があったものと思われるが、これについては課題である。堆積土層の状況から南側の川は常に豊富な水が流れていたものではなく、所によっては沼に近い状態であったと推定される。そして両土居の南端を結ぶ線上から南側に約15mの位置から川が存在することから南側には主郭と比較して約2m低い腰曲輪があったことが明らかとなった。

なお遺跡の北西にはかつて藤ノ森とよばれる小さな残丘があり、現在西十塁北に位置する大元神社が奉られていた。三宅御土居の屋敷神としての性格も推定され、この藤ノ森も居館と一体的な空間として範囲に含め、堀の北側に確認された川が西流して藤ノ森の北を流れていることも考えあわせると1町×2町の規格性は意識されていたとする見方もある。

範囲に関しては、東土居外側の堀が南と北でどのように川と接続していたか、南側の川がさらに西に流れているのかといった点、さらに東土居北端から川までの間にある広い空間や北西の調査区14一帯に存在する幅10m以上の平坦部の性格などが課題として残されている。

居館内側の建物配置などはまだ明らかにされないが、東側には掘立柱建物群が存在し、中央部

にあたる現在の本堂や庫裏付近は中心的な建物跡は発見されなかったものの1m以上の盛土によって造成されていることが判明した。

遺物の面からは、11世紀末葉に瀕る青磁や白磁などが遺跡の周囲、内側を問わず全体的にしかも比較的多数出土したことが注目される。遺構は確認されていないがこの時期にはすでに益田氏の拠点的な施設が存在していたことは疑いないといえる。

このように一宅御土居は古代以来連綿と遺跡が存在した安定した段丘上に立地し、最終段階には東西は箱堀と大規模な土塁で守られ、北側は居館の壁線上に上手や列など防御の遺構は確認されていないものの広い堀と北側の川、さらに広範囲に広がる湿地によって、南側は自然堤防背後の幅の広い川と益田川の本流という自然地形によって全体的に十分な防御を備えていたと考えられ、堀外側までを含む東西の距離が210mに及ぶ大規模なものであった。なお益田川に接する立地は水運による物資流通の拠点としての性格も示していると考えられるが、その解明については今後の課題である。

さて平成8年度から沖田七尾線緊急地方道路整備事業に係る三宅御土居部分での発掘調査が進められ、遺跡の北から南にかけて横断的に実態が解明されつつある。

北側では調査区1の周辺で堀跡が広範囲にわたって確認された。堀跡は最大16mの幅で、両斜面に明瞭な段が残り、堀底がわずかに高くなりながら東土塁北端の方向に幅を狭めながらカーブしていた。川との接続点は交差点に面して建つ宅地の西側の水田中に推定される。堀の北側には地山の上手状高まりが東西の方向にあり、その北には北東から南西に流れた川跡が確認された。

一方南側は調査区32の西から南にかけての道路部分の調査が行われた結果、主郭から約1.5m斜面が下がり、幅約16mの腰曲輪と考えられる平坦部の南は川跡に向けて落ち込んでいた。川跡が推定される部分には暗黒褐色粘質土の堆積が部分的に残っていたが、南側は洪水による砂礫層によってこれが流失していた。しかし、この洪水による砂礫層と自然堤防に伴う砂礫層の堆積を地質学的に検討した結果、腰曲輪の落ち込み肩部から川の南端と推定される自然堆積のピークまでの距離、つまり川幅は約21mと推定された。そしてこの部分での川はきわめて沼状の湿地に近い状態であったと考えられる。

なお主郭と腰曲輪の境の斜面下からは地山を削り込んだ幅1.5m、腰曲輪の遺構面からの深さ約50cmの溝跡が発見された。居館の南側がこの溝で区画されていた時期があり、最終的にはこれを埋めて南側を腰曲輪として確保したという変遷を考えられる。

沖田七尾線と東土塁との間の居館の内側部分では約1,100m²にわたって発掘が行われた結果、多数の土壙と約800にのぼる柱穴跡が発見され、一帯は掘立柱建物が繰り返し建て替えられた場所であることが判明した。さらに建物の区画に伴うと考えられる部分的な貼土や礫敷があり、特に礫敷の周辺から多量の炭と鉄滓、刃口が出土して鍛冶場の存在が明らかにされた。また泉光寺門前の現道路部分については遺構の残存は疑問視されていたが柱穴跡や土壙、直径2mの河原石積みの井戸跡も発見された。多数の掘立柱建物と鍛冶場や大型の井戸の存在から遺跡の東側は居館の維持管理に必要な建物が存在した空間であったと考えられ、益田氏御殿略図に符合する点も出てきた。

街路事業に伴う調査はさらに平成10年度も継続して行われ、居館内側の建物群の精査も進められる予定である。

資料一 萩原義茂留里状写

(益田家文書・史料集)

右、古國郡留里内村地頭孫六藤原兼茂及妻平子、
當國縣起之間、第三處、
朝敵人太恭益田一郎太郎兼行、同居弟兼一、乙吉十郎以下
之類、本姓半藏の重勢等、相争田畠田舎之間、今日廿一日
既至、仍作三爾太郎著知見知之上者、早曉御見狀、為
據上件、初寄上如件

延元七年七月廿六日

承候了 治承御性 判

資料二 益田義茂軍中狀

(益田家文書・史料集)

右國四箇所本係次郎藤原東約中臣吉宗
間、依武家第、參詔口、〔口〕致被御傳付御」、聽司被傳、度々合
戰而中傷、次凶徒二兩次郎、難向寺田然後、致曾々合戰、打

倒寺田、可右側御付者、無是非煩、陳敗以前御左近承候、
為後日如此令合候、雖少所候、連事ハ御由裏に御承候、
六月九日

永安在近御體候

通達(花押)

資料三 益田義茂狀写

(益田家文書・史料集)

〔承〕(花押)

資料四 道幸書狀

(益田家文書・史料集)

去月十六日の夜の焼亡に御文書御失失(失手)、無勿も存候
自然と公方より御尋の時へ、其事可存知候、恐々謹言

四月五日
道幸(花押)

益田殿

資料五 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

右、古國郡留里内村地頭孫六藤原兼茂及妻平子、
當國縣起之間、第三處、
朝敵人太恭益田一郎太郎兼行、同居弟兼一、乙吉十郎以下
之類、本姓半藏の重勢等、相争田畠田舎之間、今日廿一日
既至、仍作三爾太郎著知見知之上者、早曉御見狀、為
據上件、初寄上如件

延元七年七月廿六日

承候了 治承御性 判

資料六 大内氏名臣留里状

(益田家文書・史料集)

先日連状候之更、委請御返事承候、「就其益田免役事、今
月中色々可打入候、今度者寄七尾城、三計可被承候、仍
一城事者、遣出門可被承候、而有事者由被
令被御承候、而少所候者、長野庄安喜入道、御守持候、
是も御所最少量御候、一城為一力被承候、是と御客合
候て、半城可被御承候、石坂申候、可為御内事御候、益田、同
連事可、可右側御付者、無是非煩、陳敗以前御左近承候、
為後日如此令合候、雖少所候、連事ハ御由裏に御承候、
六月九日

永安在近御體候

通達(花押)

資料七 益田全福領知見知書

(益田家文書・史料集)

右益田全福領知見知事、
一益田七ツ尾御城大内門ヨリ諸境

東者安芸屋石見之内、備附・越川、此開始、里八町
西者・黒谷丸毛栗青松、此開始、里五町

南北安芸屋石見之内、裏邊、此開始、里八町

北者庵布川限り

南北ハ式部里拾五町

東西ハ式部里拾五町

右者石井御領六分

益田山二被為御領者

通達(花押)

資料八 益田義茂御領

(益田家文書・史料集)

日々に中付候、可心安候、
總候、〔口〕此亦御定御司若其御關候、從益田佐久付通
之趣、毛利利家定御、然者毛利松平左一曰用勤、合付日
市免向、至至付すわり候、毛利玉藻丞為大付御出候、然候
義者於御出候は、毛利家切つて、於此處御領六十二、
今日多愛元可付毛利候、如此様候、〔口〕此亦御定御司若其御關候、
從益田佐久付通之趣、毛利利家定御、然者毛利松平左一曰用勤、合付日
市免向、至至付すわり候、毛利玉藻丞為大付御出候、然候
義者於御出候は、毛利家切つて、於此處御領六十二、

益田家文書・史料集

(益田家文書・史料集)

去月十六日の夜の焼亡に御文書御失失(失手)、無勿も存候
自然と公方より御尋の時へ、其事可存知候、恐々謹言

四月五日
道幸(花押)

益田殿

資料九 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

藤原 利

五月十五日

新城山 番

右益田全福領知見知事、
一益田七ツ尾御城大内門ヨリ諸境

東者安芸屋石見之内、備附・越川、此開始、里八町
西者・黒谷丸毛栗青松、此開始、里五町

南北安芸屋石見之内、裏邊、此開始、里八町

北者庵布川限り

南北ハ式部里拾五町

東西ハ式部里拾五町

右者石井御領六分

益田山二被為御領者

通達(花押)

資料十 益田義茂御領

(益田家文書・史料集)

日々に中付候、可心安候、
總候、〔口〕此亦御定御司若其御關候、從益田佐久付通
之趣、毛利利家定御、然者毛利松平左一曰用勤、合付日
市免向、至至付すわり候、毛利玉藻丞為大付御出候、然候
義者於御出候は、毛利家切つて、於此處御領六十二、
今日多愛元可付毛利候、如此様候、〔口〕此亦御定御司若其御關候、
從益田佐久付通之趣、毛利利家定御、然者毛利松平左一曰用勤、合付日
市免向、至至付すわり候、毛利玉藻丞為大付御出候、然候
義者於御出候は、毛利家切つて、於此處御領六十二、

益田家文書・史料集

(益田家文書・史料集)

去月十六日の夜の焼亡に御文書御失失(失手)、無勿も存候
自然と公方より御尋の時へ、其事可存知候、恐々謹言

四月五日
道幸(花押)

益田殿

資料十一 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料十二 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

去月十六日の夜の焼亡に御文書御失失(失手)、無勿も存候
自然と公方より御尋の時へ、其事可存知候、恐々謹言

四月五日
道幸(花押)

益田殿

資料十三 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料十四 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料十五 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料十六 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料十七 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料十八 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料十九 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十一 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十二 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十三 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十四 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十五 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十六 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十七 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十八 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料二十九 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十一 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十二 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十三 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十四 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十五 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十六 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十七 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十八 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押)

益田殿

資料三十九 益田祥泰疏書

(益田家文書・史料集)

開東人持家之御ト文、先祖重代相伝之、先生也、開東家
之上候、去三月一六日之夜免「船失之次第、遺墨ヲ以止
候單、併勿勿勿失、通付申候、御傳御内事、為空室御傳也、
必安元年五月一日

道幸(花押

参考文献

- 1952 矢富熊一郎『益田町史』上巻
- 1965 欠富熊一郎『益田七尾城史』
- 1975 益田市誌編纂委員会『益田市誌』上巻
- 1979 広田八重『中世益田氏の遺跡』
　　山口県教育委員会『益田家歴史資料日録』
- 1980 『日本城郭大系』第14巻 新人物往来社
- 1984 高槻市教育委員会『摂津高槻城本丸跡調査報告書』高槻市文化財調査報告書第14号
- 1985 広田八重『西石見の豪族と山城』
- 1987 村田修三編『岡崎中世城郭事典』第三巻 新人物往来社
- 1989 村田修二『中世益田氏の居館と七尾城』『月刊歴史手帖』第17巻第12号 名著出版
　　三宅御土居跡を守る会『二宅御土居と中世益田氏』
- 国守 進『益田氏』『地方別日本の名族』第9巻中国編 新人物往来社
- 1990 井上寛司『三宅御土居跡』『季刊自然と文化』30秋季号 (財)観光資源保護財団
　　井上寛司『中世益田氏と二宅御土居跡』『会誌歴史地名通信』第14号 平凡社地方資料センター
市村高男『三宅御土居跡保護運動と中世城館研究の現状』『日本史研究』第339号
二宅御土居跡を守る会『中世の益田を歩く』
- 1991 益田市教育委員会『三宅御土居跡I』
寺井 俊『石見福原氏の松尾城・松山城・波佐一本松城の歴史と堅堀跡についての考察』『島根考古学会誌』第8集
山口県教育委員会『大内氏跡VIII・大内氏関連町並遺跡』山口市埋蔵文化財調査報告書第35集
- 1992 益田市教育委員会『三宅御土居跡II』
島根県教育委員会『上久々茂土居跡』
- 木原 光『益田市二宅御土居跡出土の磁器』『益田市羽場遺跡出土の陶磁器』『松江考古』第8集 松江考古学講話会
三宅御土居跡を守る会『いま、よみがえる中世の益田ー三宅御土居跡をめぐる講演集(その1)ー』
- 1993 益田市教育委員会『益田氏関連遺跡群I』
大山高平『瀬戸郡家人内田氏の史的考察ー内田家文書と保良家文書を中心にしてー』『高川大屋敷遺跡・第8次発掘調査報告書』(排水路北部)菊川町教育委員会
岸田裕之『石見益田氏の海洋領主的性格』『芸備地方史研究』第185号
和田秀作『陶氏のクーターと石見国人舟布氏の動向』『周布家文書』の紹介ー』『山口県地方史研究』70
大山高平『召開制』『日本通史』中世 I 右近書店
- 1994 益田市教育委員会『益田氏関連遺跡群II』
島根県教育委員会『上久々茂土居跡・人伴遺跡』ー一般国道191号線改築に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書ー
益田市教育委員会『史料集 益田兼見とその時代～益田家文書の語る中世の益田～』
- 1995 益田市教育委員会『益田氏関連遺跡群III』
益田市教育委員会『史料集 益田兼見とその時代～益田家文書の語る中世の益田～』
井上寛司『三宅御土居と益田氏』朝野善彦・石井進編『中世の風景を読む』4 新人物往来社
『島根県の地名』平凡社
益田市教育委員会『石見空港開港1周年記念事業 まちづくりシンポジウム歴史の扉を開く報告書』
『小特集 中世の城・館・まち』『月刊歴史手帖』第23巻5号 名著出版
中世土器研究会『説義中世の土器・陶磁器』真鶴社
- 1996 益田市教育委員会『沖川七重城跡事業に伴う曉音寺旁辺発掘調査報告書』
益田市教育委員会『益田市文化財総合整備計画～中世文化の育むまち～』
- 木原 光『七尾城・二宅御土居』『別冊歴史読本 城郭研究最前線』新人物往来社
- 1997 島根県教育委員会『島根県中世城跡分布調査報告書 第1集 右見の城跡』
- 1998 『新収蔵資料 中世益田氏関係文書特別展～陶磁器のクーターと益田藤原～』 益田市立雪舟の郷記念館
- 1998 藤原武二『被岡城下町の茶の湯と茶庭について』『福井県立博物館紀要』第6号 福井県立博物館

文献から見た中世益田氏と益田氏関係遺跡

井上 寛司

1.はじめに

益田氏は、平安末から鎌倉末期に至る中世の全時期を通じて一貫して石見国内に大きな勢力を保持し続けた石見国を代表する有力国人であり、千点を超える当該期の益田家文書が残されたことによって、その歴史的実態や変遷過程が具体的に解明できる最も典型的な国人クラスの非西遷御家人として、全国的にも極めて注目すべき重要な位置を占めている。加えて、かつて益田氏が拠点を構えていた美濃郡益田本郷地域（現在の益田市旧益田地域）には、益田氏ゆかりの三宅御土居跡や七尾城跡、万福寺・妙義寺・天石勝神社（中世には淹藏権現と呼ばれ、別当寺は勝達寺であった）、あるいは中世の市場・船着場・城下町跡など多数の遺跡が集中的に残されていて、中世益田氏の本拠地周辺の様相を具体的に後付け、復元することができる点で、これまた全国的に大きな注目を集めている。

これら中世益田氏の歴史や関係遺跡群の評価に関しては、これまでいくつかの機会に所見を述べてきたところであるが、これまでに得られた知見を総合しつつ、改めて整理し直してみることとしたい。その際、とくに本稿では歴史的景観論の観点から各時期ごとの変遷に視点を据え、中世益田氏とその関係遺跡のあり方や構造がそれぞれの時期においてどのように変化していったのかを、益田家文書をはじめとする文献史料を主な手がかりとしながら考えてみることとしたい。

2. 平安末・鎌倉期の益田氏と益田氏関連遺跡

すでによく知られているように、本姓藤原氏を称する益田氏が「益田」を名乗るようになったのは中世益田荘の成立と深く関わっている。益田荘は、石見国衙の在庁官人藤原（益田）氏が一族共同で開発を進めた益田平野とその周辺部を一括して換闇家に寄進し、12世紀後半に成立した広大な莊園で、この開発と寄進の中心となった藤原（益田）氏の惣領家が益田荘の莊官に任じられ、益田氏を称するようになったものである。益田荘が、大家荘や長野荘と同じく、その成立当初から（益田）本郷・納田・井村・弥富・乙吉などいくつかの独立的所領の複合体という構造を持ち、例えばこのうちの乙吉（保）が益田氏と同姓を並べる独立した領上乙吉氏の所領であったなどというのは、ともにこうした益田荘の成立過程のあり方と深く関わっていたのである。

益田荘の最も中核をなす益田郷（益田本郷）が藤原（益田）氏の惣領家によって開発され、これを本領として益田氏が成立することになったとはいえ、しかしその当主は実際にはなお平安末・鎌倉期を通じて石見国府地域（中世伊甘郷のうち。現在の浜田市上府町古市遺跡周辺と推定される）に住み、石見国衙の在庁官人として活動していく、本格的に益田地域に拠点を定め、地域支配を展開するようになるのは鎌倉末・南北朝期になってからのことであった。文永10年（1273）に伊甘郷に相伝したという益田氏の惣領兼長の後家阿忍が福岡寺（現在の浜田市上府地域にある後の安國寺）を中興し、境内に泰林寺を創建してここに住み、また阿忍から惣領職を相伝した兼見の祖父兼弘（道忍）が山道係太郎入道を称して東山道郷に拠点を構え、ともに益田本郷に住んでいなかったことなどからこれを推定することができる。もっとも、北条氏が石見国守護となつた鎌倉期後半には、かつての益田氏の本領（益田本郷など）が守護領の中に組み込まれ、益田氏はその代官（地頭代）たるに止まつことが確認されるから、あるいはそうした事情で兼弘が益田本郷ではなく東山道郷に拠点を構えることになったと考えることもできる。しかし、兼弘は益田氏一族の精神的紐帯である白口大明神（伊甘神社）を伊甘郷から直接東山道に移して祀っていて、これ以前に益田本郷に移された形跡が認められないところからも、この時期益田氏惣領が益田本郷に住んでいなかったことは疑いないところと考えられる。

以上に述べたような事情もあって、平安末・鎌倉期にわたる益田氏の関係遺跡を明確な形で益田本郷地域内に確認することは極めて困難だといわざるをえない。しかし全く手がかりが残されていないわ

けではない。その第1が益田川の河道である。益田川の改修については、早くから矢富熊一郎氏の指摘しているところで、矢富氏は弘安年間（1278～88）に益田兼時の命を受けた弟の兼政が、七尾城の濠を二重にして防備を固めるべく、それまで「七尾城の北麓を流れ、金山・大雄から左折し城麓に沿うて南流、山根・古川の地を通過して稲積山の東麓に向かい、これより下は高津川と合流の後北流して久城の海に注いでいた」のを、「椎山川麓の岩盤を掘りきずしてこれを三宅に通じ、さらに南流させて津村に通し、再び益田川に合流させ」るという大土木工事を行ったと述べている。

七尾城麓に残る「古川」の地名や、椎山山麓の強固な岩盤を突き破る形で流れる、自然地形とは異なる河道のあり方から考えて、それが人丁的になされたものであることは疑いなく、矢富氏の指摘は重要である。しかし、矢富氏がいかなる根拠に基づいてこの見解を提示したのか明らかでなく、少なくとも弘安年間という時期、及びその工事主体が多根兼政で、七尾城の防備を固めるため行ったという工事の目的や工事主体などについては、にわかにこれを承認することができない。益田莊が成立する以前に、すでに七尾城麓の益田川旧河道地域の開発が積極的に進められ、多数の田地が造成されていたと考えられるからである。椎山山麓の岩盤開削という、当時にあっても困難を極めたであろう大規模な工事であること、及びそれが益田莊の成立以前に属すと推定されることなどを考え合わせるならば、平安末期の11世紀ごろ益田本郷や益田莊の成立に先立ち、七尾山麓を含む益田平野開発の一環として、藤原（益田）氏一族（その中心的役割を担ったのが惣領家 = 後の益田氏）が共同で推進した事業と考えるのが妥当とすべきであろう。

平安末・鎌倉期における益田本郷地域の様相をうかがうことのできる手がかりの第2は「土井」地名の分布にある。明治初年に記された地籍図によって益田本郷地域を調べると、三宅御土居のほか、久々毛・大谷・徳原・谷上・乙吉などで計8カ所の「土井」地名を検出することができる。このうち、南北朝期の永和2年（1375）4月22日に作成された益田本郷御年貢井田数目録帳と、ほぼ同時期に作成されたと推定される年月日未詳の益田本郷出数注文に、同じく「土井」として見えるのは七尾山の麓の丸池（現在の益田水頭地）周辺部の「小土井」と、これに隣接する徳原の「大土井」であって、鎌倉期の益田本郷にはこの2つの土井（上居）。南北朝期には一つの土居 = 徳原（土居として機能していたことが推定される）の存在していたことが知られる。一方、益田川を挟んだ対岸の染羽地区には「政所」が存在しており、この「土井」と「政所」を2つの核として益田莊・益田本郷が経営されていた様子をうかがうことができる。

問題は、この2つの施設をどのようなものとして理解するかにあるが、水源地をその中に取り込み、そこから発する「土井川」の領有を通じて周辺地域・民衆を支配する形態は開発領主に一般的に共通して認められるところであり、同じく「政所」が一般的には莊園領主による莊園支配のための現地支配機関の名称であることからすると、徳原土居が益田氏の初期の居館、そして染羽地区の政所が中央から下ってきた雜掌（莊園領主の代官として派遣された中級の莊官）の居住地兼役所であったと推定することができるであろう。益田氏は最初七尾山麓の丸池周辺に、そして後には平野部の徳原に居館を構え、益田莊の莊官として活動したが、しかし先にも述べたように平安末・鎌倉期を通じて実際にここに住んでいたのは益田氏惣領の代官（庶子）であろう。であったと考えられるのである。

これに対し、染羽地区的政所が具体的にどこにあったのか明確でないが、この後益田氏の居館となる三宅御土居の成立時期が12世紀まで遡ることなどから判断すると、政所がここに置かれていた可能性は極めて高いと考えられよう。田数目録によると政所屋敷の面積は3段というから、それに付属する米蔵などを合わせた施設が益田莊の政所としてここに設置され、機能していたと考えられるのではないだろうか。ただし、その景観は網代附などで囲われた居住空間であり、今日の三宅御土居のそれとは大きく異なっていたことが推定される。

以上、わずかに残された史料から平安末・鎌倉期の益田氏と、益田本郷地域の様相について推測を重ねてきたが、益田氏の当主が石見国府地域に居住していたこともあって、益田本郷地域は莊園村落としての農村的景観を基本としており、益田川の改修とともに歴史的景観の変化や後の三宅御土居・式

内社天石勝神社などを除いて、今日に直接つながる益田氏関係遺跡はほとんど残されていないのが実状である。こうした状況に大きな変化をもたらしたのが鎌倉末・南北朝期、そしてその中心となって活躍したのが益田兼見であった。

3. 鎌倉末・南北朝期の益田氏と益田氏関連遺跡

この時期における益田氏の最も大きな変化の一つは、益田氏の当主自身が益田本郷に拠点を定め、本格的に地域支配に乗り出したことにある。そうした動きは少なくとも鎌倉末期には始まっていたと推定されるが、建武2年（1334）2月12日に後醍醐天皇から勲功の賞として本領益田本郷が還付されたことにより、その方向は決定的なものとなった。

そこに至る具体的な経過については史料の制約があって必ずしも明らかでないが、益田兼見に視点を据えてこの間に生じた変化を整理すると、およそ次のようにまとめることができる。

1. 荘園領主に代わって益田花支配の実権を掌握し、これを踏まえて新しい一円的な莊園制支配体制を構築したこと。下地中分以後に開発された田畠の掌握や新たな「公田」の設定に伴う名田体制の再編成を通じて、従来とは異なる農民支配体制（本百姓・間人名体制）を成立させた。¹⁶⁾

2. 本領益田本郷の再編成を通じて、本拠地に対する強固で安定した支配権を打ち立てたこと。益田本郷を新たに上本郷（染羽地区）と下本郷（徳原・波田原地区）、及び奥十二畠（この中には祖父以来の所領である東山道郷の一部も含まれており、新しく成立した益田本郷が旧益田本郷と旧東山道郷の両者を理念的に統一するねらいを持つものであったことがうかがわれる）に区分し、かつこのうちの益田上下本郷に先述した本百姓・間人名体制を施行するという形で、益田本郷の拡大とその支配体制の質的強化が同時に推進された。兼見が晚作の所領譲渡に際し、長男兼世に上本郷の三宅御土居、次男兼弘に奥十二畠の上久々毛十席、そして三男兼政に下本郷の徳原土居をそれぞれ与え、ともに協力しあって益田家を盛り上げていくよう求めたと推定されるのも、兼見段階における益田本郷支配の歴史的到達点の一端を示すものと評価することができる。

3. 惣領権の確立、ないし惣領を中心とした益田氏一族に対する安定した支配権力体制を樹立したこと。これは混乱した当時の政治情勢などとも関わって、鎌倉末・南北朝期の益田氏惣領がめまぐるしく交代し、その地位の安定性が著しく欠けていた事態を克服したことを意味しており、置文の制定や上記の益田本郷支配体制の確立はこれと表裏の関係にあった。

4. 藤原（御神本）氏一族に対する支配・統制権の強化に努め、その重要な第一歩を記したこと。具体的には室町幕府から本領安堵の承認を取り付けるに際し、紛失状の作成という方法を用いて、福屋・三隅・周布氏などの旧藤原氏一族の所領に対する潜在的な領有権を勝ち取り、旧藤原氏一族の中での宗主権を確立したこと（旧藤原氏の大益田氏への変質）を意味していた。

5. 守護大内氏との緊密な連携の成立。上記の諸課題（1～4）は、いずれも基本的には在地構造の変化などに対し、益田氏が自主的・主体的な対応を通して実現していったものであったが、しかしこうした支配体制を安定化する上で上級権力との結合は不可欠であり、とくに第4の課題の実現にとって守護権力との連携は決定的ともいってよい重要性を持っていた。一方、地理的環境などもあって元来分散的な性格の顯著な石見国の安定した統治にとって、益田氏の先のような志向性、及びこれとの連携は大内氏にとっても重要な政治的意味を持っており、こうした両者の利害の一致を踏まえて、守護大内氏と益田氏との極めて緊密な連携体制が成立することとなった。

以上のような政治情勢、あるいは益田氏による地域支配体制の変化は、益田本郷地域における歴史的景観についても、また益田氏関係遺跡のあり方についても、それ以前とは異なる決定的ともいえる大きな転換をもたらした。それは一言でいえば、かつての農村的景観からの益田本郷（厳密には益田上下本郷、とくに益田上本郷）地域の都市的景観への転換と捉えることができよう。

その具体的な内容の第1として注目すべきは益田莊・益田本郷支配の拠点としての益田氏の居館＝

三宅御土居の成立である。これは歴史的には、かつての莊園政所と居館（徳原上居）との統一として捉えられるもので、益田氏の居館兼地域支配のための政所という性格を併せ持つておらず、その規模は現在の三宅御土居跡と基本的に異なるところなかったのではないかと推測される（景観や構造は別）。

第2は、二宅御土居と対をなす、その詰城としての七尾城（益田城）の成立である。「益田城」の史料上の初見は延元元年（1336）7月26日の藤原兼茂軍忠状写で、恐らく時期的には鎌倉末・南北朝期の戦闘の激化にともなってます七尾山に益田城が築かれ、その後三宅御土居の築造とともに両者の一体的な関係と機能分担が明確となり、さらに整備が進められていったものであろう。但し、この両者を繋ぐ道がどのようにあったかについてはなお不明で、今後の研究課題として残されている。

第3に、注目すべきは、三宅御土居周辺に新しく寺社が創建され、また從来からあった寺社の修造と掌握などを通じて、一族結合と地域支配体制のイデオロギー編成が推進されたことである。まず寺社の創建という点では、益田氏の一族結合の精神的拠点としての神宗（臨濟宗）の氏寺（崇觀寺）の創建、同じく益田氏一族の学問と終業の場としての時宗道場（万福寺）の創建、あるいは藤原氏一族の氏神春日社や、益田荘内の諸社の祭神をまとめて祀ったと考えられる惣社の創建などが挙げられる。また從来からあった寺社の修造・掌握という点では、産土神滝藏権現を益田氏一族の信仰対象の中に取り込み、あるいは医光寺・山寺（東光庵）などに保護を加えるとともにこれを地域支配の中に組み込んでいったことなどが指摘できよう。

この他、明証には欠けるものの、益田本郷地域の発展にともなって、益田川の自然堤防上や河口部に成立していた益田本郷市場や中洲（中津）の港湾などもそれぞれ大きく発展し、また益田氏の手で整備が進められるなどして、三宅御土居と益田城を中心とする都市的景観の重要な一角を担うに至ったものと考えられる。

4. 室町・戦国期の益田氏と益田氏関連遺跡

この時期は、基本的には益田兼見によって定められた路線を踏襲しつつ、これをさらに着実に発展させ、確かなものにしていった時代と評価できるが、しかし実際には戦国の争乱の過程を通じて地域支配の様相も、また上級権力との関係なども大きく転換を遂げることになった。但し、この時期の益田氏の動向などについては、すでに永原慶二氏による詳細な考察もなされているので、行論との関係から必要な範囲において、ごく基本的な点のみを指摘するに止めた。

この時期全体を見通し、またそれまでの時代と比較して、この時期に特有な益田氏の地域支配体制及び権力構造についてその特徴的な点（但し毛利氏への服属以前）を挙げるならば、およそ次のようにまとめることができるであろう。

1. 益田本郷に対する強力な支配を前提として、その周辺部に支配権を拡大し、所領の境を接する吉見氏や三隅氏などの緊張を高めた。

2. 惣領権の確立、及び惣領を中心とする家臣團編成の拡大と統制の強化、さらにはそれを前提とする家政支配機構の整備が進められ、地域支配権力としての自立性を大きく高めた。

3. 石見国人連合の盟主としての地位を獲得し、戦国大名へと発展する可能性を孕むに至った。

4. 大内氏権力、とくに陶氏との間に血縁関係を含む極めて緊密な関係を取り結び、そのことが石見国内における益田氏の地位と権力を支えると同時に、逆に益田氏の戦国大名への道を封ずることになつたと考えられる。

5. 室町将軍の直臣、外様大名としての地位を獲得し、全国的な規模で活動。そしてそのことを通じて全国的な名声とともに、多くの情報や文化を攝取していったと考えられる。

6. 大内氏・陶氏との関係を通じて、石見國以外の大内氏領内に所領を獲得し、これを機に從来以上に活発に朝鮮や他地域などとの交流を行なうこと、また益田氏一族や家臣團の中に石見國以外に所領を得て拠点を移す者があつたことなどが推測される。

この時期の益田氏が最大の危機に直面したのは天文20年（1551）の陶氏によるクーデター決行と、その陶氏が同24年の巣島合戦によって毛利氏に敗北し、滅亡したことにある。応仁・文明の乱以来、絶えず陶氏との緊密な関係の中で権力を維持・拡大してきた益田氏にとって、未曾有の危機であったことは改めて指摘するまでもない。しかし、毛利氏にとって、石見・山陰地域の制圧と安定して支配にとって益田氏の協力は不可欠であり、また益田氏にとっても大内氏・陶氏が滅亡した状況の下で毛利氏との連携なしに権力の維持は考えがたいところから、所領支配権や家臣団編成など、基本的にはそれまでの益田氏の権力構造をそのまま承認する形で毛利氏への服属が行われることとなった。

この時期における益田氏関係遺跡の最も大きな変化が七尾城の大改修と、益田氏の三宅御土居から七尾城への移住にあることは永原氏の指摘の通りであり、それが16世紀の前半に属するものその通りであろう。ここでは、その点を踏まながら、そこへ至るまでの間の状況を中心に、簡単に整理しておくこととしよう。

この時期のこととして、まず第1に考えられるのは、三宅御土居の改修や七尾城の整備・拡充が進められたことである。さきには述べなかったが、応仁・文明の乱に際し、大内政弘・陶弘謙と結んだ当時の益田氏当主貞兼は大多数の石見国人（大内道頼方）を相手に回してこれと対決するという緊迫した事態を迎えた。³⁵⁾ 家政支配機関の整備などを合わせると、15世紀中ごろ三宅御土居・七尾城ともに改修や整備・拡充が進められ、現在に残る遺構の基本骨格が成立した可能性が高いと考えられるのではないかだろうか。

第2に、南北朝期に成立した益田本郷地域の都市的景観がさらに整備・充実されたことが考えられる。鎌倉期に創建された妙義寺³⁶⁾が益田氏の氏寺として新しい発展を遂げたのはこの時期のことであり、また崇親寺の荒廃にともなって新しく医光寺が創建され、医光寺・万福寺に雪舟庭園が成立したのもこの時期のことであった。本郷市場の発展に加えて、新しく今市が成立し、中洲と本郷市場を結ぶ流通のセンターとして機能するようになったのもこの頃のことであったと考えられる。

一方、益田氏の一宅御土居から七尾城への移住にともなって、七尾山麓の様相も大きく変化した。現在小地名として残る「馬場」や「山の根」などは、いずれも七尾城が益田氏の日常的な居城として機能するにともなって成立したものと考えられ、家臣団の城下への移住が進められ、また本郷市場が山上の領主経済を支える機能を持つものとして期待され（益田本郷市が上市・下市に区分され、市場町として整備されたのはこの時期のことであろう）、これらが七尾城下町として組織・整備されていったことが推定される。現在のところ、益田氏がどのような城下町プランを持ってこれを編成したのか明らかでなく、その解明は今後の研究課題として残さざるを得ないが、今市の発展や船着場の設置などもこの七尾城下町の整備・発展と大きく関わっていたのではないかと考えられる。

5. 戦国末・近世初頭の益田氏と益田氏関連遺跡

天文10年（1542）、備中高松城において毛利氏が豊臣秀吉と和睦した（戦国大名毛利氏の豊臣大名への転換）のを機に、中国地方の政治情勢は大きく転換を遂げ、戦国の争乱に1つの終止符が打たれた。益田氏が七尾城を降りて再び三宅御土居に拠点を構えたのはこの時のことと考えられる。

戦国の争乱の終結にともなう中世から近世への移行、とくに天文年間の末年から始まった惣国検地（いわゆる太閤検地の一環としての毛利氏検地）の中で益田氏の知行替え（転封）も必至の情勢となり、益田氏は家臣団すべてを率いて移ることが可能で、かつ益田からそう遠くない、従来の知行体系をできるだけそのまま維持することが可能な場所の選定を急いだ。³⁷⁾ そしてこの間文禄・慶長の役の2度にわたる朝鮮への侵略戦争にも参加したが、慶長5年（1600）の関ヶ原合戦で毛利氏が西軍方に加わり敗北を喫したことにより状況は一変し、毛利氏領國の大幅な削減と萩への転封とともに、益田氏もまた須佐に移住することとなった。

益田氏の須佐への転居にともない七尾城は廢城となり、主を失った三宅御土居や七尾城下町も同じ運命をたどることになったが、しかし実際は大きく異なっていた。益田氏が須佐に転居した後、今度は領

上に代わって七尾城下の住民・商人らが主体となって町づくりを進め、これを見事に商業の町として蘇らせたのである。中世の益田氏関係遺跡は、この新しい町づくりの中でそれぞれ新しい命を与えられ、そして今日まで大切に保存されることとなった。現在に生きる私たちが、先人たちのこの熱意と努力を見失うことがあってはならないであろう。

さて、この時期における益田氏関係遺跡のあり様の変化について見ると、まず以て三宅御土居の大規模な改修が行われ、今日確認できるような大規模な堀と土塁をともなう居館の成立したことが注目される。平城としての性格を持つ三宅御上居は、天正11年から翌12年にかけて増野甲斐守と宅野不休庵の両名を責任者に造営されたといわれ、とくに南側を意識して築かれていて、領主権力を象徴する新しいシンボルとして地域住民に強烈な印象を与えることになったものと推察される。

しかし、こうした体制が長く続かなかったことは先述した通りで、慶長5年の益田氏の転封と須佐への移住にともなって、遺跡の様相は大きな変貌を遂げた。領主の町、益田氏による地域支配のための町から住民・商人の町、地域住民と商人が自分たちの生活と生産活動を支え展開するための町へと大きく転換を遂げた。その具体的な内容としてとくに留意しておく必要があるのは次の点であろう。

1. 一宅御土居跡は、益出氏の旧臣木村氏がかつての阿弥陀堂を改修して新たに淨上真宗泉光寺を創建し、その境内かつ新しい信仰の対象として永く保存されることとなった。⁽⁴⁾

2. 七尾城下町跡には、益出氏転居後の慶長年間に、大内氏の旧臣右出氏の提案によって、毎月2と7の日に開かれる八斎市が新しく成立し、その創設者右田正隆の法名を取って宗味市と名付けられ、大きな賑わいを示すこととなった。かつての益田本郷市（上下市）が新たに上中下の3つに区分されたのはこの時期のことであろう。

3. また、これと前後して、かつて増野甲斐守の屋敷があった場所に曉音寺が創建され、あるいは旧益田氏臣家の屋敷跡に多くの民家が建てられ、さらには商人町の賑わいとともに住吉神社の御旅所が上下市のそれぞれ両端に設けられ、住吉神社がここに住む町人やその商業活動の新しい守護神・氏神として信仰を集めようになつた。⁽⁵⁾

4. 宗味市の成立・発展にともなって、かつては益田氏の城下町の玄関として機能した今市や船着場も商業の町益出を支える新しい流通の拠点として改めて大きな賑わいを示すこととなった。

5. かつて七尾城の大手にあった城門は光寺の門前に移され、益田氏ゆかりの寺としての新しい名所となつた。

以上、これまでに分かった範囲のことをいくつか列挙してみたが、これらによって見ても中世益田氏の関係遺跡が益田氏の転居にともなって衰退してしまうのではなく、むしろこれを新しい町づくりの中に生かし、そのことを通じて歴史と伝統に根ざした個性豊かで、より快適な生活空間を形成していくといった益田の住民・商人たちの英知と先見性を読みとることができであろう。もちろん、そこで「町づくり」が現在の私たちが考えるものと同じでないことはいうまでもないが。

6. むすび

本稿では、これまでの調査によって明らかとなった事柄を中心に、益田氏の成立から長門国須佐への転封・移住に至る間の益田氏の歴史、及び益出氏がこの地に残した遺跡とそのあり様の変化の概要を、大きく4つの時期に区分してながめてきた。本格的な調査・研究がようやく緒についたばかりという現状にあってはなお不明な部分も多く、また以上に述べた中にも今後の調査・研究によって修正しなければならない部分も少なくないと思われる。その点に関しては今後の検討に委ねることとし、ここではとくに次の点に留意して、本稿を結ぶこととした。

それは、前節の最後にも述べたように、中世の都市や益田氏の関係遺跡が領主益田氏の転出にともなって消滅・衰退してしまうのではなく、町人・地域住民が主体となった新しい町づくりに引き継がれ、その中で新たな生命を与えられ、そして今日まで大切に保存され、伝えられてきたということである。こ

室町戦国期の益田氏

永原慶二

1.はじめに

益田市は1994年6月、「歴史を活かしたまちづくり」を市政の重要な柱のひとつとする方針を決定し、その第一歩として三宅の御土居と七尾城を中心とする中世遺跡の発掘調査を国及び県の援助を得て推進している。

その過程で、御土居には既に12世紀、平安後期の段階で益田氏の居館ないしは同氏の支配拠点としての施設が構築されていたとみられること、七尾城は16世紀の益田藤兼・元祥の二代にわたり本格的な居城として使用され、予測をこえる本格的な大型建造物が木丸、二の段を中心に存在したことが確認されている。さらにまた、益田元祥は天正10年(1582)に七尾城から本拠を再び御土居に戻し、それを契機に御土居の人々的な手入れ、拡張、補強を行ったことも明かになった。

それらを通じて、室町・戦国という激動期における益田氏の実像が急速に明らかにされ、その時代の日本列島諸地域を広く見わたしても、益田氏が屈指の大型国人領主で、領域支配や外国貿易にも力強く乗り出していた様子が知られる稀有な事例として貴重であることははっきりした。

このことは益田氏関連遺跡が、今日益田市にとって重要性を高めたばかりではなく、学問的にも広く全国からその調査の成果が期待されるところでもある。しかも時を同じくして明治以来の国家事業として行われている東京大学史料編纂所の『大日本古文書』の刊行計画にも「益田家文書」が取り上げられ、既刊の毛利、小早川、吉川文書に続く形で2000年から発刊されることになった。

その意味で益田氏関連遺跡の保存・利用体制の確立の責任はきわめて大きい。本報告書においては、近年の発掘状況と成果がとりまとめて紹介されているわけであるが、その参考として、まず念頭におくべき室町・戦国期の益田氏について重要な若干の事実を概述することとする。

2.南北朝・室町期の益田氏

南北朝期の益田氏の惣領兼見は暦応3年(1340)足利方として高津城攻めなどに活躍し、その軍忠を石見守護上野頼兼に報告した(史料集1-10)。その後尊氏・直義の兄弟の対立の際に足利方第一の勢力として中国地方で勢いを得た直冬方に属して活動し、貞治5年(1366)にはそれを認めた摂部助高弘(石見守護代か)が、兼見の所領「本領益田本郷・東北両山道・弥富名・伊賀郡付小字名・宅野別府地頭職」を安堵されたいという推挙状を幕府の奉行所に送っている。これによって確認できる当時の兼見の所領は伊賀郡(三隅町域の府中)と宅野(邇摩郡)を除き他は益田市域に属しており、これが兼見の実際の支配領域であったと考えられる。

そして永和2年(1376)4月、「益田本郷年貢并田数目録帳」が兼見によって作成された(史料集1-49・50)。本郷を波田原、徳(得)原、志目庭(染羽)、奥十二島の四地区に分け、名毎に所在する小字名と出田・新田・本田・正作以下の各種田地、畠地の面積を記し、それぞれの「分米(年貢)」、さらに佃大豆・押入綿・懸芋・弓銭・狩用途などの雜公事諸賦課の額を記載している。署名者は益田家臣の雅楽助宣武・主計允兼生の両名である。二人が責任者で益田本郷一帯の検地を行いその詳細な目録をつくったものと思われる。各名毎に「領家方」「地頭方」の肩書が付されていることから見ると、ある時期に益田本郷は下地中分されたらしい。しかしこの検地は両方一律に行われているから、既に南北朝期には莊園領主による領家方の支配は失敗といえ、益田

氏の一括的支配下におかれていたため、その手によって一円的な検地が行われたのである。

全国的に見ると、もともと莊園支配が弱体だった東国では南北朝期に国人領主の手による検地が行われたことを確認できる例としては上野の新田岩松氏の場合を挙げることができるが、その他にはこれ程綿密な検地日録の存在は認められない。その点からしてもこの益田本郷目録は、領域支配体制の基礎構築という点で驚くべき先進性を示すものである。

さらにこの検地が行われた年閏七月には兼見の子と見られる益田係次郎が石見江津で戦功を立て、将軍（義満）から感状を受けている（史料集1-53）。この頃、益田氏の活動は幕府中央の直接認めるところとなっているわけで、その実力、地位は高いものがあったにちがいない。

その後、室町中期になると、永享7年（1435）7月、益田家中では寺戸禪幸他104名の一族家臣が兼理（永享3年6月筑前深江合戦で戦死）の子松寿を「益田之惣領主人と仰ぎ奉る」旨の起請文を作成している（史料集2-7）。おそらく兼理の後継をめぐって家中に対立があったことの反映であろうが、この起請文に参加署名した人数が、益田家中の大部分であろう。この時期の国人級の地域領主の家臣の数が知られるものとしては、下野の茂木氏の給人帳がある程度で、これもまた全国的に見て稀有の史料というべきものである。

その三年後の永享10年9月、將軍義教は益田兼堯に石見国の所領安堵の袖判下文（史料集2-11）を発給し、翌月石見守護山名熙貴がそれについての進行状を出している（史料集2-12）。後者には「益田本郷・東北山道村・弥富名・乙吉上田両村・岡見村・飯田郷・伊甘郷・宅野別府・長野荘内得屋地頭職・同四分方」が挙げられており、先の貞治五年の安堵にくらべ長野荘分等が増えている。將軍から直接安堵状を受けるということは、益田氏が將軍の直臣＝「奉公衆」的立場にあったためと考えられる。

ついで応仁の乱が始まると益田氏の動きは複雑であった。兼堯は東軍に近い立場をとったが、その子の貞兼は西軍に組みしたらしい。文明4年（1472）11月、兼堯は後十御門大朝口宣案によって「越中守」の官途を公式に認められた（史料集2-85）。これはもとより兼堯自身の要望でもあったが、兼堯を確実に東軍に取り込むための細川勝元の工作によるものだったのではないかと考えられる。兼堯の発給文書によると本人はこの官途を公式に得る以前から越中守を称していた（兼弘、兼方、兼見、兼世、秀兼、兼理の歴代は越中守を名乗っており、兼堯も継承していた）。それを改めて口宣案によって公式のものとすることは、益田氏が天皇・將軍の権威に直結していることの証明といった点できわめて重い意味をもった。細川勝元は東軍大将・管領の立場で天皇に兼堯への官途授与を実現させたのである。

他方子の貞兼はこれに先立つ文明3年2月、陶弘護から「長門国阿武郡河嶋新方三百五十石足、周防国古敷郡内恒富保一百六十石足之地」の新知充行を受けた（史料集2-68）。その際弘護は「政弘下國之時重々可申沙汰仕候」といっているから、主人内政弘の承認を得る前に在國の責任者としての立場から急速充行状を出し、帰國次第承認を得るといっているのである。この時大内政弘は周防・長門・石見の守護職を併有していたから弘護はその守護代としてこの行為に出たのであり、そこに益田勢力を何としても西軍＝大内方に取り込みたいという意図が示されている。

こうした二、三の事実からも、15世紀における益田氏は幕府からも注目される存在であり、その強力な領域支配体制の構築に基づく経済力、軍事力は、当時の数多い国人領主層の中でも一頭地を抜くものであったことが明らかである。

なお、朝鮮の高官申叔舟の著『海東諸國記』の「日本国記」のうち石見の部分には「丁亥年(1467=応仁元年)寿蘭護送と称して遣使来朝す。書に石見州益田守藤原朝臣久直と称す」とあることから見て、益田氏が朝鮮との間に交通、交易関係をもっていたことはまちがいない。

3. 戦国期の益田氏

戦国期の益田氏はほぼ藤兼と元祥の二代に当たる。藤兼の「藤」の字は足利十三代の將軍義輝の幼名「義藤」から受けたものである。前代に引き続き將軍家との間に緊密な結びつきがあったひとつ証左である。

この藤兼はそれまで本拠としていた三宅の御土居から七尾城に居所を移した。その正確な年代は不明だが、おそらく16世紀前半の終りに近い頃であろう。

その頃の山城は一般には敵に対する防御線もしくは敵襲米時に立てこもることを主目的にしたもので、自然地形を利用した多数の曲輪の設定に妙を示すが、建造物の面では掘立柱の臨時性質の強いものが大半だったと考えられている。しかし七尾城の発掘は別に報告されている通りそうした通念をくつがえす本格的な建造物群跡を次々に確認した。その点から見ても、ここでは立ち入れないが、藤兼の七尾城移転に際しては大規模な造営工事が行われたことは疑いなく、それを可能にした経済力の実相が解明されなくてはならない。

しかし、益田氏が本拠を七尾城に移したことはやはり四周の勢力とのかかわりの中で平場の御土居では危険が高まっていたからであることはいうまでもない。そうした状況を窺い知る一つの事実としては、弘治2年(1556)毛利、吉川が石見に侵入して尼子と戦ってこれを破るということがあった。それにかかる元就の児玉宛の書状(『萩藩閥文録』84児玉弥七郎文書)には「益田之事、福屋と元春申合され、和談候由申越され候、驚入り候、今度吉見方誠に命を的懸られ候て無二之届を仕られ候事は何故に候や、然る所その曲なく益田と和談候事は言語道断之儀にてあるべく候、かやうに我等に少も届けられず元春操られ候事は吉見をはじめ候て人は存ずまじく候」とある。元就の戦略は津和野の国人領主吉見氏と結んで益田を牽制しようというものであったが、芸北の人朝を本拠とする子の吉川元春は父に無断で益田と手を握ったのである。手紙の文面には元春に対する元就の憤激ぶりがあふれている。

この頃益田氏を取り囲む軍事情勢はまさにきびしく、益田は尼子、大内、毛利という大勢力に取り囲まれていたばかりか、西隣の津和野の吉見氏、一隅の三隅氏とも緊張した関係にあった。御土居から七尾城への移動はそうした軍事情勢に促されていたのである。

その中で永禄11年(1568)、益田藤兼は安芸吉田の毛利氏のもとに参候した。服属を確定するための儀礼であった。それは国人領主としての独立を永らく維持してきた益田氏が、本末同列の毛利氏の属下に立つということであるが、軍事的敗北の結果としての屈服ではなく、藤兼の先を見た選択ともいえるものであった。この時以来、益田氏は毛利氏より新恩知行を受けたり、吉田の所領についてもその安堵を受けることになる。山陰の大勢力として毛利を脅かしつづけてきた尼子氏はこの二年前の永禄9年義久が毛利に崩し滅亡に追いついていた。また防長二国に加え石見、筑前にも大きな勢力を張ってきた大内氏もこれより以前天文20年(1551)に義隆が重臣陶晴賢に叛かれ、敗北滅亡していた。益田氏の毛利への服属は賢明な選択だったといえよう。

この頃から益田氏の支配領域はまた大きく拡張されていく。藤兼は永禄13年に家督・所領を元祥に譲ったが、その譲状(益田家文書第三四軸)には

「石州分」上下本郷号益田・南北両山道郷・奥郷・飯田之郷・浜辺郷所々・弥富郷号遠田・庄内七郷・黒谷三ヶ郷・角井郷・白上郷・納田郷・岡見郷・木東郷・津毛郷・丸毛郷・多田徳屋両郷・宅野村（不知行）・足見郷

「長州分」田万郷・須佐三原両郷・見嶋大津郡・福井庄官名（不知行）・大井浦（不知行）・川鳩（不知行）・安武郡中（所々不知行）

「防州」恒富名（不知行）・厚東吉見村（不知行）・東豊田（不知行）・山代両所

「筑前」原延田両郷

「山雲」生馬郷

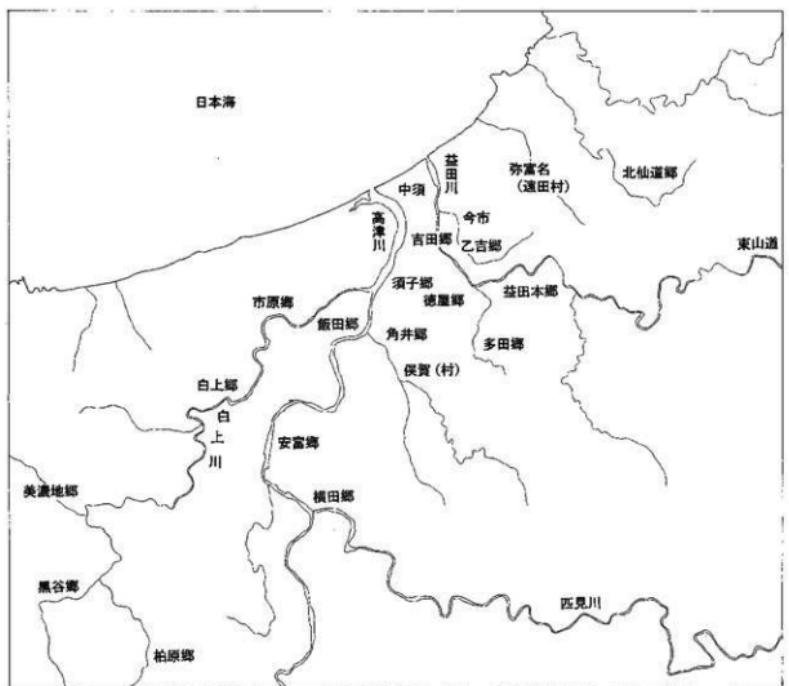
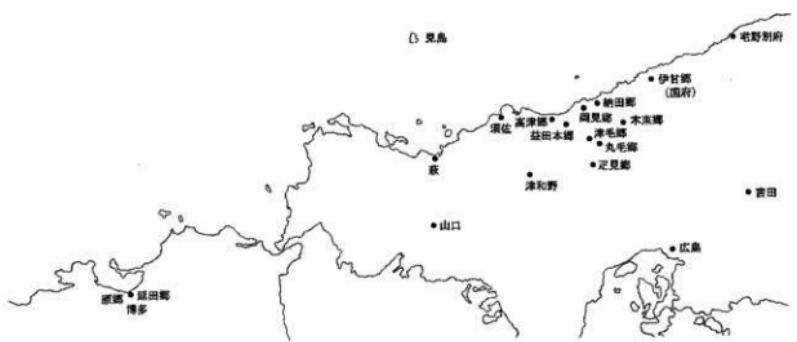
といった数多くの所領が書き上げられている。石見分の納戸・岡見・木東の三郷、長州分の田万・須佐・見嶋、防州分の東豊田・山代両所、山雲分の生馬郷などには「藤兼の代より知行」と注記されており、それが毛利氏への服属による新恩知行地であることが分かる。また石見分の黒谷三ヶ郷は黒谷・美濃地・柏原という現在の益田市の西南部で、從来津和野の吉見氏の勢力が浸透していた地域である。これも毛利氏の裁定で益田領とされたのである。

さらに周防、長門方面にも少なくない所領が充行れた。しかしそれら飛領の支配は實際には困難で、その多くは不知行化したらしい。その意味で、毛利氏への服属後の益田氏は旧來の支配領域の西に接する黒谷三郷のような周辺部を手に入れることによって、その支配圏の拡大を目指していたということができるだろう。

ところでこのように七尾城への移転、所領拡大と領域支配体制の強化、毛利氏への服属という形で戦国動乱期を生き抜いていた益田氏の本拠益田本郷はどのような姿をとっていただろうか。常識的には戦国城下町といった言葉によってそれはイメージ化されているが、実態はどうか。益田氏は藤兼の子元祥（「元」は毛利元就の「元」字を受けたもの）が、天正10年（1582）七尾城を下って再び三宅の御土居に戻った。その頃の所領状況を示すのは天正18年の「石州美濃郡之内御検地辻目録」である（益田家文書第三「十四軸」）。これが「益田元祥領」とされるものであり、白上・飯田・庄内分・益田本郷・奥郷・東仙道・北仙道・河縁郷・浜部郷・津毛郷・丸毛郷の合計田数1,678町4段35歩・分米9,853石36・畠数721町8段50歩・代1,216貫135文となっている。このうち益田本郷は田数260町9段30歩・分米1,704石63・畠数81町5段620歩・代125貫556文である。そしてこの本郷分には「屋敷数561ヶ所市屋敷共ニ」があり（美濃郡全領で屋敷数3,022ヶ所）、また増野藤衛門、周以雲軒に宛てられた「益田玄蕃頭（元祥）所領目録」によると、本郷の「市屋敷」は128ヶ所となっている。これは年次であるが、おそらく慶長の須佐移転の直前頃のものであろう。

このデータは貴重である。益田本郷は益田氏の本拠としてどの程度都市的展開を遂げていたかは從来ほとんど追及されてこなかった。しかし現在市の中心部には上・中・下市の小字があることから判る通り、御土居と七尾城大手を結ぶ道路の中間、益田川左岸沿いに市が開設され漸次定住商人の数が増していたこと、またこの市に接する七尾城のふもと地区の小字に「山の根」「馬場」などがあることが知られている。この地域が御上店、七尾城時代を通じての町場・待居住区である。

従って問題はその市にどの程度の定住商人があり、また「山の根」地区を中心にどの程度の数の家臣が屋敷を設けていたか、といったことである。それについての一つの重要な資料が「市屋敷128ヶ所」なのである。



第50図 益田氏所領分布図

益田本郷の市場機能を果たすところには上中・下市その他乙吉の今市があった。益田市域では益田川と高津川に挟まれた河口部の中洲地区が港津として早くから繁栄していたと見られるが、乙吉の今市は本郷の今市ではあるが、地理的には本郷市と中洲（港津）との間に発展した。「本郷市屋敷錢」20貫469文に対し「今市屋敷錢」は2貫310文とされているから、本郷市の約十分の一、従って十軒ないし十数軒の町屋がこの頃定住し、新たな都市的空間が形成されつつあったのである。物流の拡大とともに、益田川を相当程度溯上しなくてはならない本郷市だけでは不便が大きくなり、それより下流で中洲とも近い今市が物資の揚陸地となり、ここに問屋等も集まりだしたいえるであろう。

この頃の家臣数を直接知る数字はない。しかし15世紀前半の永亨7年で104名の起請文署名者がいたことからすれば、戦国末期にはおそらくその2、3倍程度の数には及んでいたであろう。そのうえ当時の大名・国人が農民上層の人々に年貢の一定部分を免除し、その代わりに軍役義務を負わせる「軍役衆」として有力部将（寄親）の「寄子」にするという組織化を進めていたことはほとんど全国共通の動きであるから、知行充行を受ける家臣の他そうした農村居住の軍役衆の城下への集合分を含めれば、さらに相当数を増すわけである。

列島各地の事例を見ると、この頃大名・国人は領内の城郭、要害の造営補強工事をほとんど切れ目なく行い、そのために多くの人夫役を領内村々に賦課している。こうした現実を参考とすれば、益田本郷の居住者としての町人及び家臣の他、領内各地から本郷に山入りする民衆の数も少ないものではなかったと見なくてはならない。

本郷市町屋の数128というのは意外に少ないという見方もある。しかしこの数はあくまでも市に町屋敷を持つ商人の家数である。当時の市町の居住形態は道路の両側に商家が一列に点在する形が普通である。毛利氏の郡山城下吉田の江戸時代に作成されたいくつかの町絵図のいずれを見ても市町は東西、南北に交差する若干の道路に沿って町屋が点在する形で描かれている。吉田の場合その町屋敷数は知られていないが、絵図の様相から見ると100をこえるような多数ではなかったと思われる。

4. おわりに

三宅の御土居、七尾城の遺跡とそれを核とした中世都市景観を復原的に追及しようとなれば、一方では徹底した発掘調査が必要であるが、他方では文献の読み込みと各地に共通する類例の集積と比較の作業を推進し、その両方から認識を深めていくことが必要である。

それは二つの方法により、二つの側面をそれぞれ追及することによって全体像をより豊かにすることにとどまらない。発掘調査を行う場合にも、御土居、七尾城のそれぞれの時期における益田氏とそれを支える家臣団や支配体制、軍事組織などの理解をふまえることなしには、何を掘り、そこに何を見るかという点での有効な視座も確定できないはずである。この小文もそうした点への課題意識からの一つの試みである。

*引用の史料集は益田市教育委員会発行の次の文献を指す

史料集1=『史料集・益田兼見とその時代—益田家文書の語る中世の益田(一)』1994

史料集2=『史料集・益田兼見とその時代—益田家文書の語る中世の益田(二)』1995

七尾城・三宅御土居の構造

千田嘉博

1. 七尾城の構造と特質

ここでは七尾城の構造と特質について発掘成果をもとに、考古学的に検討を行う。七尾城は北高約100mの急峻な山稜に立地し、地表面から確認できる遺構は南北600m、東西300mの範囲におよぶ大規模な山城である。七尾城からは城下の益田本郷を一望し、さらには日本海を見通すことができる。城の北麓には益田川が大きく蛇行しながら流れ、物資集散の動脈として機能したとともに、外堀としての役割を果たしたと考えられる。

また城の西麓には益田川の旧流路を起源にした帯状の低湿地ないしは池がつづく。これは城下と周辺の田畠の用水に役立ち、さらには山麓の防御施設として利用できた。この湿地と池は、格好の城域の結界でもあったから、自然地形の整形を行い、日常的な維持・管理をしたと推測できる。七尾城の東側および南側は深い山塊が連なっている。ただし城域との間は深い谷によって隔てられており、わずかにつづく尾根筋にさえ留意すれば、防御はきわめて容易な地形であった。

南北に長細く伸びた七尾城は、最高所を占めた本丸を要に、東西ふたつの尾根に曲輪群を展開した。また本丸の南側には背後の守りを固めた曲輪を配置した。東西の尾根に挟まれた南北の谷は七尾城に入りする主要な城道であったと考えられる。

七尾城の曲輪配置には一貫した特徴を見て取ることができる。それは、尾根上の自然の高まりを利用した副次的な中心郭によってまとめられた曲輪群をひとつの単位とし、この単位をくりかえすことで大きな城域を構成したことである。これは長く尾根上に伸びた城域を効率よく編成し、防御していくのに、ひじょうに適した方法であった。

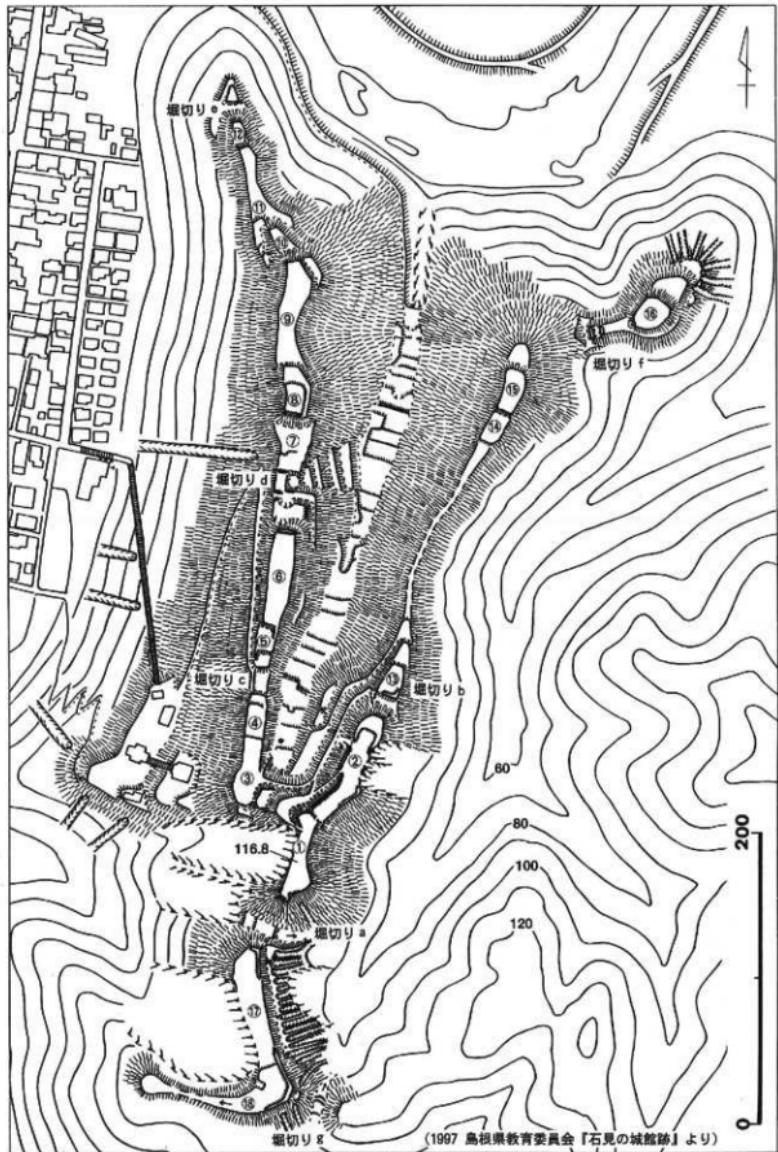
中心部からそのようすを見ると、まず通称本丸と呼ばれる主郭①と二の段②、辰の段③を含む曲輪④がひとつの単位を構成した。前後は堀切りaと、堀切りb・cによって区切っていた。堀切りcは、堀だけではなく小規模な曲輪としても機能した可能性をもつが、先に指摘した単位群の境界として機能したことは間違いない。

西側の尾根では、つづいて千疊敷⑤を中心にして曲輪⑥の太鼓の段などを含むまとまりがあった。この前面は堀切りdによって区切った。その先には曲輪⑦を中心とした⑦～⑫の曲輪群が位置した。前面の堀切りeが最前線の防御線となった。この周辺は尾崎丸の名称をもつ。尾崎丸についてはのちに改めて述べる。

東側の尾根では、主郭群の前衛の役割を果たした曲輪⑬を中心とした曲輪群があり、その先は長く細いやせ尾根となっていた。この部分には建物などを配置することは難しく、主に連絡路として使用したのであろう。

そしてこの北に曲輪⑭を中心とした3段の曲輪群があった。前面は二重になっていた堀切りfを備えた。この堀切りfが二重にされていたのは、曲輪⑬の単位の前面を防御するといった機能だけではなく、その先の曲輪⑮を盟主とした良の出丸が背後からの攻撃に備えるといった役割をもったからである。さらに主郭の背後の尾根つづきには、曲輪⑯を中心とした郭群を配置した。南東への尾根つづきには堀切りgを設けて、城域南端の結界とした。

西側の曲輪群のまとまりは、単純に自然地形に沿って尾根上で連絡しただけではなく、独自の道



第51図 七尾城縄張図

筋をもった。千畳敷と戸の段との間の堀切り c 部分と、千畳敷を中心としたものと曲輪⑧を中心とした郭群との間の堀切り d は、七尾城への主要登城路であった谷筋の曲輪から直接行き来できるようになっていて、曲輪群の連絡関係からみても一定の独立性をもっていたことがわかる。

さらにこれまでの木原 光氏や寺井 豊氏の踏査によってそれぞれの曲輪群の中心となっていた曲輪において瓦が散布することが確認されている。主郭や二の段の発掘成果から考えて、最終段階にこうした城郭全体としては副次的な中心郭に瓦葺きで礎石建ちの建物が備えられ、視覚的にも機能的にも要として機能したと推定できる。

2. 曲輪群の空間構成

七尾城を構成した曲輪群の 7 つの単位を指摘したが、その内部はどのようにになっていたのであろうか。ここでは発掘調査によって空間構成が判明してきた中心曲輪群（主郭・二の段を核にしたまとまり）について検討を行う。曲輪群は主な尾根筋上に位置した主要な曲輪、主な尾根筋上にあるが自然の傾斜が急な場所の腰曲輪、曲輪脇の斜面に長く伸びた帶曲輪の 3 つを組み合わせからできていた。これらの諸曲輪は、それぞれに分かれた機能を発揮していたと考えることができる。

まず主郭には、二の段との境に瓦葺きで礎石建ちの櫓門があり、空地を挟んだ曲輪の奥に大きな礎石建ちの建物があった。この櫓門は、玉井哲雄氏より寺院建築との関連が指摘されており〔玉井1996〕、寺社の建築に携わった大工を城郭建築の技術者として編成していったようすを具体的に示す。

さらにこの門は櫓門形態という防御上堅固な形態をとりながら、門の前では城道が屈曲を伴わず直線的な導線にとどまっていた。このことは最終段階の七尾城が整えられた段階に、枠形に代表される虎口空間を伴った出入り口をつくり得なかったことを示している。さらにもっとも立派な門を主郭近くに配したこと、天文期から天正初年の様相によく一致する。

主郭奥に建てられた建物はかまどを備えた。そして各部屋には大きな囲炉裏をもった。冬の寒さに備えたつくりと考えられ、年間を通じての使用を考慮していたことがわかる。この建物に接した溝からは儀礼に関わって使用した大量の土師皿が出土しており、そして先述のごとく建物の北側には大きな空地が組み合わされていた。こうした儀礼を示唆する遺物の出土と、空地と建物の配置関係から〔小野1994〕、この建物は七尾城内のもっとも中心に位置し、主殿として機能したと考えてよいだろう。

二の段からは、南辺中央で二の段に入りするための門を検出した。また、二の段北端の土塁際の曲輪内で礎石建物を 2 棟検出し、さらに土塁上に 1 棟が位置した可能性がある。曲輪内の建物と土塁との間には敷石を伴った池があり、土塁を築山に見立てた庭園を備えたことがわかる。この建物群は、庭園を伴ったことから会所と常御殿を兼ねた機能を担ったと評価できる。もとより、さらに曲輪中央部寄りにいくつかの建物があって、機能を補完していたと考えられるが、具体的な建物規模は不明である。

土塁上の建物は、庭園との関わりから茶室的な建物との想定も成立つ。しかし、この場所は二の段・本丸からなった城郭中心部北端の堀切りに臨み、かつ北側の曲輪群につづく城道が足下を通った防御の要であった。こうしたことから、この建物は防御的な機能を中心に発揮した櫓であったと推測したい。

主郭と二の段の検討から、尾根筋上の大型の曲輪は、居住・政治・儀礼といった城郭に求められた中枢機能を果たした、主要な空間であったことを明らかにできた。つぎに腰曲輪と帶曲輪について見ていく。

腰曲輪では調査の結果、墨線に沿って頑丈な築地塀を巡らしたことが明らかになった。主尾根筋上ではあるが傾斜の転換点に位置した腰曲輪は、合戦時に主要な曲輪への突入を防ぐ、防御空間としての機能を強くもつたのである。さらに腰曲輪内部の空地は、籠城時に軍勢や避難者を収容することを可能にした。

帶曲輪の調査では曲輪いっぱいに人型の多間櫓があったことが判明した。この多間櫓をどのように使用したかを示す出土品はないが、谷筋からの大手道の突き当たりに位置したという立地と、生活用具の出土品が乏しいことから、兵糧や武器・武具を収納した蔵として機能したものと考えられる。注意したいのは、まさに建物の平面と曲輪の削平が一致したこと、当初から縦密な計画性をもって普請と作事を行ったことを示すものである。

のことから、主要な曲輪の脇に設けた帶曲輪が、さまざまな物品の収納を行う空間として機能したと理解することができる。さらに、ここで検討したような大型の帶曲輪は中心曲輪群を除いた他の曲輪群には見受けられることに留意すべきであろう。もとより他の曲輪群でも一定の収納・貯蔵が行われたことはいうまでもないが、中心曲輪群の収納は他から卓越していたのであり、これは城主の卓越度を示したとともに、城全体に関わった公の貯蔵としての意味をもつたのである。

中心曲輪群は、発掘成果からきわめて蓋然性の高い復原ができた。しかし、その他の曲輪群については、まだ充分な発掘が行われておらず、内部空間を具体的に明らかにすることは難しい。ただし先に確認したように、七尾城は7つの一定の独立性を備えた曲輪群で構成していたという網張りの特徴をもつた。

この全体の成り立ちから考えて、曲輪群の内部空間の構成も、主郭を中心とした曲輪群の求心的な機能分化を見るより、等質的な空間使用が、各曲輪群の単位で繰り返されたと見るべきであろう。つまり、それぞれの曲輪群では、主郭・二の段を中心とした中心曲輪群には及ばないものの、一定程度の完結性をもつた屏風地が營まれたと推測されるのである。

現在地表面から観察できる七尾城のこうしたプランは、いつ成立したのであろうか。主郭南端の推定主殿の調査区から出土した陶磁器の90%が、16世紀第3四半期に属しており、まさにこの時期に今日見る七尾城が形成されたことが明らかである。それ以前の七尾城は、1336年の「三隅兼連軍忠状」に見える北尾崎の木戸などから考えて、北東尾根先の「尾崎丸」周辺に中心があつたと復元することができるであろう。この初期段階の七尾城は、山麓に居館があり、尾根上の城郭は戦時の要害として使用したものと考えられる。七尾城に見られたような尾根先端の小規模城郭から、山塊全体を使用した城郭への転換は、毛利氏の拠点であった広島県吉田町の郡山城でも確認できる。

3. 破壊空堀群の年代と機能

山城としての七尾城を特色づける造構に、城城の南と北東の端に設けていた破壊空堀群をあげることができる。破壊空堀群は破壊空堀群あるいは連続空堀などとも呼ばれるもので、基本的に曲輪下の緩斜面に堅堀と堅土壁を交互に連続して築いたものを指す。北は青森県から南は宮崎

県までこの防御施設が分布したことが判明しており、戦国期から繩豊期にかけて各地でさかんに使用したことがわかる。同様の施設は11世紀のドイツ南部でも知られ、人類的には土づくりの城郭の最終段階に出現した特徴的な防御施設といえる。

石見地域における畝状空堀群については寺井 毅氏が詳細な踏査をもとに的確にまとめている [寺井1993]。そして七尾城を含めた益田氏関連の畝状空堀群の構築時期を弘治元年(1555)～永禄3年(1560)の毛利氏との係争期と比定した。畝状空堀群の成立時期が絞り込める希有な事例のひとつ、北九州市小倉南区に所在する長野城は、やはり毛利氏との戦いに備えた永禄11年(1568)の「長野大事」頃に、中国・山陰の影響を受けたものと考えられる。

また七尾城をはじめ右見の畝状空堀群は、横堀と組み合わせないI類の型式で、古式の特徴をもった [千出1989]。このことも天正期以前の畝状空堀群の様相に一致し、遺構成立の年代観を補強する。そうした九州への畝状空堀群の伝播時期、あるいは全国的な動向と展開とを勘案すると、寺井氏の時期比定は間違いないと評価できる。

先に述べたごとく、七尾城では畝状空堀群を2ヶ所に用いていた。艮の出丸の先端に設けた畝状空堀群は7条の堅堀を放射状に配したもので、尾根先のものとしてはもっとも一般的な形態を示した。尾根筋からの侵入を迎撃し、側面への回り込みを防いだ。ただし背後の曲輪面との比高差はひょうに大きく、約12mを測った。畝状空堀群の頭の位置にある細長い空地は、本来、堀切りであったと考えられ、空堀の外側に畝状空堀群をさらに敷設したという改修でできあがったためと考えられる。

本丸背後の尾根つづきの曲輪⑪・⑫に設けた畝状空堀群は、七尾城東側の谷を登り切った場所にあった。基本的には、この谷筋に深く侵入し、本丸の背後を突こうとした敵に備えたもので、さらに背後の山系から斜面を横移動してくる敵をも遮断したものであった。堅堀は16条におよび、地形に従いながらほぼ平行して伸びていた。遺構は明瞭に残るが、一部を崩落で失ったことは惜しまれる。

この畝状空堀群のうち、北側から数えた2・3条の部分はわずかな尾根地形にあたっていた。そのままでもほとんど問題にならないような微細な地形の凹凸であったが、念のために堅堀頂部から20mほど下に、尾根を断ち切る堀を入れて、万全の体制を整えた。このため、ここだけが左右の堅堀を中位部で堀切りがつないだ形になっている。きわめて慎重に地形を観察しながら畝状空堀群を敷設したことがよくわかる。

形式的に畝状空堀群を導入したのではなく、どのように配置したらより効果的になるのか、精通していたことを示すともいえる。石見地域の畝状空堀群は畿内から丹波・丹後などを経由して、あるいは瀬戸内海沿岸を経由して入ったと考えられるが、この地域でもさかんに用いた中で、ひょうに高い水準に達したのである。このことが北部九州において畝状空堀群が一層発達していく基礎になったと見てよいだろう。

曲輪⑪・⑫の畝状空堀群は、背後の曲輪面との比高差が4～5mを測り、標準的な位置関係であった。畝状空堀群に面した曲輪端部には土壁の痕跡が認められ、これを盾にして防御を効率よく行ったものと思われる。おそらく七尾城周辺の地形が急峻なため、畝状空堀群の敷設部位は2ヶ所に留まったのであろう。緩やかな部分があれば、さらに大規模に使用したと考えられる。

4. 戦国期拠点城郭としての七尾城

七尾城の成立過程と内部構造を分析していくと、この山城を、発掘成果では16世紀代3四半期、文献と周辺城館からは弘治元年（1555）～永禄3年（1560）という、いずれの方法でも一致する時期に大きく改修したことが確認できる。しかし、それを益田氏と七尾城をめぐる地域の事情だけで解釈することは、正しくないであろう。何故ならこの時期は、全国的な戦国人名の本拠が変貌した画期にあたったからである。その動きは、守護大名時代以来の居館型の平地城郭から、山城へと一齊に拠点が移動したことによる特徴があり、近畿地方などはやいところでは天文期に端緒を見ることができる。これは単に山城を軍事的に整備したことではなく、人名自ら山上に住み、山腹・山麓に屋敷群や城下をひとまとまりに形成したことに、前代との大きな違いがあった〔千田1996〕。

七尾城の変革も、まさにこうした全国的な城郭の変化のなかで達成されたものと評価しなくてはならない。こうした基本的な性格をもったが故に、発掘で明らかになった主郭や二の段から大規模な主殿や会所・常御殿、数々の日常生活品を検出したのであった。一般に七尾城のような高所に人びとが居住したことは現代の常識ではにわかに信じがたいであろう。しかし上杉謙信の春日山城、織田信長の岐阜城、近江六角氏の觀音寺山城など、登頂するだけでも困難な高所に人名とその家族がくらしたのが、戦国期拠点城郭の時代なのであった。つまり、七尾城の変化は、戦国期拠点城郭形成と捉えて、はじめて意味するところが明らかになるのである。

そこで改めて七尾城の全体構成を振り返ってみよう。改修後の七尾城は、7つの曲輪群のまとまりに分けて考えることができ、あたかも中規模の城郭が集合することで、ひとつの大きな城郭を形成したことが思い出される。このことは、主郭を中心とした曲輪群が一定度の求心性はもつたが、全体としては相対的に独立した曲輪群の集合体であり、主郭を核とした強い求心性を貫徹できなかったことを意味する。そうした全体構成は、築城主体の連合的な権力構造を示し、当該期の益田氏権力が、連合的な構造であったことを明らかにしているのである。

5. 三宅御土居

三宅御土居は、天正11年（1583）の人改修によって、現在に残る規模が整ったとされる〔益田市志編纂委員会1975〕。御十居の場所にはすでに平安期から何らかの施設があったことが発掘で明らかになっており、そうした由緒を継承して館が構えられたのである。遺物は14世紀以降急増しており、益田文書の示すように14世紀後半に益田兼見が規模をまずは整えたに違いない。

改修後の御土居は、南北面は自然流路によって防御し、東西面は高さ5mの土塁と幅6m、深さ2～4mの箱堀を巡らして防御したことが判明した。さらに南・西面では、土塁と堀の間に帶曲輪を配しており、御土居とはいうものの、いわゆる館ではなかった。三宅御土居は平城としての構えをもっていたのである。

從来から指摘されている三宅御土居の最大の謎は、南北の土塁を欠くことと、その立地であろう。しかし、それは益田氏権力の拠点移動と城下町という視点から見れば、解釈できるのではないだろうか。たとえば新潟県の高田周辺では、先にも事例としてあげたように中世の拠点は内陸の春日山城と海際の直江津であった。近世初頭に一旦は春日山山麓に中心集落をつくることが試みられたが頓挫し、ついで港の直江津に接した福島に城を築き、海運・流通を直接把握した一元的城下町を形成することが行われた〔小島・千田1994〕。

また長宗我部氏の本拠であった高知県の岡豊城下でも、近世初頭に曲折を経ながら直接海に面した浦戸城へ移転することで、一旦、近世的な城下町を実現した。福島城下町・浦戸城下町とともに、高田城下町・高知城下町といったさらなる城下町移転を必要とした過渡的な性格を強くもった都市であったが、こうした近世初頭の海辺への拠点城郭の移転は、まさに全国的な動向であった。城郭・城下移転は、それ以前の中世の二元性にもとづいた城下町構造を克服し、領上側が直接流通・経済を把握していく必然的な方法として実行された政策にはかならない。

天正11年の三宅御土居の改修も、まさに益田川に直接面した、城下とひとつづきの場所に城を移すということに最大の意義があった、と解釈できるのである。益田川は、中世今市船着場遺跡をあげるまでもなく日本海の海運とつながっていた。発掘調査によって三宅御土居の北側堤線は、防御に適するように土塁で囲郭したのではなく、荷揚げなどに好都合であった階段状の整形を行ったことが確認できた。こうした一見不可解な構造は、積極的に海運を掌握しようとした益田氏の意図を雄弁に語るものとしなくてはならない。

こうしたことは城下構造の解釈にも影響を与えるであろう。従来、中世益田の城下を七尾城との組み合わせで解釈することが多かったが、城下の整備は三宅御土居の改修と時期を同じくしてさらに進められたことを検討すべきである。明治年間の地籍図や米軍の航空写真では三宅御土居の東側にいくつかの方形区画を読みとることができ、益田川北岸の自然堤防上に武家屋敷群を構えていた可能性がある。ただし、それでもなお益田城下は中世的な散在性を色濃く留めたことは間違いない。そして、この段階にも七尾城は臨時の要害として、最低限の維持管理を行ったと推測できる。

このように見ると、益田は中世の山城の形成史と戦国期の劇的な変化、さらには戦国末～近世初頭の水際・町際への城郭の進出と一元的城下町形成といった、中世から近世初頭にかけてのさまざまな城と町の動きを凝縮して見ることができる希有な例であることがはっきりする。しかも、そうした中世起源の都市構造は、景観の骨格として現在も生きているのである。こうした歴史的風土が「中世を活かした町づくり」として、末永く遺すことになったことは、画期的なことである。関係の方々のご苦心と益田市民の決断に心から敬意を捧げ、報告をしめくくりたい。

引用文献

- 井上寛吉ほか 1995 「小物集中世の城・城・まち」『月刊歴史手帳』第23巻5号。
小野正義 1994 「被西開拓・通航の障害丸城とその意義」『伝道』第46巻第3号、pp.54-80。
木原 光 1991 「三宅郷上ノ郷」益田市教育委員会。
木原 光 1991 「三宅郷下ノ郷」益田市教育委員会。
小島道裕・下田昌也 1994 「城と郷町」『月刊歴史手帳』第10巻・中冊4、岩波書店、pp.193-223。
千田嘉博 1989 「中世城郭から近世城郭へ」『月刊歴史』第365号、pp.37-45。
1994 「中世城郭から近世城郭・丸城へ」『文化学術論集』奈良大学文化財学論叢刊行会、pp.437-468。
土井門謙 1985 「建築史から見た七尾城と城郭型城下町益田」『月刊歴史手帳』第23巻5号、pp.31-35。
寺井 駿 1991 「石見若狭氏の城址説・松山城・近江一本松城の城郭型城下町についての考察」『鳥取考古学会誌』第8号、pp.87-96。
益田市歴史編纂委員会 1975 『益田市誌』上巻。
三宅御土居跡を守る会 1992 「いま、よみがえる中世の益田」。

益田七尾城跡出土遺物の組成－陶磁器を中心にして－

村 上 勇

1.はじめに

この小論では、平成4年度から平成9年度にかけて実施された、益田七尾城跡の発掘調査と表採で得られた遺物の組成を検討し、遺構の性格や遺物の持つ歴史的な特性に触れて見たい。

2.出土遺物の組成

表1は遺跡から得られた全遺物を陶磁器を中心に分類したものである。本丸南端の遺物は、すなわち主郭奥の建物に伴うと考えられるものであるが、ここからは3,966点の上師質上器皿片と156点の上師質の鉢・鍋片が出土した。やきものの合計は4,436点であるので、それぞれが全体に占める割合は89.4%と3.5%であり、上師質上器全体では92.9%になる。瓦質土器は52点で1.2、瓦片は60点で1.4%を占めている。陶磁器の碗・皿は大半が中国製品で、青磁の碗・坯・皿が12点で0.3%、白磁は皿が主体で66点で1.5%、青花(染付)は碗が主体で93点で2.1%、その他陶磁器に分類した翡翠釉小皿や褐釉陶器などを含めると、中国陶磁がやきものの全体に占める割合は4.1%になる。また、備前焼片は10点で0.2%を占め、他に朝鮮陶磁の碗・瓶が6点と美濃天目が5点、古瀬戸の瓶子が1点出土している。この調査区からは、この他に鉄釘状鉄器29点、鉄器・鉄片33点、青銅製品2点、銀製品と見える小さな円板状のもの1点、古錢12点、鉄滓11点などの金属器と関連資料が出土し、さらに硯片2点、円形小石4点、小土塊・焼土塊・土壁片11点、滑石片2点、貝殻片2点、木炭片18点が出土している。

以下、総ての調査区毎の遺物の破片数を数え上げているが、特に点数が多く、主要な建物が検出された本丸北端(櫓門跡)や二の段北端(建物二棟)、二の段西側帶曲輪(11間×2間半の長大礎石建物跡)、厩の段については、それぞれの遺物の占める割合をパーセントで括弧の中に表示している。益田七尾城跡全体では9,867点の遺物が出土し、その内やきものは9,422点で95.5%を占めている。中でも十師質土器は皿片が中心で7,730点78.3%、瓦質土器は84点で0.9%、瓦は1,279点で13.0%、青花・白磁・青磁などの中国陶磁は281点で2.8%、備前焼は32点で0.3%などであり、金属関係品は291点2.9%、その他は154点1.6%になる。なお、江戸時代後半以降の日本陶磁片や弥生土器・須恵器などの遺物が94点あったが、今回の内容の検討と直接の関係がないので表から省いてある。

さて、この表から顕著に窺えるのは、本丸南端と二の段北端では十師質土器の占める割合が高く、特に本丸南端では皿片だけで90%近くになっている点である。この二箇所の建物では、上師質土器皿、いわゆるかわらけを多く使用する生活形態が常化して営まれていたことを示唆している。厩の段でも土師質土器は79.2%を占めているが、ここでは皿ではなく、鍋や鉢の人型品が多く、20.1%であるのが注目される。

次ぎに、本丸北端では瓦の占める割合が43.9%と極端に多く、この建物が瓦葺きであったことを窺わせる。なお、二の段西側帶曲輪も瓦が21.5%の割合を占めている。本丸跡北側腰曲輪や二の段南端の様子からは、本丸北端からの流れ込みと速断できない点もあるが、遺物の絶対数が少ないので、なお慎重な検討を必要とするように思われる。

中国製陶磁器は青磁39点、白磁94点、青花124点、翡翠釉・褐釉陶・五彩・天目等16点合計273点でやきものの全体に占める割合は2.9%である。ここで注目されるのは、本丸南端で、青磁12点、白磁66点、青花93点、翡翠釉・褐釉陶9点の計180点と圧倒的に多く、全中国製陶磁器に占める割合は65.9%である。これに比べ、本丸北端は2点が出土しただけで、その相違はきわ

だっている。なお、二の段北端は19点で、ここでは青磁の占める割合が多く、天目も中国製と考えられ、他の地域とはその構成を異にしているのが注意される。二の段西側帶曲輪は、やきものの全体としては107点で絶対数が少ないが、中国製陶磁器は13点で12.1%を占めており、内容としては青磁の香炉や盤、青花の壺蓋などが含まれているのであって、この長大な礎石建物跡の性格については慎重な検討を有すると思われる。廻の段もやきもの全体149点に対して中国製陶磁器片は22点で14.8%の割合を示し、青磁に対して白磁や青花が優位である。

なお、朝鮮製陶磁器は全体で8点、0.1%弱の内容であり、中国陶磁器との比較から貿易陶磁の主体が中国陶磁器にあったことはこの地域でも明らかになったと言つて過言ではあるまい。

この他、13世紀代の古瀬戸の瓶子2点と14世紀後半から15世紀前葉と考えられる香炉が1点出土しており、16世紀代と考えられる美濃天目碗8点がある。前者はこの城の戦国期以前の様相を窺う上で参考になる資料であるが、出土数が少なく、単発的なものであり、資料の増加と伴走する遺物の検討が可能になる時期を待ちたい。

以上、陶磁器の組成について見てきたが、今一つ備前焼が全体で32点程出土しており、やきものの全体の0.3%を占めている点に特に注目しておきたい。

やきもの以外では鉄釘状鉄器や鐵器が目につくが、興味深いのは、鉄洋58点、るっぽ4点、小銅塊6点、小形皿形洋、小鉄塊、鉄砂塊各1点など、鍛冶や鋳造が行われていたことを証明する遺物が出土していることである。また、これが遺構の検出された本丸北端だけでなく、遺跡全体に見られることに注意する必要があると思われる。

3. 出土遺物の特色

益田七尾城跡から出土した遺物の分類表を見ると、上に述べたような特徴が読み取れよう。次ぎに、これらの点が、時代的にも性格的にも類似の遺跡と比較してどういう特色を持っているか若干の検討を加えることにしたい。

まず、土師質土器皿が遺物の中心を占める点はどうか。近隣では益田氏が密接なつながりを持った山口市の内氏館跡から、圧倒的な量の土師質土器皿が出土することが知られている。ロクロ水挽きによる極めて薄い皿と京都系上飾器と呼ばれている手づくねのやや厚手の皿の二種があり、前者は在地のものである。後者は小京都化が進んだ16世紀中頃を中心に、大内の館と関連寺社及びその周辺からだけ8割の比率で出土するようになるという。益田七尾城からは京都系の特徴を持つもの4点、大内系のもの18点を数えるが、その他は総て在地産の4形式5種に分類されるものである。土師質上器皿、いわゆるかわらけの持つ意味を積極的に検討した小野正敏は、福井県一乗谷の朝倉氏関連遺跡群の資料を分析して、土師質土器は調査した地区では大体50~60パーセントであるが、当主の館であった朝倉館だけは95%とかわらけの比率が異常に高く、これは京都近辺並みの数値であるといっている。かわらけはハレの場で大量消費される道具であり、そのため使用者の階層の差異が最も良く現れるとも指摘している。城主とそうでない層の比較を鮮明にするため、天文6年(1537)に尼子経久の次男国久が築造した島根県広瀬町の新宮党館跡の例を見ておきたい。天文23年(1554)、当主尼子晴久の手によって滅ぼされた館の主要な建物に伴って検出された遺物は、青磁155点・白磁112点・青花187点・褐釉陶156点で中国製陶磁器片が66.0%を占めていた。日本製では備前が176点で19.0%、土師質土器が97点で10.5%であった。この館が存在する新宮谷全体では6個所の調査で、1,967点の遺物があり、中国製陶磁が29.3%、備前焼が15.7%、土師質土器が32.0%であった。なお、益田氏と縁籍関係を結んだ広島県山縣郡豊平町の吉川元春館跡の第1次調査では37,609点のやきものが出土し、土師質土器の占める割合は95.4%、瓦質土器が0.1%、國産陶器が1.2%、輸入陶磁器が

3.3%であった。第2次調査分でも土師質土器が95.7%を占めた。

こうした点を踏まえると、本丸南端と二の段北端は、城主を中心とした生活が営まれていた場所であることが明らかになったといえる。そこでは他の戦国領主と同じように権威を誇示するための儀式や宴会が催されていたことを意味しているが、上杉・朝倉・大内氏などの守護大名が京都に向けたまなざしとは異なり、ほとんど総て領域内で生産された十師質土器を一貫して使用していた点に、益田氏の特質が認められる。

一乘谷朝倉氏関連遺跡では、中国製の陶磁器は青磁・白磁・青花(染付)が主で、その比率は4:4:2位であるという。七尾城の組成はこの点では新宮谷全体の傾向に近く、新宮谷では青磁75点(碗35・皿28・他12)、白磁264点(碗3・皿228・他33)、青花205点(碗53・皿130・他14)を数える。ここでは益田七尾城の遺物が16世紀の前半から第3四半期過ぎの間に使用されて廃棄されたという前提で検討を加えており、若干の遺物を別に論ずれば、時期的な理解に大過はないと考える。一乘谷の遺物に青磁が多いのは、この遺跡が15世紀の末から積極的な町づくりを行った結果であり、16世紀に入ると青磁の比率が減少するのは、月山富田城関連遺跡の結果からも看取される。吉川元春館跡は16世紀第4四半期の遺物が中心であるが、青花は第1次調査では陶磁器全体1,671点の52.9%を占め、白磁が7.7%、青磁が4.8%であり、第2次調査では324点の陶磁器の内、青花が50.0、白磁が10.5、青磁が0.6%でこの時期の青花の爆発的な増加を端的に反映している。

ここで、視点を変えて、余り出土しなかったものの意味を考えて置きたい。新宮党館跡で備前焼が19.0%を占めており、永禄7年(1564)頃、毛利氏の手により落城した出雲・伯耆国境にあった島根県能義郡伯太町の安田要害山城(長台寺城)からは、コンテナ2箱分の備前焼の大甕片の他に青磁5・白磁15・青花8・褐釉陶器1点などが出土した。³⁾近作調査された月山富田城本丸跡には、雨水溜めと考えられる備前焼の大甕が平坦面一面に整然と埋設され、他に空地がないような状態であり、永禄9年(1566)の尼子氏落城前の悲壮な籠城の様子を物語っていた。吉川元春館跡でも1.0%を備前焼が占めており、これらの遺跡の状況と比較すれば、七尾城の備前の占める0.3%という割合は余りにも小さいように思われる。したがって、益田氏の天文年間の脅威というのも、極めて状況的・精神的なものであり、上記のような城の場合とは決定的な乖離がなお存在している。七尾城の大規模な整備の背景はこうした点もふまえて考察する必要があるように思われる。

各陶磁器の持つ細かな特性に触れる余裕はすぐではないが、8点程確認された翡翠釉小皿について触れておきたい。この種の皿は中国南部地域の製品と考えられるが、益田氏の関連遺跡である美濃郡匹見町の水田の上遺跡や、小笠原氏が関係した邑智郡川本町の丸山城跡、吉見氏関連の鹿足郡津和野町の遺跡など右見各地の戦国期の遺跡で少量ではあるが確認されている。富田城関連遺跡群からはより多くの翡翠釉小皿が出土しているが、用途についてはなお判然としていない。当該地域でも注意を引く遺物であり、詳細に言及しなくてはならないが、ここでは遺物の組成の大まかな特徴を述べるに留め、こうしたその他の課題については後考を期すことしたい。

1) 占賀信幸「みやこの土師器と山口の土師器」「山口地方史研究」第71号、平成6年、山口県地方紙研究会

2) 小野正敏「福井県一乗谷における陶磁器の組成と機能分担」「貿易陶磁研究」NO.4、1984、日本貿易陶磁研究会
「一乗谷城下町の考古学」1997、講談社

3) 村上、勇「島根県富田城関連遺跡群出土の陶磁」「貿易陶磁研究」NO.7、1987、日本貿易陶磁研究会

4) 「吉川元春館跡第1次発掘調査概要」、「吉川元春館跡第2次発掘調査概要」、1994、1995、広島県教育委員会

5) 安田要害山城跡調査団「伯太町・安田要害山城跡調査報告書」「松江考古」第8号、1992、松江考古学講話会

表類分器磁陶出土跡城尾七田益